

衆議院 厚生労働委員会 議 議 録 第 九 号

平成十四年四月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 森 英介君
理事 鴨下一郎君 理事 鈴木 俊一君
理事 長勢 甚遠君 理事 野田 聖子君
理事 釘宮 磐君 理事 山井 和則君
理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君
理事 岩倉 博文君 理事 岡下 信子君
上川 陽子君 木村 義雄君
北村 誠吾君 後藤田正純君
佐藤 勉君 自見庄三郎君
田村 憲久君 竹下 巨君
竹本 直一君 棚橋 泰文君
西川 京子君 林 省之介君
松島みどり君 三ツ林隆志君
宮澤 洋一君 谷津 義男君
吉野 正芳君 大島 敦君
加藤 公一君 鍵田 節哉君
金田 誠一君 五島 正規君
今野 東君 土肥 隆一君
三井 辨雄君 水島 広子君
江田 康幸君 榊屋 敬悟君
樋高 剛君 小沢 和秋君
木島日出夫君 阿部 知子君
中川 智子君 野田 毅君
川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君
法務副大臣 横内 正明君
厚生労働副大臣 宮路 和明君
厚生労働副大臣 狩野 安君
厚生労働大臣政務官 田村 憲久君
政府参考人 高橋 健文君
(内閣府政策統括官)

政府参考人 漆間 巖君
(警察庁警備局長)
政府参考人 清水 潔君
(文部科学省大臣官房審議官)
政府参考人 篠崎 英夫君
(厚生労働省医政局長)
下田 智久君
政府参考人 宮島 彰君
(厚生労働省健康局長)
政府参考人 尾崎 新平君
(厚生労働省医薬品保健部長)
日比 徹君
政府参考人 澤田陽太郎君
(厚生労働省職業安定局長)
酒井 英幸君
政府参考人 岩田喜美枝君
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)
真野 章君
政府参考人 眞野 章君
(厚生労働省社会・援護局長)
政府参考人 高原 亮治君
(厚生労働省老健局長)
堤 修三君
政府参考人 大塚 義治君
(厚生労働省保険局長)
坂本 哲也君
政府参考人 坂本 哲也君
(厚生労働省政策統括官)
厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動
四月十七日
新任 竹下 巨君 補欠選任 岩倉 博文君
辞任 岩倉 博文君

同日
家西 悟君 今野 東君
辞任 岩倉 博文君 補欠選任 竹下 巨君
今野 東君 家西 悟君

四月十五日
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(津川祥吾君紹介)(第一七三七号)
同(小林守君紹介)(第一八四五号)
同(佐藤公治君紹介)(第一八九〇号)
同(牧野聖修君紹介)(第一八九一〇号)
患者負担引き上げ中止に関する請願(金子哲夫君紹介)(第一七七八号)
同(黄川田徹君紹介)(第一七三九号)
同(小沢和秋君紹介)(第一七九五号)
同(大森猛君紹介)(第一七九六号)
同(木島日出夫君紹介)(第一七九七号)
同(児玉健次君紹介)(第一七九八号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一七九九号)
同(瀬古由起子君紹介)(第一八〇〇号)
同(中林よし子君紹介)(第一八〇一〇号)
同(春名眞章君紹介)(第一八〇二〇号)
同(不破哲三君紹介)(第一八〇三〇号)
同(藤木洋子君紹介)(第一八〇四〇号)
同(松本善明君紹介)(第一八〇五〇号)
同(石井郁子君紹介)(第一八五八号)
同(大幡基夫君紹介)(第一八五九号)
同(穀田恵二君紹介)(第一八六〇号)
同(藤木洋子君紹介)(第一八六一号)
同(松本善明君紹介)(第一八六二号)
同(吉井英勝君紹介)(第一八六三号)
社会保障を拡充し、将来への安心と生活の安定に関する請願(首藤信彦君紹介)(第一七四〇号)

同(三井辨雄君紹介)(第一七四一〇号)
同(柿澤弘治君紹介)(第一八〇六号)
同(中野寛成君紹介)(第一八〇七号)
同(柿澤弘治君紹介)(第一八六四号)
同(城島正光君紹介)(第一八六五号)
同(長妻昭君紹介)(第一八六六号)
社会保障拡充に関する請願(熊代昭彦君紹介)(第一七四二号)
同(鴨下一郎君紹介)(第一八六七号)
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(平岡秀夫君紹介)(第一七四三号)
同(山花郁夫君紹介)(第一八〇九号)
同(中川智子君紹介)(第一八六九号)
同(山花郁夫君紹介)(第一八七〇号)
児童扶養手当抑制案の撤回に関する請願(平岡秀夫君紹介)(第一七四四号)
パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願(松本善明君紹介)(第一七四五号)
同(中野寛成君紹介)(第一八二〇号)
移行教育の早期実現と看護制度一本化に関する請願(金子哲夫君紹介)(第一七四六号)
安全で行き届いた看護実現に関する請願(金子哲夫君紹介)(第一七四七号)
国民の医療と国立病院・療養所の充実・強化に関する請願(川内博史君紹介)(第一七四八号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(相沢英之君紹介)(第一七四九号)
同(石破茂君紹介)(第一七五〇号)
同(岩屋毅君紹介)(第一七五一号)
同(江藤隆美君紹介)(第一七五二号)
同(大島章宏君紹介)(第一七五三号)
同(鎌田さゆり君紹介)(第一七五四号)
同(北村誠吾君紹介)(第一七五五号)
同(熊代昭彦君紹介)(第一七五六号)
同(栗原博久君紹介)(第一七五七号)

国の役割があることを強調し、反対討論を終わります。(拍手)

○森委員長 以上で討論は終局いたしました。

○森委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○森委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森委員長 この際、本案に対し、鴨下一郎君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。福島豊君。

○福島委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、退職金制度が高齢社会において労働者の老後の生活保障としての機能を持つものとして今後一層重要な役割を果たすことに十分留意しつつ、本法の施行に当たり、次の事項について適切な処置を講ずるべきである。

一 勤労者退職金共済機構の役員について、資産運用等制度運営に係る責任を明確化するとともに、加入者が制度の運営状況を的確に把握できるように、機構における情報公開を更に進めるとともに、外部評価システムの導入など機構の事業運営の一層の透明化に努めること。また、機構は、基本ポートフォリオの作

成に当たって外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

二 退職金水準を向上させるよう、加入企業に對して掛金の引上げに努めることを求めるとともに、運用状況が良好に推移した場合には、総合的に判断の上、予定運用利回りの引上げを検討すること。

三 地方公共団体や関係諸団体の協力を得つつ、本制度の普及促進を図るとともに、増大するパートタイム労働者等に対しても加入促進策を積極的に進めること。また、特定業種退職金共済制度において、引き続き共済手帳の交付及び共済証紙の貼付の履行確保に努めること。

四 適格退職年金制度の廃止が予定されていることに鑑み、中小企業退職金共済制度への移行について遺漏なきようにすること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

(賛成者起立)

○森委員長 起立多数。よって、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

この際、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 たいま決議のありました本法案に對する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいれる所存でございます。ありがとうございます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○森委員長 次に、厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官高橋健文君、警察庁警備局長漆間麻君、文部科学省大臣官房審議官清水潔君、厚生労働省医政局長篠崎英夫君、健康局長下田智久君、医薬局長宮島彰君、医薬局食品保健部長尾崎新平君、労働基準局長日比徹君、職業安定局長澤田陽太郎君、職業能力開発局長酒井英幸君、雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、社会・援護局長眞野章君、社会・援護局障害保健福祉部長高原亮治君、老健局長堤修三君、保険局長大塚義治君及び政策統括官坂本哲也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西川京子君。

○西川(吉)委員 おはようございます。自由民主党の西川京子でございます。きょうは、坂口大臣も、狩野副大臣、両副大臣以下、大変長い御質疑で一日大変だと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。今、大変厳しい経済状況、その他さまざまな要因がありますが、私も政治家の、今マスコミににぎわしておりますいろいろな秘書問題の影響などもあるかと思いますが、特に、日本の国民が自分たちの生活の将来に對して大変大きな不安を今

抱えていると思っておりますけれども、その不安材料の大きな一つが、年金制度に對する信頼感が薄れている、そのことが大きく作用していると思っておりますけれども、将来の安定した生活を約束する社会保障制度、これの確立が今一番の課題でございます。

この老後の安心にとつて不可欠な年金制度、この年金制度の改正が、今、ここ二、三日のうちにまた党の部会などでも論議が始まっておりますけれども、この年金制度の改正に向けて常に一つの根拠となるのが、財政再計算の根拠となっているのが人口の将来推計、これが五年ごとに行われているわけですが、常に下方修正をする、大変見通しが甘いと、この批判をよく受けております。きのうの党の部会でも、この人口の将来推計をもとにした年金改正というのが都度都度繰り返されること、むしろそのこと自体がミスリードで、年金制度の信頼感を損なっている、そういう意見まで出ているような状況でございます。

そういう中で、今回、この年金制度の改正に向けては本格的な改正議論がなされなければいけないと思っておりますが、この点に關して、厚生大臣の御意見をちょうだいしたいと思います。

○坂口国務大臣 おはようございます。

確かに、御指摘をいただきますように、今までの人口推計を見ますと、その人口推計の結論と現実の人口動態を比較しましたときに、合ったためしがないと言つて言い過ぎになるかもしれませんが、けれども、いつもそのとおりにいっていかかったというのが現状でございます。

私も、なぜそういうも合わないのかなというふう思うわけですが、人口統計をとりますときに、これまでの諸条件を見て、その延長線上で将来どうなるかということを決めるのが中位。高位、低位、中位というふうに分けて出しておりますが、その中位というのは、今までの延長線上をとっているのが中位であつたわけです。大体それで、中位の値を次の、今後の人口統計の値というふうに出していたわけでありまして、しか

し、その中位にいつも行かなかった、いつも低位の方に行っているというふうになっているわけでご覧になって、常にならなくていい。いつも低位をとってあげればそれで大体合ってきたらいいと思うんですが、そうではない、中位をとって来たためにそこが合っていない、そういう状況にあるというふうに思っています。

ことしの一月に公表されました新しい人口推計を見ますと、一層少子化が進んでおりますし、今までは晩婚化というのが一つの少子化の原因というふうにならなりましたが、結婚している皆さん方のお子さんも少なくなってきたという状況がわかってまいりましたので、非常に厳しい状況になつてきたというふうに思っております。欧米先進国並みということがよく言われておりましたけれども、欧米先進国よりもさらに日本の方が厳しくなつてきたという感じをいたしております。

さて、そうしたことを踏まえて、次の年金をどういうふうにつくっていくかということは大変重要な課題になるというふうに思います。

一つは、今度こそ、推計でいわゆる低位の方にこのままで行くということになれば、年金制度に非常に大きな影響を与えるわけでありまして、それをどういうふうにしていくのか。それとも、その本格的にひとつ取り上げて、そして対策を打って、将来、少なくともこういう線までは持っていくべきかということも明確にする、そしてそこに年金の額も合わせていくというの、一つの方法としてはあり得るというふうに思っております。

いずれにいたしましても、厚生労働省の中にも新しくこの少子化対策の検討会もつくりまして、そしてそこで議論を始めさせていただいたところでございます。そうした中で、今後の少子化対策のことも十分に踏まえながら、次の年金対策、年金でどうするかという決断をしなければならぬというふうに思っているところでございませ

す。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

私の次の質問もまとめて答えていただけたらいいと思います。まさに、この年金制度の一つの根拠となる人口推計の、実態に即した人口推計というものが大事だという御意見でございますけれども、この少子化対策というの、いわゆる平成二年の一・五七ショック、要するに、昭和四十二年のひのえうまの一・五八を下回った、その大きなショックのときから一気に少子化対策というものが本格的に動き出した経緯があると思っております。さまざまな少子化対策というものが現実にとられた割には、どうもその効果が余り見えてこない、数字としてはほとんど減っているというふうな気がいたします。

そういう中で、一つは、これは新聞記事ですが、年間七十八兆円の社会保障給付費のうち、高齢者関係には六六％が配分されて世界のトップクラスであるが、水準がトップであるが、子供関係の予算はわずか三％、他の先進国は一〇％だというふうな記事もあります。そういう意味での今までの少子化対策が正しかったかどうかというの、なかなか一概には言えないことでは、やらなかつたらどれだけの数字になつていたかという御異論もあるかと思いますが、今までのような延長線であるか、あるいはもっと少子化の方に予算を振り向けていくのか、その辺の御意見をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 これまでは、少子化の原因や背景に対応して、安心して子育てができる、そういう環境整備をしたということ、委員もお話になりましたエンゼルプラン、あるいはその後の平成十二年度からの新エンゼルプランに基づきまして、幅広い総合的な子育て支援策、少子化対策を推進してまいりました。

これらの政策の評価ですが、これが具体的な出生率の数値とどう関係があったかということ、やはり一概には申し上げられないというふうに思っています。しかしながら、これらのプランに基

づきまして、保育所の低年齢児の受け入れや延長保育や放課後児童クラブなどの仕事と子育ての両立支援の分野ですとか、あるいは地域子育て支援センター、一時保育などの地域における子育て支援策、こういう分野については相当の充実強化をしてきておるというふうに思っています。子育て家庭への支援という意味では大きな効果を上げてきたのではないかと考えております。

また、現在は、その新エンゼルプランとあわせてまして、例えば、子育て不安の解消や児童虐待防止対策などの地域における子育て支援策もさらに推進いたしておりますし、待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受け入れ体制の整備など、いわば新エンゼルプランの枠を超えるようなことも積極的に取り組ませていただいているところでございます。また、昨年の臨時国会では育児・介護休業法と児童福祉法の改正もやっていた、こういうふうなことで、前向きの対策を講じているところでございます。

雇用均等・児童家庭局といたしましては、従来以上に子育て支援に一生懸命邁進してまいりたいというふうに思っているわけですが、その中で、やはり子供を持つこと、育てることということが、いかにそのこと自体が大事で価値があるかということ、これを国民としっかり共有しながら、子育て家庭を社会全体で支援するということが大事ではないかと、このように思っております。

○西川(京)委員 今岩田局長が最後におっしゃったことが一つのキーワードだと思います。

結局、今までの子育て支援というのが、要するに、子供を持った後の、子供に対する支援というのにはほとんど偏つていたと思うんですね。要は、どうしたら若い人たちが結婚して子供を持つ喜びを経験できる社会にするか、むしろ、結婚して子供を持つ、家庭を持つという喜びを若者たちがどう評価するのか、そういう社会に持っていくような、ある意味では精神的なものに対する働きかけ、そういう支援策が必要ではないか、私はそういう思いを持っております。

その中で、今、パラサイトシングルなどと言われているように、親の住まいにずっと一緒にいて、いつまでも自立しない、青年期が非常に長い男女、若い人たちがいる。生活レベルを落としたくないというふうな、いろいろな、そういう人たちがいらつしやるわけですが、そういう今のパラサイトシングルと言われていたような人たちの現状をちょっとお知らせいただいて、そのことに関しての御意見を副大臣、そしてまた、後、補足があれば局長からも一言お願いしたいと思います。

○坂口国務大臣 パラサイトシングルのデータでございますが、平成二年には約千三百六十万人というふうにならなりましたが、平成十二年、この十年間の間に千五百七十万人というふうな増加をしている。そして、未婚のまま親と同居し続ける人がふえてきているということだけは事実のようでございます。

一面におきましては、一人一人の個人が多様なライフスタイルを享受できるということにもなるんだらうというふうに思いますけれども、しかし、一定の年齢に達しながらやはり親の加護のもとにいたい、そういう思いが大きくなつてきているということも見逃すことのできないことだというふうに思います。

少子化社会を考える懇談会を先月二十七日に開催いたしました、有識者の皆さん方からいろいろと御議論を今いただいている真つ最中ですが、中には、もう議論するときにさきやなくて実施するときにさきという御意見もあるわけでございますけれども、しかし、新しい角度から少し少子化対策というのを考えていかなければならない。パラサイトシングルというの、これもやはり少子化にかなり影響を与えているというふうに思っております。そういうのはこれから幅広く考えていかなければならぬんだらうというふうに思っております。

私もいろいろ本を読んだり最近いたしておりますけれども、いろいろの検討課題の例を見ましても、子供を産んで得なことではない、こう答えてい

る人がおりまして、損か得かといったら、私もそんなに、損得勘定というのはいけば、それはなかなか答えは難しいんじゃないかという気もいたしますが。もう少し、御指摘いただきましたような幅広いところから取り組んでいかなければならないと私も思っている次第でございます。

○西川(京)委員 時間が大変迫ってまいりまして、まだ質問が二問ほど残っておりますけれども、申しわけありません、あと二、三分ちようだいたいと思っております。

いわゆる結婚をためらう若い女性のいろいろな要因というのがあると思いますが、きょう、文部科学省の方から来ていただいておりますので、一言で結構でございます。

要するに、教育費が非常にかさむという問題がよく取り上げられますけれども、実際に、幼稚園から高校までの教育費で、公立と私立をまぜた場合七百万ぐらい、そして大学が四年間で私立で下宿した場合という、二百五十万の四で約一千万、約二千万近くかかるというような統計もあります。

今、日本の奨学金制度が困窮家庭とか親を亡くした家庭の子供たちをどちらかと言えばターゲットにしているわけですが、私は、やはり欧米のように、十八歳から先は自分で、奨学金とバイトで、自分で勉強するんだ、そういうくらの、子供たちの意識というのを一つの自立、このパラサイト症候群の解消のためにも、そういう奨学金制度に対する方向というのがあると思うんですが、これについて一言、済みません、時間がありませんので短くお願いいたします。

○清水政府参事 先生御指摘のように、保護者の経済的負担の軽減という観点のみならず、十八歳になった場合に、学生がみずから自立していく、いわばそういう観点から、平成十一年度に奨学金事業の抜本的な改革を行いました。いわば、原則的に、所得水準というものにかかわらず、希望する者に希望する額を貸与する、そういう仕組みで制度改正を行い、本年度においても奨学金事

業の充実を図ってきている、こういう状況でございます。

○西川(京)委員 ありがとうございます。今後さらに検討して、私たちも党の部会の方でこういう問題を考えてまいりたいと思っております。

実は最後に大臣に一言お願いしたいんですが、少子化対策というのが、子育て支援の、文部科学省と一緒に保育園の充実その他、いろいろやられておりますけれども、県別の出生率というのを見ますと、どうしても大都会が非常に少ないので、集中してそちらに行くことはわかるんですが、現実には田舎の方が出生率が高いという現実がはつきりあるわけですね。ですから、やはり国土の均衡ある発展という意味でも、子育て支援の予算というのがもう少し、むしろ地方の方が産みやすいわけですから、なるべくUターン、Uターンその他の政策も踏まえて、地方で子供を産んで育てる、そういう方向への支援策というのも必要かなと思っております。最後に大臣のその一言を聞かせていただきたいと思っております。

○坂口国務大臣 御指摘の意見はもうそのとおりだというふうに私も思いますので、そのことを肝に銘じてやりたいと思っております。

○西川(京)委員 大変時間が過ぎまして申しわけございませんでした。若い人たちが、本当に子育てがしたい、結婚して、日本の将来のために子供を産んで育てたい、そういう意識を育てるような政策、一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上で質問を終わります。
○森委員長 次に、後藤田正純君。
○後藤田委員 自民党の後藤田でございます。まず最初に大臣、最近、閣僚の皆様方、そしてまた過去にわたっての行政の不作為、そして政と官の問題におけるいわゆる不当な政治的圧力というところが問題になっております。やはりそれに対して、事が起こったときに、大臣というのは在任

中のお仕事ももちろんですが、責任をとって、けじめをつけてやめるというのも大臣の大きな仕事の一つだと私は思っております。

坂口大臣におかれましては、日ごろ、大変厚生労働行政に奮闘されていることは承知しております。それゆえにお伺いしますが、過去の不作為というところで、大臣も最近、ヤコブ病の問題から始まって、また厚生労働省全体では薬害エイズの問題、そしてBSEにつきましても、これは農林水産省だけの問題じゃありませんね。この問題について今後もし不作為があったら、もしくは不当な政治家の圧力があつた場合には、大臣はそれなりの責任を、けじめをとらなきゃいけないと私は思っております。

しかし、それをとらないためには、過去の不作為、過去の政治家の不当な介入について当然すべて検証されていると思っております。不作為のリスト、そしてまた政治家の不当な介入のリスト、それをすべて過去にさかのぼって検証する必要があると思っております。それを当然やっていると思っております。

そのことについて、やっているかやっていないか、明確に答弁ください。
○坂口国務大臣 なかなか難しい御質問でございます。一つは過去の問題にどう責任をとるかという問題があるわけでございます。私も、ハンセン病あるいはヤコブ病あるいはまたその前の旧労働省の問題等々、過去の問題を引きずりながら今日を迎えたわけでございますが、過去の問題につきましてのけじめをつけていかなければならないというふうに思っております。

それで、過去の問題とはいいますが、それに対して、しかし重大な責任があるというときには、それは過去の問題だから責任を免れるというわけにはいかない、私もそう思っております。責任を明確にしなければならぬというふうに思っております。ただ、過去の問題にどういうふうな政治家の介入があつたかということについて、どこまで調べ

られるのかということでございますが、自分が責任をいたしましてから後のことは十分わかっているわけでございますけれども、過去の問題というのはなかなかわかりにくいことも事実でございます。

しかし、何か事がありますときに、あるいはまた予想されますときに、その問題につきましても、明確にそこは一つ一つ調査をし、けじめをつけて前に進むという姿勢を崩してはならないというふうに思っております。

○後藤田委員 行政というのは継続しているわけでありまして、私が大変だったら、大臣に就任したら、過去にさかのぼってすべて検証したいと思っておりますし、当然、副大臣の方や政務官の方々がいらつしやるわけですから、一人では私ではできないと思う。その検証をする指示なりは、副大臣のお二人は大臣からございましたか。どなたか、お二人どちらかで結構です。イエス、ノーで結構です。

○宮路副大臣 私の就任に当たりまして、厚生労働行政、これは国民の生命、生活に直結するセーフティネットとして大変大切なので、心を引き締めてしっかりとやっております。心をお話をいただいておりますのであります。私もそういう気持ちで日夜取り組んでおる次第であります。

○後藤田委員 何か具体的なそういう話が、今の御答弁を聞くと、ないようでございますので、ぜひそこら辺はきちんとやっていたいただきたいと思っております。

その中で、今、我が県のことを言いますと、大変恥ずかしいんですけども、参議院の方で野党の方が老健施設の質問をされたということがございます。私も、あれはちよつとしかがなもかなと。一人の経営者によって五十以上の老健施設をやられているということでございます。

これは、大臣、恐らく御答弁されるときには、何ら問題ない、ちゃんとした手続を踏んだという御答弁をされると思いますが、今、徳島県は県知事が前回捕まりまして、知事さんとそしてまた県

庁の内部、そして皆様方の厚生労働省内部からそれなりの情報開示があつて、もし仮に不当な政治的な介入があつた場合には、大臣、その点について責任をおとりになりますか。これも先ほど冒頭申し上げた不作為に対しての責任のとり方、これについてお聞かせください。

○坂口国務大臣 厚生労働省の中におきましてそういうことが起こっているとすれば、それは私は責任をとらなければならぬというふうに思いますが、県の段階のところでもどうなっているか、国の段階でも過去のことを明確に検証することはなかなか難しいぐらいでございますから、県の段階、徳島県でどういことがあつたかということもろまで私も承知しかねますし、私もそこまで自信がございません。

国としましては、県の方にも、そういうことがなかつたかということをお聞き合せて、当然のことながら、そこは、ありませんという答えが来ているのでございますけれども、しかし、現在の段階のところ、私は、県の段階でそうしたことが本当になつたかどうかということの明確な答弁をする自信はございません。

○後藤田委員 ちよつと話をかえますが、私、ちよつと質問したいのは診療報酬問題なんです。いわゆる医療制度全般の、三方一両損だとか大づかみの議論は国会の中でするのですが、いわゆる診療報酬改定について、国会並びに政治家が、その意思決定プロセスにおいて、私はいま一つ関与していないんじゃないかと思うんですね。

皆様方の諮問機関、その場でお医者さんとか専門家の方の意見を聞いていますか、予算に關しては、また法律に關しては、ここでやる。私は、診療報酬改定というのも大変重要なテーマだと思つておられます。これをここで、委員会、国会の場で、ちゃんとした意思決定プロセスにおいてこれから私は決めていただきたいし、そうあるべきだと思つておりますけれども、いかが考えていますか、大臣。

○坂口国務大臣 この問題も、昨日よく似た御質

問がございました。

それで、診療報酬の決め方の大枠というのは、やはり私も国会の中でも少し活発に議論をしていただくべきだと思つております。ただ、どの病気のどういう治療に対して何点つけるかという細かな話まで国会の中でなかなかおやりいただくわけにいきませんから、その大枠の方向性、これから方向をどうすべきかということも明確に私はしてもらふべきだと思つております。

そういう意味で、今回、医療制度改革の中の一つの大きな柱として、診療報酬体系の基本的な見直しというのを掲げさせていただいております。それはそういう趣旨でございます。

と申しますのは、何を基準にして診療報酬を決めていくのかという基準が、だれにもわかるような、もつと簡潔明瞭な基準というものがあつてしかなるべきかというふうに思つておりました。そうしたことを御議論いただきたいというふうに思つておる次第でございます。

○後藤田委員 一つ例を挙げますと、外科手術でしたか、五十例以上をやっている病院は一〇〇％のお金が出て、それ以下の場合七割ぐらいしか出ないというふうな中身があつたと思つておられます。これは病院単位でやつておられるんですか。執行しているのは医者なんです。しかし、その医者もその五十例以上をやつておられるという実績には当たらないんですか、当たるんですか、どつちですか。教えてください。

○大塚政府参考人 ただいまお話し、今回の診療報酬改定に關する、俗に手術に關する施設基準の話でございますが、施設ごと、つまり医療機関ごとの実績、現在、要件といたしましては、一定経験年数以上の担当医がいること、それからその施設における症例数が一定以上であること、この二つの要件で整理をしております。

今回対象にいたします手術は、例えば手術の難度が高いようなケース約百十例でございますが、こうした手術につきましましては、もちろん、執刀担

当医師の技術は当然でございますが、言つてみればチームで担当するわけでございますから、やはり医療機関全体としての力、能力、技術というものを集積していききたい、こういう考え方でございます。

○後藤田委員 ちよつとまた答えをはぐらかしちゃつたんだけれども、要は、だから、病院に医者がいなくなつたらどうなるかと聞いているんです。

○大塚政府参考人 経験年数の積んだ医師の存在が必要でございます。(発言する者あり)失礼いたしました。経験年数及び症例数でございます。この二つの要件が必要でございます。

○後藤田委員 これは、いずれにしろ、またこの委員の方々が質問してくるだろうと思つたので、もう時間がないので、最後、コーデックス委員会、今度はまた話がらつとかわります。遺伝子組み換え。これも不作為の典型的な例なんです。これは、不当な圧力でも何でもありません。遺伝子組み換えの問題というのはG8でコミニケにも出ている、そして日本が初めて議長国をやつたんです。厚生労働省が主管、しかし、その人数たるや、少なくてしょうがないわけですね。

いわゆるコーデックス委員会の議長を、今、国立感染症研究所の所長がやつておられるけれども、彼が、自分が三年間やつてきたけれども、厚生労働省の担当はかわつてかわつて、かわつてばかりだということですね。最初から知つておられるやつはだれもない。僕は、いろいろ先輩やいろいろな方にお願ひしてようやく一人ついたというけれども、本当にそんなやり方ではないんですか。G8のコミニケにも出た、そして日本が議長国である、そして、遺伝子組み換えという、これから国益に非常に関係があつて、なおかつ環境に關係があるものについても、厚生労働省が主管でやつておられるけれども、人数が全然足りない。BSEの問題でみんな行かれておるじゃないですか。

そのことについての危機意識が全然この前な

かつた。部会でも官房長は答えたけれども、いや、ちゃんとやつておる、連携してやつておる。みんな、連携してやつておるといふのはもう聞き飽きておるんです。

実際、今、人数をふやして、どういふふうにするか、やつておるか、大臣、教えてください。

○尾寄政府参考人 コーデックスのバイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国として我が国が対応しているわけでございますが、御指摘ございましたサポート体制につきましては、担当が一名というお話でございますが、部として、全体として対応しているところがございますし、それと、今年度、十月からは二名の増員をしていただくということで、サポート体制を充実する方向で考えているところでございます。

○後藤田委員 この問題は本当に大変重要なテーマなんです。ですから、厚生労働省主管ではありませんが、農林水産省にも非常に立派な研究員の方がいらつしやいます。これもまた言葉だけじゃなくて、連携してというの言葉だけじゃなくて、真剣にお取り組みをいただきたいと思つています。二〇〇三年に国際基準を出すんです、日本が議長国になつて。このことをちゃんと、大臣、認識していただきたいと思つています。

そして、もう一つなんです、ちよつと細かい話ですけれども、医局員制度、よくいろいろ話を聞きますと、各地方の、全国そうだと思つておられる、民間病院が国立大学の医局に寄附をして、そして病院に先生を呼んでもらう、何かこんなことをよく聞くんですけれども、これは果たしてちゃんとした医療制度のあり方なんですかというふう

に思つておられます。寄附をされて、それによつて医者をもらう、こういうやり方。そして、大学の病院の医学部長とか、こんな鼻が高くなつちゃうわけですね。そして、もつとと言うと、東京なんかでも聞きますのは、そのお金を、バイト代ですよ、そのバイト代の給料を召し上げられて、それで無給医師として若い人が働かされておるといふような話も聞きます。

つまり、私は何が言いたいか。医者の卒業教育について、この前も新たな方向性を出しにになりましたけれども、特にそれについて、冒頭申し上げました審判の問題、その認識はあるか、あつたとしたら、それがおかしいと思うか、おかしいと思っていれば、それをどう変えるべきか、大臣、教えてください。

○坂口国務大臣 大病院のあり方というのは大変日本の医療に大きな影響を与えることは事実でございます。この大病院の医局制度というのが現在の医療をゆがめているというふうな指摘する人も正直言っているわけでございます。私も、ここは改革をしなければならぬというふうな思っています。

というのは、医局の中でも、正式に給料をもらっている人もおれば、何らかの給料をもらわずにそこ在職をしている人もいろいろありまして、混然一体となっている。そうしたところをこれから整理をしていかないとけないというふうな思っています。それから、大学が人を派遣いたしますときに、何らかのその見返りを要求するということがあると思えば、それは絶対にあつてはならないことだと思ふんですね。それは人にもよるとは思いますが。すべての大学で行われているとは思いません。すべての大学で行われているとは思いません。それは私は、改革を断行していかねばならぬ分野の一つだと思ふに思っています。

○後藤田委員 そういう事実は、大学が要求するということよりも、医者が寄附を出して医者を派遣してもらおうというふうなことも聞きますので、これは私、力ありませんけれども、何か後藤田が言っていたなというところで、これは不作為にならないように、もしこれで不作為でまた問題になったら、これは大変なことになりますから、これは大臣、ぜひ明確に調べて、私に対してじゃなくて、きょう聞いていらっしゃる先生方にちゃんと報告していただきたい、そう思っておりますので、時間が来ましたので終わります。

ありがとうございます。

○森委員長 次に、榎屋敬悟君。

○榎屋委員 公明党の榎屋敬悟でございます。十分ほど議論をさせていただきたいと思っております。本日のテーマは介護保険の内容、いつもこの分野は山井先生に持っていていられるものですから、民主党だけの専売特許ではない、私も公明党も頑張っているということで、十分ほど議論をさせていただきたいと思っております。

私もずっと現場を、今現場は、第二期の介護保険事業計画を策定するというところで、全国三千以上の市町村、みんな汗を流しているわけでありまして、施設等の現場でも同じであります。

最近、こうした現場で、特別養護老人ホームの個室化、ユニット化という言葉が盛んに使われております。私は、そんなにまだ徹底してないんだらうと思っております。どこへ行ってもユニット、ユニットと行って大変にぎやかになっておりますから、この問題についてきょうは議論をさせていただきたいと思っております。

厚生労働省では、特別養護老人ホームの居住環境を抜本的に改革をする、改善をするということで、入居者の尊厳を重視したケアの実現のために、個室化、ユニット化ということを言われております。そして、全室個室あるいはユニット化、ユニットケアを特徴とする新型特養という言葉が今現場で言われております。新型特養ということがどれどれ皆さんに御理解されているか気になるところであります。平成十四年度において、この新型特養というのはどんなふうな整備、今後どういう整備を十四年度以降されようかとされているのか、あるいはその十四年度、年間一万三千床ぐらい新規の施設があると思いますが、どの程度の割合でユニットケア、個室化が実現されるのか、その辺の見通しを最初にお伺いしたいと思います。

○堤政府参考人 特別養護老人ホームは、入居者にとりましては生活の場、ついの住みかでございますので、質のいいサービスを提供するというこ

とで、平成十四年度予算から、全室個室、ユニットケアの新型特養の整備の補助を創設して、開始したわけでございます。

ただ、この新型特養の意義、役割について十分理解をさせていただくというために一定の期間が必要かと思っております。当面は、この新型特養のタイプで整備をするか、あるいは従来型の四人居主体の特養で整備をするか、これは整備をする設置者が選択をできるようにしたいと思っております。すけれども、基本的には新型特養の整備を推進するという観点から、国庫補助を行う場合には、従来型よりも新型を優先するという方針で臨みたいと考えております。

現時点では、十四年度の整備について各都道府県から協議を受けている段階でありますけれども、定員ベースで見ますと、十四年度新規着工分の特養整備のうち約四分の一が新型特養で整備をしたいということで協議が来ております。

○榎屋委員 ありがとうございます。今局長の方からお話がありました。一番大事な点は、いわゆる新型特養という新しい施設整備補助制度を設けられた。今、四分の一程度協議が来ておるといふことであります。局長の御説明の中で、施設整備補助をする上で優先的に採択をする、こういう御説明がありました。これは、優先的に採択をするということとは、とりもなおさず、現場では大変な施設整備の、ある意味では今は競争のようなところもありますから、みんなこのユニットケアといいますが新型特養に目が行くわけでありまして、ここが非常に大事な点だと思っております。私が思っている以上に、現場では新型特養あるいはユニットケアという言葉が大変に言われ始めている、相当浸透しているというふうな思っています。

私は、ハードの持つ力というものはもちろん十分理解をしております。でも、あるいは我が国の福祉施設がそうでありましたように、まさに金太郎あめといえますか、北から南まで同じよう

な施設が全部できてしまうというのが我が国の施設整備の特徴でありまして、私は、形から入ることにはいささか抵抗を感じております。それほど徹底されている、優先採択ということで徹底をされているらうと思ふんですが、私は、余り形から入ると本当に大丈夫かと心配をします。ユニット、ユニットと行って、きょうはこれだけ委員がいらつしやいますけれども、ユニットケアの本質といえますか、本当に目指すものは何なのかということにはなかなか理解をできないんじゃないかと思ふんですね。

ユニット、ユニットと、ユニットキッチンじゃありませんけれども、まとまった調理台の上で管理だけされるような、そんなイメージを受けられるわけでありまして、どなたがイメージをされたかわかりませんが、私は、大事なことは介護職員の意識改革ということではないか、今までの施設整備の反省の上から、恐らく現場から出てきたアイデアではないかというふうに思っております。

そういうことであれば、特に、最初から新しい施設整備でユニットケア、新型特養ということになりますと、果たして今までの反省、介護職員が長く苦しんできた反省の上から生まれてきたユニットケアという考え方が、果たして新しい新型の特養の中で、職員お一人お一人あるいは理事者や管理者の中に定着するのかが、形を整えれば、新型特養のあの形を見れば、これでユニットケアで上がっていくことになるのではないかと、このことを一番心配をいたします。

今申し上げましたように、これは、ユニットケアの考え方をどう進めていくのかということが極めて大事だろうと思っております。そもそもユニットケアとは何なのかということから始めて、これをどう進めるか、その辺のところを、きょうここに委員もいますので、副大臣、副大臣の認識を確認する意味でも、わかりやすく御説明をいただきたいと思っております。

○宮路副大臣 榎屋委員御指摘のとおり、まさ

に、特養の個室化そしてユニットケア、それをハードの面で整備をするということは、これは一つの手段であるわけでありまして、そのこと自体が目的ではないわけでありまして、

目的は、いかにして入居者、介護を受ける人にとってふさわしい適切な介護が施されていくかどうか、そこがまさに目的であるわけでありまして、ハード面をもって事足りれりというのではなく、そうした新しい体制に対応したソフトの面での対応、これがしっかりと車の両輪として構築されていかないと所期の目的は達成しない、こういうことになるわけでありまして、

ですから、厚生労働省としても、個室化、ユニットケアに対応してそれなりの、これまでも、介護に従事する皆さんの意識改革を目指して講習会をやったり、あるいはまた、そのための研究開発に対する補助を行って、そしてその成果をまたPRするといったようなことをやっておるわけでありまして、さらに一段とその取り組みを強化して、おっしゃるようなそうしたハード、ソフト、両々相まって、入居者に対するしつかりとした介護サービスが展開できるようにしていかなきやならない、おっしゃるとおりであるわけでありまして、今の御指摘を踏まえて一層の努力をしていかなきやならない、かように思っておりますところでありまして、

○榎屋委員 ありがとうございます。

今副大臣おっしゃったように、私は、ユニットケアという考え方は、本当にハードとソフト両面から、これから相当、ある意味では施設処遇の改革だ、革命だというふうにおっしゃって、ぜひとも両面からのアプローチをお願いしておきたいと思っております。

副大臣、副大臣は鹿児島でいらっしやいますけれども、ひとつ理想的な、よく現場の情報も聞いていただいて、本当に、頑張ってきている、その過去の反省の上に立って、これはやはり処遇を変えなきゃいかぬと、

ユニットケア、僕もまだ理解できていないんで、まだ理解できていません。山井さんは理解しているかもしれないが、僕は理解できていないんで、私が一番ずと自分の心に落ちたのはどういう説明かといいますと、ユニットケアというのは、特養の施設の方々が、地域にグループホームや宅老所はたくさんできてきた、その運営を見ていて、これは自分たちとは違うな。確かに介護のサービスだけでも、介護サービスも、グループホームやそれからグループリビングのいろいろな宅老所のような施設の中に確かに介護の部分もあって、そこはやはり我々とは全然違うな、五十名や八十名、百名の自分たちの施設と比べると確かに違う。そして、入っておられる方も本当に家庭的な雰囲気です。これは、私たちのような大きな八十名、百名の施設でもああいうやり方ができるんではないかというところを、反省して取り入れられて始まったものではないかというのを私は聞いて、ずと胸に落ちたんですね。

○宮路副大臣 私、率直に申し上げて、今まで個室化、ユニットケアの施設を見たことはございません。それで、直ちに、見聞を深めてこの問題に取り組んでいくように、現場へ行ってみたいと思っております。

○榎屋委員 力強いお話をいただきましたので、見られた後、もう一度この委員会の舞台で議論をしたいと思います。今からもう一度点検をしたいと思いますので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

そこで、ユニットケア、新設特養をこれからどう進めるかというところでありますが、まずは施設整備という観点で議論いたしますと、これからの施設は全部新設特養にするのか、先ほどの局長の

お話では優先採択という話がありましたけれども、では既存施設はどうするのかという問題もあられるわけでありまして。それから、既存の施設については、改築などのように、増築のような形で進めていくのか。

気になるのは、私も新設特養を見て目からうろこが落ちたような気がしましたけれども、例えば、四年前ぐらいにつくった施設、それで今になってみんな猫もじゃくしもユニット、ユニットと言いつつ出すものですか、理事者や施設長は、いや、うちは四年前に大変な金をかけてつくった、借金もまだ今から二十年返さなきゃいかぬ、そこで全個室と言われても、そこはなかなか大変だなと。せつかくここ二十年ぐらいに建てた新しい施設を全部つぶして新しい新設特養にするのかというところ、これは費用対効果の観点からいっていかぬものかというふうにおっしゃるわけで、特にその辺は大変気になるところであります。

したがって、今後の施設整備、新設特養をどういう方向で整備をするのか、現時点の基本的な考え方を局長の方から伺いたいと思っております。○堤政府参考人 特養については、将来的にはやはり全部新設特養の整備に限定をしたいと思っております。当面は従来型と新型のどちらでも選択できるというふうにはしておりますけれども、できるだけその意識の浸透を待って新設特養に一本化するということを目指しております。

それから、問題になりますのは既存の施設、これもそういう意味では個室、ユニット化に向けて整備をしていかなくちゃいけない。今先生おっしゃいましたように、建てたばかりというのもありまして、いろいろなやり方で、例えば相当古くなっておりますものについては全面改築をして新設特養に転換をする場合、それからそうでない場合には、増築あるいは大規模修繕で計画的に個室化、ユニット化を進めていくという場合にも、平成十四年度から国庫補助の対象にしたいと考えております。

それからまた、既存施設の中には従来、言ってみれば繰越金を持っている、この繰越金を有効に使っていろいろ修繕をして個室、ユニット化を進めたいという声もありましたので、そういう取り扱いが可能であるということも昨年明確にお示しをして、各施設がみずから取り組むということもできるようにしたところでございます。

○榎屋委員 ありがとうございます。さつき、私が事例として申し上げたところ、五年整備した施設あたりが特にそうでしょうが、ユニットケアというのがずっと全国的に話が広まる、そういう施設の施設長さんで、特に役所からOBで来られたような方で、非常に頭が痛い方が多い、それは言葉が通じません、中にはそういう方もいらっしやるといって、そういう方々は、ユニットケアという言葉が聞かないようにする、耳をふさいで、いやいや、ユニットケアと聞いたら個室、個室はまあいいよ、そういう一律的な反応に陥るということもあるわけでありまして、今、繰越金を使ってもできるということの説明がありましたけれども、やはりできることから、何も大きなハードをやらなくて、ユニットケア、個室化へ向けての施設運営のあり方ということとは、私は、既存施設でも十分できるだろうと思っております、そういう配慮をぜひお願いしたいと思っております。

○堤政府参考人 今まさに先生お話をしましたように、既存の特養ホームの施設長とか管理者の意識をそちらの方向に変えるというのは、私ども、打ち出しているいろいろな反響を見ておりますと、相当難しい部分があるな、なかなか意識はそう簡単に変わらないなということも感じております。

今局長は、将来は全部新型の特養の形にした方がいい、こうおっしゃったけれども、そこはそういうふうには確認していいですか。将来というのはどのぐらい将来なのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

そういう意味で、当面は、今までの計画をくくつていられるところもありましょうから、従来型の整備も併存して認めたいと思っております。では、いつごろまでに意識が完全に変わるのかというところは、私どものいろいろな努力と相まつつというところもございまして、できるだけ早くしたいという気持ちは持っておりますが、何年で完全に切りかえるということまで今十分詰め切っております。

○柵屋委員 局長はもう少し突っ込んだ御発言をされるかと思いましたが。

将来的にという、先ほど局長は小さい声でおっしゃったけれども、私は、スパンとしては、やはり介護保険事業計画、三年単位ですか、これもやはり三年単位ぐらいで考えていくのだから。したがって、二期かけるといことは、かかるかもしれないですね、かかるかもしれないが、一期の中で、今ちょうど現場では第二期の介護保険事業計画を市町村がつくっているわけでありまして、その中で、ユニットケアを将来どうするか、我が地域の介護保険事業計画の中で、施設処遇については、これぐらいまでに個室化、ユニット化を図ろうではないかという議論がどんどん出てくるようなことが望ましいな。したがって、一期目はホップ、二期目はステップで三期目は完成というぐらいいが、堤局長、今うなずいておられますが、そんな心かなというふうに聞かせていただきながら、次の話に行きたいと思えます。

そこで、例えば既存施設で、特に物理的な制約がある中でユニット化、個室化を図ろうとした場合に、例えば百名定員の施設がまだありますね、百名定員の物理的な環境の中で、もう一回図面を引き直して、個室化、ユニット化を図る、こういうふうにしましたところ、やはりスペースが、大分余裕が要りますから、百名定員の施設、その物理的なキャパシティーの中で図面を引き直すと、八十名定員になる、あるいは七十名定員になる。その差、二十人とか三十人はどうするのかという問題が早晩出てくるだろうと思っておりますね。それ

は、無理に狭い空間を利用して建て増しをするという、あるいは、無理をしてユニットケアをざりざりでつくるよりも、私は、ぜひその部分は、二十、三十の部分は、地域へ出ていく、いわゆる地域分散型といえますか、そうした方向をお考えになるべきではないか。

先ほど私が申し上げたように、今回のユニットケアという考え方は、特別養護老人ホームや老健施設の周辺にあるグループホームやあるいは宅老所のような、いわゆるグループハウジング、グループリビングの取り組みといえますか、そういうものを横目で見ながら、これは特養も考えなきゃならぬというふうな経緯もあつたのではないかと私は思うのです。

そういう意味では、既存施設が新しくそういうユニット化、個室化を図る、そのときにあふれ出る数字はぜひとも地域に、特養の中でということもそれはあるのでありましようが、ぜひ地域の中にグループホームのような形で出ていく。場合によつては、その出ていくところで新たな地域ができる、地域創造型のユニットケアということも考えられるのじゃないかというのが現場の声であります。こうした方向性については、厚生労働省として、どのようにこれからの先をお考えなのか、伺わせていただきたいと思えます。

○堤政府参考人 今御指摘のような、既存の施設で全面的に個室、ユニット化にしたい、しかし敷地の面積とかあるいは容積率とか、そういう物理的な問題から、完全には従来の定員を維持することはできないという場合にどうするか。

私も、いろいろ議論しておりますし、この個室、ユニットケアについて理論的にいろいろ御指導いただいている京都大学の外山教授なんかとも議論しておりますけれども、そういう中で出てきますのは、今まさに先生がおっしゃったようなサテライト型のユニットを、特養から少し外に出した形で、サテライトとして特養の一部を出していく、そういう、地域に出ていくというのもあり得るのではないかとこのことを議論いたしております。

す。そういう形で、問題は、建てかえたときどうするかということから、サテライトのユニットとというのは大いに考えられると思えます。

さらに、そこを切り口として、地域における施設、あるいは在宅も含めた基盤のあり方ということまで、私も、だんだん問題を、視野を広げていけるのではないかと気がしておりますけれども、とりあえず、切りの口には、サテライト型のユニットというのは今後十分検討に値する考え方だと思っております。

○柵屋委員 そういう方向だというふうに理解をいたしました。

そこで、ぜひお願いしたいのは、かつて、特別養護老人ホームと老健施設を合築するとかいつたときに、開口部をつくつちやいけないとか、昔は随分厳しい施設整備上の、あるいは補助金の適法法の絡みとか随分ありまして、そんな規制のために処遇が向上できなかったという思い出があります。私は、その難しい規制の壁を取つ払っていただいたのは老健局だということに思っております。老健局の先走りはその部分では大いに結構でありますから、私は、これから、さまざまな難しい規制の中で現場の取り組みができないということがないように、ちよつと先を見通して、制度の柔軟的な対応ということをぜひとも御検討いただきたいと思っております。

副大臣、ここは、私が言っていることは極めて大事な話でありまして、副大臣もお役所出身でありますから、どうぞ、現場は、今申し上げたように施設が地域に向けて、まさに最前線は液状化の状況であります。いいことであります。私は、そこで、制度の制約で、そうした現場の創造的な取り組みを抑えてしまうということがないように、副大臣、常に目を光らせていただきたい。今までの御経験を十分生かしてお取り組みをお願いしたいと思ひますが、突然の質問で恐縮ですが、いかがでしょうか。

烈なお気持ちを今拝聴いたしましたして、大変私も感銘を新たにいたしておるところであります。

おっしゃるように、制度の枠にはまらざる物事が動かないというように、制度の枠にはまらざる物事はこれからの柔軟な行政の対応という面から見て足かせになっていくわけでありまして、その点にはよくよく、重々心して、そして、おっしゃるように、本当に介護を受ける方々にとって何が幸せであるか、いい介護サービスの展開ということに貢献できるかという面から、一生懸命私も意を用い、また努力をしていきたいと思っております。

○柵屋委員 そういう意味でも、副大臣、ぜひ現場に足を運んでいただきたい、重ねてお願いを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、もう一点、ユニットケアを実践しておられる、数年かけて、職員の暗中模索の中で、職員が大変なストレスを感じながら、今まで五十人単位、百人単位ぐらいで、集団のマスでの処遇ということばかり経験された方が本当に小単位で入居者と面と向かい合うということは、これは職員にとつても大変なストレスがたまるとは、それぐらい、実は処遇論の改革、革命だということに私は思っているのです。

そうした中で、そこまでやるかどうかという現象が起きるかという、特に痴呆性あたりは、非常に要介護性について著しい改善が見られるという事例が出てくるようでありまして、現に、私もそういう事例を何度か見させていただきましたけれども、そうすると、特別養護老人ホームでユニットケアを実践すると、何年かかけてやるといふ成果が出てくる。こうなると、やはり一生懸命処遇をしますと、そういう家庭的な雰囲気の中で個に着目して処遇を向上しますと要介護度が改善される、要介護三、四であった者が要介護二になったりする。そうすると、収入が減るわけですね。

これはやはりいろいろな話がありまして、実は介護報酬の成功報酬の話であります、ここはやはり、介護保険を仕込むときに、成功報酬というのは福祉の世界にはあるいは医療の世界にあ

りではなじまないという整理が私はあると思ひますが、今、第二期の介護保険事業計画を検討する上において、やはり再びそういう声が出てくる。処遇を向上すればするほど結果が出るものから、その結果が、最終的に介護報酬が下がると、収入が減るといふことにつながっている。

私は、これはまだ結論は持っておりませんが、やはり成功報酬というものは改めて考えなきゃいかぬ。あるいは、施設の評価というものの、例えば、この施設は形だけのユニットケアですよという、まあそれはなかなか言いにくいけれども、理想的なユニットケアをされておられる施設あるいは処遇力が非常に高い施設だというふうな、やはり第三者の評価というものを導入し、何らかの成功報酬といふこともこれから考えなきゃならぬなといふふうにも思っているのですが、この辺は局長、いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

○堤政府参考人 今先生御指摘の成功報酬、要介護度が改善した場合の成功報酬というものは、この介護保険法を審議する国会の審議の過程でも議論があったということで、今の介護報酬を設定する際にも審議会で大いに議論をいたしました。

その中で、医療関係の委員の方からは、自分たちは医療のプロである、プロである以上、病気を治したからといって特段のお代をいただくというのには要らない、感謝の花束で結構ですという御意見があり、福祉の関係者からも、私たちが花束で結構ですという御意見もありました。

当事者の方からそういう御意見が出てきて、私も、それはそれとしておいて、どういふ形であればそういう努力を評価することが、報いることができるのかということ、いろいろ検討もしてみたいわけでございます。

議論いたしました。ただ、そうしますと、施設の報酬は減りませんが、本来減るべき利用者への負担の金額は減らないといったようなことの問題もあって、なかなかすっきりしたい仕組みがないなということ、現行の介護報酬では、そういう仕組みを制度として取り入れるということには至らなかつたわけでございます。

○森委員長 次に、鍵田節哉君。鍵田委員 大変現場に足をつけた、非常に具体的な介護の問題に聞きほれておりましたけれども、一転して、雇用問題についての御議論をさせていただきたいと思っております。きょうは一般質疑でございますので、話題がころんと変わりますこと、お許しをいただきたいと思ひます。

状況でございます。雇用者数そのものが連続して減少をしております、こういう状況でございます。実は、私が住んでおります奈良県奈良市という中核的な都市があるわけでございますが、大体その市の人口に匹敵するぐらいの人が毎月失業者の群に入ってくる。そういう状況にあるわけでありまして、大変これは深刻でございます。そういう中でも、世帯を持ってその一家の生活を支えておられる人たちが非常に多いわけでありまして、失業そのものも長期化してござい、こういう状況が続いておるわけでございます。

となのかわかりませんが、現実には、余り、その検証というものが十分されておらなかった、こういうことがあるわけでございます。

この五百三十万人の雇用創出ということになりますと、やはり、自発的な能力開発の支援でありますとか、派遣や有期雇用、裁量労働、フレックスマス就業などの多様な就労形態を選択するとか、キャリアアカウンセリングの充実や職業紹介の円滑化、性別や年齢にかかわらず働ける環境の整備というふうなことが列挙されておるわけでございます。すけれども、ばらばらというふうなことは言われておりますけれども、では、五百三十万人の雇用をつくるんだ、そういう具体的な方針がどうも厚生労働省の方から見えてこないし、また、こういうことをやってみようとする、厚生労働省だけではなかなかできない部分があるわけでありまして、他の省庁のいろいろな協力がなければいけないわけでございます。

それを厚生労働省がまた取りまとめ、そして五百三十万人の雇用をつくっていくんだという取り組みが必要なわけでございますけれども、実際に、そういう取り組みをどのようにされておるか、そして五年間でこれだけの雇用の雇用が本当にできるかどうか、その辺につきましまして、大臣の方からひとつお答えをいただければというふうな思っております。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕

○坂口国務大臣 五百三十万という数字がかなりひとり歩きをしておりますが、経済財政諮問会議に設置をされました雇用拡大専門調査会というのが島田先生を中心としてございまして、ここで示されたものでございますが、この五百三十万という数字は、サービス業を中心として、やろうと思えばこのぐらいの数字は出ますよ、可能性としてはありますよということをお答えをいたしたらいかがかと思っております。

中身を拝見いたしますと、今までの傾向を延長線上で見れば、これをさらに進めていけば、将来はこのぐらいになるのではないかというのが一

つ。それからもう一つは、政府がやっております政策、例えば、育児の問題でありますとか、介護の問題でありますとか、こういうものをやると、さらにこれを進めていけばこのぐらいになるのではないかとこの中にも含まれております。

いろいろございまして、もう少し例を挙げて言いますと、個人向け・家庭向けサービスというふうなものもあるわけでありまして、これで百九十五万人ここで見ておるわけでありまして、例えば健康増進サービスというのがある。これなんかでも、旅行頻度の増加ですとか、消費額の増加などから、将来的潜在需要を仮定して推計。ですから、もう少し旅行なんかをふやしたら、健康にもなりますよ、そういう出方になっておる。

それから、今度は、社会人向け教育サービス。生涯教育などで、我が国の過去の傾向、トレンド等を仮定して、そして、諸外国並みに伸ばしていったら、そう推計して、約二十万人ぐらいはふえますよというふうになっておる。

それから、厚生労働省の関係でありますと、子育てサービスでありますとか高齢者ケアサービス。これはもう既に予算化されておまして、この予算額を伸ばしていけばこれだけになりますよ、こういう話でございますから、厚生労働省の場合のように、もう既に予算化をされておりますものにつきましては、将来まだふやしていかんきやならぬわけですから、これは確かな数字だというふうには私は思っておりまして、必ずしもそうしたものは必ずしも思っておりまして、将来この分野が伸びればその可能性はありますよというものの中にも含まれておるというところでございまして、さて、そうした数字のトータル五百三十万でございまして、現実的にどこをふやしていくのかといったもので、これから我々も取捨選択をうんです。いわゆる個人向け・家庭向けサービスなんというものが、これがいわゆる雇用として本当

に換算されるかどうかというような問題も実はあるわけでございますから、そうしたことはなく、もう少し、第二次産業なり第三次産業なり、これはサービス業です。三次産業が中心でございまして、二次と三次との、二・五というふうな言われることもありますが、二次産業とサービス業とがくっついたというふうなものもあるわけでございますから、そうしたところをこれからどうふやしていくかということが我々に課せられた任務だということに思っております。

ここに挙げておられます中で、我々がこれはもうどうしてもここを伸ばしていかなきゃならないというの、それは規制緩和をやるということによつてなし遂げることのできることもございまして、あるいは財政的に裏づけをしなければならぬところもございまして、そうしたことを込みで考えていくべきだということに思っております。できる限り、我々のできる範囲、とりわけ厚生労働省として関係のあるところはより積極的にひとつやってみようというふうな思っております。

国土交通省でありますとか、他の省庁とのかかわりのありますところも、ぜひ、その省庁にお願いをしていきたいということを今やっております。ところでございまして。

○鎌田委員 ありがとうございます。

ただ、五年経過した結果、これは単なる大ぶろしきであったとか、アドバンスンだけであったというふうなことがないように、厚生労働省は雇用を主管する省庁でございまして、やはり他の省庁に働きかけて、必ずリーダーシップを発揮していただかないといけないわけにございまして、その辺をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

この五百三十万人という数字が本当に実現したとすれば、三百五十六万人失業者があるといつても、もう十分数は充足するわけでありまして、質的な問題。

というの、失われるであろう雇用と、それから創出されるであろう雇用との間でどういうふう

な関係になるのか。その辺のシミュレーションをどのように考えておられるのか。いや、まだそこまでは具体的に検討されていないということなのか。大体で結構ですが、どの程度の、例えば、物づくり産業を中心にして今の日本の経済を引っ張ってきたんですが、これがほとんど今中国とか海外に出ていっておる。それで、どのぐらいいわれる喪失する、そして新しい産業が五百何十万創出する、その関係についてのシミュレーションがどのようになされておるのかということについて、もし御検討されておるのであれば、お答えをいただければと思っております。

○坂本政府参考人 ただいまのお尋ねの、五百三十万人の雇用創出の分と、それから、今後物づくりを中心として製造業分野でだんだん減ってくるんではないか、その間の労働力の移動といいますが、それをどういうふうなシミュレーションしているかということにつきましては、個別具体的に即したシミュレーションというのは特にやっております。これは、最近のいろいろな趨勢を見てもおると、サービス業を中心に雇用者数が非常にふえておる、それから、製造業は雇用者数が減少の傾向にあるわけにございまして、今後しばらくの間はこういった傾向が続くのかなと。

それで、雇用政策研究会で、将来の産業別の雇用者数、就業者数を見通したものがあつたわけですが、これは二〇一〇年を見通しておりますけれども、ここでは、製造業の就業者、大体二百一十万人、これに対してサービス業が二百八十七万人といったような数字も出ておるわけにございまして。

こういった形で労働移動というものがこれからは避けられないということで、その移動を円滑化するために、労働市場システムをいろいろな形で整備していく、あるいは能力開発のシステムについても効率化を図っていく、こういった取り組みが非常に重要になっておるといふふうに思っておりますので、さらなる施策の充実に向けていろいろ

るな検討を重ねておるところでございます。

(鴨下委員長代理退席、委員長着席)

○鍵田委員 産業構造というのは時代の進展とともにいろいろ変わっていくということについては、私も認識はしております。しかし、やはり日本の国というのは、物づくり産業を中心にして、資源も何もないけれども、人的な資源だけはある。自然資源はないけれども、そういう人的資源をもって日本の経済を支えてきたわけでありまして、これからも物づくり産業は非常に大切である。私は認識をしておるわけでございまして、それらの産業構造をどう構築していくのか、そういう中でどういう産業を大切に育てていくのかというようなことにつきましまして、さらにまたいろいろな段階で議論をしていきたいというふうに思っております。

次に、緊急対応型のワークシェアリングについての支援策につきまして、御質問をしたいと思います。

三月二十九日に、ワークシェアリングに関する政労使合意というものがまとまりました。昨年の十二月十四日に第一回の検討会議を開催されてから、急ピッチで六回にわたって開催をされたわけでございます。大臣も大変御苦労いただいたというふうに思っています。そして、日経連、さらには連合、厚生労働省の間での基本的な考え方、五項目にわたる合意事項が発表をされたわけでありまして、これはやはり、一つの考え方としてまとめられたということについては一定の評価をしたというふうに思っております。

しかし、私は、昨年からの議論をしておるわけでありまして、やはりワークシェアリングをやっていくには、単に公労使のトップが集まって話しかけただけではなかなか前進をしないのではないかと、そのためにいろいろな手を打っていないか、上げてきたわけでありまして、案の定、実は非常に残念な結果ではないかな、単に申し合わせをしたというだけの内容になっておるのではないかと

ろうか。

先日、民主党の中に雇用対策プロジェクトというのがありまして、実はこの合意内容についてヒアリングをさせていただきましたけれども、我が党の委員の皆さんからは、大変不十分な内容である、何かもっと具体的なワークシェアリングの施策についての合意を形成できるようにできないのかというふうな意見が多かったわけでございます。

どうも今回の内容を見ましても、労使の自主的な取り組みということが中心の考え方でありまして、これでは何か、厚生労働省、大臣に大変失礼でありますけれども、単に三者の会合に出席をしただけというふうな結果になっているのではないかと、確かに、労使、利害が違いますから、綱引きが起きます、その中へ割って入るのは非常に難しいことだということはわかりませんが、現在では、本当に出席をしたというだけの結果に終わっているんじゃないかという評価しかできない。民主党としてもそういう考え方でござい

そこで、国会論議としましては、ワークシェアリングというのは一九七八年ごろに参議院で初めて議論になったというふうに聞いております。当時の社会党の福岡知之参議院議員が質問で取り上げたということのようでありまして、七九年には衆議院で取り上げられて、藤井労働大臣がこのときに、日本が今後低成長に移行していくだろうから、それについてはワークシェアリングを進めていきます、こういうことで答弁をされておるわけでありまして、今日までほとんどその議論もなく、初めて、ようやくこの三月の末に公労使の合意ができたというところでござい

もちろん、今回の合意というのは第一段目でありまして、これからも実務者によります合意を定期的に行っていくようにということにはなっておるわけでありまして、しかし、具体的な内容がこれからということ、これでは、それを早く出さない限りはワークシェアリングの実はな

なかがつてこないということになるわけでございます。

政府の役割として、法改正でどういうものを改正していくのかとか、それから、どんな助成ができるのか、また、社会保険制度などの見直しをどうしていくのか、税制上の優遇措置などもどうするのかというふうな、具体的な内容での合意とかそういうものがないか、これは施策としては前進をしないのではないかと、これに思っております。進んでいくのか、そして、それについては、やはり厚労省が前に出てリーダーシップをとって、国策としてこれを取り上げていくんだという意気込みがなければ、恐らく、少し景気がよくなってきたということになりますと立ち消えになってしまふ。昔の、七八年ぐらいの話と同じようなことになってしまふ可能性が多分にあるわけ

それが証拠に、一昨日でしたか、日立製作所の例が報告されておりました。三工場で半導体の不況のためにワークシェアリングをしておつた、しかし、若干市況が回復してきた、そういうことというのを聞いております。

それから、確かに、雇用維持も難しいというふうなところでは何かワークシェアリングをしたという考え方があるけれども、そうではない、比較的順調な産業なり企業では、そんな煩わしいことはしたくないということになってきますと、社会的なワークシェアリングというのは全く前へ進まないということになってしまふわけであり

そういう意味では、やはり時間短縮でありますとか、いろいろな法改正でありますとか、そういうものを前面に出して、そして引つ張っていく、そういう厚労省の役割というのは大切なんじゃないか。そういうことにつきましましてどのようにお考えになっているのか、これはできたら大臣にひとつ御覚悟をお願いしたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○狩野副大臣 ワークシェアリングの政労使合意は具体性に乏しいんじゃないかというお考えだと思えますけれども、御存じのように、今回の合意というものはワークシェアリングについての基本的な考え方に關するものでありまして、政労使で取り組むべき方向性については合意を得ることができたと考えております。

これまでもワークシェアリングについて議論がなされたことがありましたが、当事者である労使間で、労働時間当たりの賃金の取り扱いをめぐって合意を得るに至らなかったものであります。しかし、今回の議論においては、その実現に向けて労使が大きく歩み寄り、合意を得ることができたことは、大きな成果があると考えております。

検討会議につきましては、政府といたしましても今後とも継続させるということにしておりまして、それを、今回の合意を踏まえて、多様な就業型ワークシェアリングについては、短時間労働者等の公正・均衡処遇のあり方及びその推進方策、社会保険の適用拡大についてさらに検討を深めていくとともに、緊急対応型ワークシェアリングに対する財政的支援の方策については、できるだけ速やかに取りまとめていきたいと考えております。

○坂口国務大臣 今、副大臣から答弁のあったとおりでございます。いわゆる基本的なことの合意というのは、今までの基本的な合意がなかなかできなかったわけでございますので、まずそこは一つクリアをしたということだろうと思っております。ただし、今度は、国が何をやるのかということが問われるだろうと思っております。陪席者というふうな、うまいことを言われるなと思いが、聞いていたわけでございますが、私もそこは全くそう思っておりまして、媒酌人も、頼まれ仲入みみたいなものでございまして、座っていただけはいけません、私も率直にそう思っております。

今後、これから先、今度は国の方がこれに対してどういう、制度改革も含めて、なしていくのかということが問われると思っております。そうしなければ

ば、これは前へなかなか進まないと思ひますし、たしますから、労使の間では、ようやくこれはとにかく合意をしていただいた。これはなかなか、両方ともいろいろあつて、もう御存じのとおりでございませうけれども、この合意、なかなかできなかつたんですけれども、ようやくこゝまで来た。さあ、この次はひとつ国の番ですよということになつてくるというふうな思つておりますから、ここをそんなに時間をかけてもいけませんので、早くこの結論を出さないといいけないというふうな思ひます。

しかし、問題が非常にたくさんあることも事実でありまして、いわゆる短時間労働者の問題を一体どうするかという問題も、これを決めますときに一緒にやらなきゃいけない。そうしないと一方的になりますから、そこをやらなければならぬ。ですから、簡単ではないというふうな思ひます。

現在の、労使の方で合意をしていただいたその中で、ワークシェアリングをやつていただくところも出てくるだろうというふうには思ひますけれども、しかし、現在勤めておみえになる皆さん方がやめなくてもいいようにどうするかということにとどまる可能性はあるわけです。そういうことを申し上げて大変失礼ですが、労働組合の方も、現在勤めている人がやめなくてもいいということをお願いする。企業の方も、今勤めている人をどうするかということの方が大事になつてくる。

新しい人をそこへ採るといふ話にはなかなかなつてこないわけでございますけれども、新しい人をそこへ加えていただくために一体国としたらどうするかというふうなことを少しやらないと、本格的なワークシェアリングにならないだろうというふうな思つておりまして、認識はもう委員と全く私も一致いたしておりますので、一生懸命ひとつやりたいと思つております。

○鍵田委員 今大臣の御覚悟を聞かせていただきまして大変頼もしく思つておる次第でございます

が、本当に多種多様にわたる検討なり法改正なり制度の改正なりということをやらなくてはなりませんし、そのたびに、それに対する労使の合意も取りつけないてはならない。非常に難しい作業があると思ひますけれども、これをクリアしない限り政策の前進はないわけでありまして、雇用の改善もないわけでありまして、ぜひともひとつ頑張つていただきたいと思います。

次に、今は緊急の雇用対策ということでありまして、多様な就業型のワークシェアリングにつきましても、早急に取り組まなくてはならない課題でございますし、また、場合によっては同時進行ということも今大臣もおっしゃられましたけれども、その中で、フランスでの三十五時間労働制についての報告が、JILの報告書に出ているわけでありまして、フランスの報告ということではございませんけれども、ジェットロからの報告がこれに出ております。

これを見ましても、その中で、フランスではワークシェアリングという言葉は使わないんだと、グローバル経済化の進展のもとで、時短を契機に、変形労働時間制の導入など企業の労働体制にダイナミズムをもたらすと、組織の適応性を高める。一方、労働者には時短による生活の向上、社会に対しては雇用創出、失業の減少というふうな果実をもたらすんだ。したがつて、ワークシェアリングという言葉は使わないというふうなことを言われておるわけでありまして、社会全体に新しい働き方という価値観を創出していくという考え方でやられる。

確かに、高齢化社会における高齢者雇用の問題、男女共同参画社会の問題、育児や介護に適應した働き方、こういうふうなことも含めて今後検討を進めていただきたいというふうな思つておりますけれども、これらにつきましても各省庁の協力を得ながら進めていかなくてはならないわけでございますし、特に今、経済産業省や文部科学省などとの連携も大切なものではなからうかというふうな思つております。

旗振り役としての厚生労働省につきましても、今後具体的にどのような手順でこれを検討されていくのかということにつきまして、もう時間も余りありませんので、ひとつ簡単に答えさせていただきますと思ひます。

○坂本政府参考人 いわゆる多様就業型ワークシェアリングについてのこれからの進め方ということでございませうけれども、この多様就業型の方は、今後の少子高齢化ですとか経済産業構造の変化が急激に進む中で、人々の働き方あるいはライフスタイルを見直す重要な契機になるわけでございます。また一方で、企業にとつても、効率的な企業経営ができる、そういった大きな効果が期待できるというふうな思つております。

多様就業型ワークシェアリング、この環境整備につきましても、今お話ございましたように、諸外国でいろいろな取り組みがございませうけれども、かなり息の長い取り組みが必要であらうというふうな思つております。

今回の制度施行によりまして、我が国のワークシェアリングはその取り組みの第一歩を踏み出したわけでございますけれども、今回の検討の結果を踏まえまして、今後とも、経済産業省を初めいたしまして関係府省と連携をとりながら、積極的な検討に取り組んでまいりたいと思つております。

○鍵田委員 それでは、手短かに質問をいたします。手短かな答弁をひとつお願いしたいというふうな思ひます。

既存の法律を活用する、これを徹底するだけではないかなりのワークシェアリングができるんじゃないか。特に、サービス残業をなくしたら九十万人の雇用が創出されるというふうな発表がございました。これらにつきましても、言われながら全くなかなかならないというふうな問題がありまして、これについてのチェックの仕方に問題があるんじゃないか。労働組合がしっかり機能しているところでは余りこういうことは起こらないんですが、労働組合があつても、もうひとつチェックが

きかないような産業などもあるんじゃないか。そういうところについては、特にサービス残業の多いようなところについては、できるだけやはり臨検とか摘発などについて協力をしてもらいたい。

それから、時間外割増しも、二五%でまだ法的には張りつておるわけでありまして、これを五〇%ぐらいの割増し率にすることによつて、やはり超過勤務についてはコストが高つくんだという意識を植えつけるためにも、まだまだこの水準の改善が遅れておる、早急にこれらについても取り組みなくてはならないと思ひます。

有給休暇の取得率も五〇%に張りつておるわけでありまして、これは、ワークシェアリングでもしようか、賃金カットしても労働時間短縮をしようかというふうな時期にこういうことがあつてはならないわけでありまして、これらにつきましても、どのような施策でもって充実を図つていきたいと思ひます。

○日比政府参考人 前後したお答えになるかもしれませんが、まず、法定割増し率、賃金の問題でございます。これにつきましては、平成十二年十一月、当時の中央労働基準審議会から建議をいただいております。当面現行の水準を維持する、それから、いろいろな状況を見て、一定期間経過後、見直しの必要性について検討することが適当ということが言われたところでございます。

実は、サービス残業の問題と絡みますけれども、いずれにしても、割増し率のことは、いずれ御議論が行われることにならうかと思ひますけれども、その前提として、残業をしていただいても賃金を払っていない状態の解消、それから残業時間そのものを抑制していく、これにまずは取り組みたいと思つております。

サービス残業の点、もうるる申し上げませんけれども、昨年四月以来、例えば自己申告制等の事業場などを中心として、適正な措置を講ずるようになつていくことで指導いたしますかというところをやつてまいつたわけでございます。特に昨

年十月からは、臨検監督という形で、やや細かい点もチェックしながらやっております。十月と十一月の分しかまだ状況をまとめておりませんが、二、三千数百の事業場でかなりの違反があったり、あるいは指導をすべき事項がございます。今後におきましては、これを継続して行うとともに、従来実績をも踏まえまして、チェックの仕方等についても工夫を行ってまいりたいと思っております。

なお、有給休暇の取得率につきましては、御指摘のように、確かに残念ながら伸び悩み、五〇％を切るというような状況でございます。これにつきましましては、計画年休の取得等による、例えば長期の休暇をとっていただくとか、そういうことにつきましまして、これは指導という話じゃないかもしれませんけれども、そういうコンセンサスづくり、あるいはそういう機運を盛り上げるといふようなことで、きめ細かくやっていきたいと考えております。

○鍵田委員 もう時間が参ったようでございませぬ、あと本日は三問ほどやりたいところでございませぬ。特に、学卒の未就職者が非常にことしは多い。これは大変深刻な問題でございまして、例の信州大学の高梨先生あたりが雇用審議会の会長さんもされておられるようでありますが、青少年の雇用促進法というのをつくって、一般財源でこれらの人たちに対する対策を立てたらどうかというふうな提案をされておりますが、これについてどうお考えか。

それからもう一つは、雇用のミスマッチの解消というふうなことで、私のしごと館というのを京都につくられておりますが、これについて文部科学省などどのような連携をとりながらやられておられるのかどうかというふうな問題。

それから、フリーターが非常に多い。この問題につきましても、どのような施策を考えておられるのか。非常に、将来に禍根を残すということにもなりかねないわけでありまして、これらにつき

ましてどのようなお考えを持っておられるのかというところを、できたらちょっとお答えをいただきたい、終わりたいと思っております。

○澤田政府参考人 高梨信州大名誉教授の御提言につきましましては、将来にわたって良質な人材を育成するために、青少年雇用促進法を制定いたしまして、必要な財源を確保しながら学校教育等と一体となって人材育成を強化すべきという趣旨と理解しております。

私も、学校を卒業して社会に出ようとする若者が就職先が決まらなかつたりフリーターになることは、本人にとつてのみならず社会全体にとつても損失となるといふふうに認識しております。したがって、学校とも連携しながら、新規学卒者の就職支援あるいは在学中の職業意識啓発に取り組んできておりますが、高梨名誉教授の御提言等々、各方面の御意見も参考にしながら、若年者の雇用安定に向けて一層の取り組みを進めたいと思っております。

なお、財源につきましまして、現在でも若年雇用対策につきましましては雇用保険特別会計と一般会計を効率的に組み合わせることで両者を適切に活用しながらやっていきたいと思っております。

○酒井政府参考人 しごと館のことについて手短かに申し上げたいと思っております。しごと館の果たす役割は、我々は大変大きいものと思っております。今先生もおっしゃいましたように、何分これは、学生生徒、こういう人たちの仕事意識を高める、醸成し、目覚めてもらう、こういうことでもありますし、そういう人たちのための総合的ないわば情報拠点でございます。そういう人たちが使えるようなことにするのが基本でございますので、これは文部科学省とも従来より連携プレーをやっております。地元の教育委員会とかあるいは学校関係者、そういう方々もございませぬけれども、産業界とか自治体そのものもこういうところを十分活用していただけるようにいろいろやっていきたいと思っております。

十五年の三月スタートでございますが、スタートしてもそういう気持ちでやっていきたいというふうな思っております。

○鍵田委員 ありがとうございます。
○森委員 次に加藤公一君。
○加藤委員 民主党の加藤公一でございます。お昼前、最後でございますので、空腹の皆さんも多いかと思いますが、もう二十分ほど集中して、御協力をいただきたいと思います。

昨今、ちよつとほかの委員会に大分時間をとられておりますので、坂口大臣と議論をさせていただく時間が若干少のうございまして寂しい思いをしてお話をさせていただきます。

今、鍵田議員のお話にもありましたけれども、若年失業の問題、大変深刻でございます。就職内定率が極めて低いということだけではなくて、例えば大卒の方ですと二割以上、それから高卒の皆さんでもはる一割の方が進学も就職もしない、学校は出たけれども何にもしないという、いわゆる無業の状態に陥っているという問題もありません。今局長の御答弁にもありましたとおり、社会全体で見ても、若年労働力の活用という観点、それから将来に向けてのその御本人の職業能力の育成とか、あるいは知的資本の蓄積という観点から見ても大変大きな問題、将来に対するツケになるんじゃないかと大変不安に思っているところでございます。

そこで、この若年失業の問題につきましまして、需要不足というのはいまもうわかっている話でありますから、この部分を除いてほかのところでも最大の原因は一体何とお考えか、大臣にお答えいただきたいと思っております。

○坂口国務大臣 ことしの状況を見ましても、とりわけ高校卒業の皆さん方に対する就職率、非常に落ちてきておりまして、約五万人ぐらゐの皆さん方が職を得ないまま卒業を迎えられたというふうな聞いております。

この人たちに対してどうするかということでございますが、その前に、どういうことによつてこういうふうなことが起こっているのかということがあるわけでございますけれども、経済状況のことにつきましましてはもう申し上げるまでもないといふふうに思いますが、企業の方が即戦力の人たちを要求するようになってきた。そういうことから、大学の方は昨年にくらべて若干ではございますが、短大はよくなつておりますけれども、高等学校のところも伸びないというのは、いわゆる即戦力要求というのが一つ影響をしているであろうというふうな思っております。

それからもう一つは、若年者の能力でありますとかあるいは職業意識が前ほど十分でないといったこともございますので、働く意欲、そしてどういう能力をつけていたらいいかというふうなことにございまして、新しい時代にひとつ対応して決めていかなければいけないのではないかと、いふふうに思っております。

約五万人の未就職卒業生に対して、これはなかなかマスで論じておりましたはいけませんので、この皆さん方に個々に接触をして、そしてどうするかということをお話をしていかなければいけないというふうに思っております。それぞれの学校にお問い合せをして、この五万人の皆さん方の中で就職をしたいというふうにおみえになる方は本当にどういふ方なのか、そして何人なのかということをそれぞれの学校でひとつ把握をしていただくというふうな思っております。

そして、この人たちは少なくとも就職をしたいというふうにおっしゃる、それが五万人、即ち全員なのかもしれません、その皆さん方に一人一人これは当たらせていただいて、ハローワークの方で接触をさせていただいて、そして皆さん方のお考えをひとつお聞きし、ミスマッチができるだけないようにしていきたい。それで、現在ハローワークで扱っております就職等の中で適当なものがないかどうかというふうなこともごらんをいた

だきたいというふうには実は思っておりません。

在学中の皆さん方にはインターンシップの問題がございまして、インターンシップ等をより積極的に進めようという体制をつくっていききたいというふうな思っておりますが、当面、ことし卒業されましたことに全精力を挙げたいというふうな思っているところでございます。

○加藤委員 直近では、もう既にそういう皆さんが出てくるわけですから、今おっしゃられたとおりのことをどんどんやっていただければいいと思っております。

大臣も御存じだと思えますけれども、日経連の調査で、これは二〇〇〇年の調査ですけれども、高校新卒者の採用に関するアンケートというのがありまして、基礎学力とかコミュニケーション能力、一般常識、態度、マナーと四項目に分かれての調査ですが、高卒者を採用していた企業の評価が極めて低いわけですね。御存じのとおりだと思います。

満足をしている企業が、項目によって一番低いものですと一・二％、高いものでも三・五％、これしかない。この御時世でどんな人材の流動化が進むときに即戦力が欲しくなるというのは経済合理性からいって当然のことです、その中で高校を出た方を採用してもらわなきゃいかぬわけですから、この状態では、幾ら企業に頭を下げたって、それは勘弁してくれという話になるのは当然であります。

同じように大卒者の評価についても、これは東京商工会議所のことしの調査でありますけれども、これだけ大学を卒業した方が就職環境が厳しいと言っている中、予定数まで採っていない企業が多いわけですね。なぜ予定数にまで達していないのか。この調査で、いい人材がいなというふうな回答している企業が四七％以上ある。

つまり、今大臣がおっしゃったように、新卒の方に言えれば、ほかの条件のミスマッチというのは極めて低くて、広い意味での能力、職業能力のミスマッチに限定して考えていいと思いま

す。つまり、意識の部分であるとかあるいは職業観の問題とか、そういう部分だと思っております。ここに於いては、厚生労働省だけではなくて、まさに文部科学省とも一緒になって取り組んでいただかなければいけないところであります。今ここで具体論をいふことはなかなか難しいとは思いますが、ほうっておけばいいという状態が厳しくなることは間違いありませんので、文部科学省と厚生労働省と共同でぜひここにメスを入れていただきたい。きょうは締め切りを設定しませんが、いずれかのタイミングでぜひ具体論を出していただきたいと思います。大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 大事な視点だというふうな思いますから、それはひとつ文部科学省とも連携を、もう既にしておりますが、また一層そこを強化したいというふうな思っています。

企業の方からも先般話がありました。とりわけ、中小企業の場合には、お勤めをいただいても半年もたないと言われるところが非常に多い。中小企業の方も、自分たちの企業のあり方に対する姿勢、これもやはり変えていかないといいないだろというふうな認識をされている。非常に家族的な企業でありましたりいたしますと、新しく来ていただくまでも違和感が強いといったようなこともあるようでございますので、そうしたことも、企業の側もひとつ変わっていかなければならぬというところを言っております。

そんなこともあわせて、これは進めていかないといけないというふうな思っている次第でございます。

○加藤委員 おっしゃるとおりでございますので、もう申し上げませんが、七五三の問題なんかもあるわけで、離職が多過ぎて採用できないというところも当然あるでしょうから、その部分も含めてですけれども、これまた引き続きどこかのタイミングで議論をさせていただきたいと思えます。

次のカテゴリーですが、長期失業の方、それか

ら自営業を廃業されてしまった方というのがいわゆる失業給付の対象になっていない、あるいはもう終わってしまったという方、失業状態の中で今一番手を差し伸べなければいけない方々というのはそういう皆さんだろうというふうな思っています。おおむね百万人とも百万人強とも言われておりますが、その方々に対して、現状ですと、雇用対策の議論は随分ここ数カ月あるいは何年も続いてまいりましたけれども、具体的に、その方々が救われるという状態にはまだ至っていないと思っております。

時間がありませんので、ぜひぜひ手短かに、今後どういう対策を打たれるおつもりか、お答えいただきたいと思います。

○狩野副大臣 委員御指摘のように、長期失業者や自営業廃業者の増加が認められることを踏まえまして、政府といたしましては、三つの施策を講じたところでございます。

一つは、雇用保険の訓練延長給付の拡充や、雇用保険の受給終了者及び自営業廃業者など一定の失業者に対する生活資金貸付制度の創設。二つ目は、雇用保険が切れた失業者等の雇用を重点を置いた新たな緊急地域雇用創出特別交付金の創設。そして三つ目が、キャリアアコンサルタントによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな相談の実施。これらの施策を適切に活用することにより、長期失業者や自営業廃業者なども含め、失業者の再就職の促進等に努めてまいりたいと思っております。

○加藤委員 今の御答弁の中、まず冒頭にありました訓練延長給付の件なんですけれども、もちろん失業給付が切れてしまった方に対しては非常に助かる制度であるように思っています。ないよりはよほどいいとは思っています。しかし一方で、現実のところを聞きますと、何にも目的を持たずに、とにかく何か訓練を受ければ延長給付が受けられる、とにかく駆け込みで、何でもいから訓練を受けようじゃないかということがどうも、全員とは言いません、全員とは言いませんが、実態としてあ

るようであります。ある資格学校の先生に伺いますと、一生懸命自分でお金を払って勉強にきている方がまじめに努力をされている横で、ハローワークから紹介で来た方がぐうぐう寝ている。それはなぜかというところ、勉強する気が最初からないんですね。とにかく訓練を受けていけば延長給付が受けられるから、何でもいから行こう、こういうことになってしまっている。つまり、後の議論にもつながりますが、キャリアアカウンティングを受けずに、とにかく苦し紛れで、わらをもつかむ気持ちで、ではそこへ行きます、こういうことになってしまっているんじゃないか。

これではその教育費までむだになってしまいうわけでありまして、ここはやはり制度自体を少し見直していただかなきゃいけないんじゃないかと思っております。各論は聞きますが、御意思としてどうでしょう、大臣、御検討いただけませんか。

○坂口国務大臣 そこは問題点であることは、私も認識として持っております。せっかくの制度がそういうふうな意味のあるように使われないというところは問題が多いというふうな思っていますから、より効果的にそこを使っていたらどうかというところか、やはり少し知恵を絞らなければならぬか、かもしれません。

検討したいと思えます。

○加藤委員 それともう一つは、今の訓練延長給付とか生活資金の貸付制度とか、セーフティネットとして給付をする部分というのは、もちろん制度を見直した上でぜひやってほしいと私も思いますが、最終的には何かしらお仕事についていただかなければいけないわけですから、その機能が今の日本には決定的に欠けているんじゃないかというふうな思っています。失業給付が切れてまだ失業中の方、あるいは自営業を廃業してしまつたら仕事につけるのか、次、ではどうやったら仕事につけるのか。ハローワークに行つたらなかなか仕事が見つかからない、ずるずるいく。これは

やはり何とかしなきゃいけない。

浅学ではございますが、私の知識の範囲でも、イギリスでは、この皆さんに対して、民間委託をして、職業教育、職業訓練から職業紹介、あつせんまで一貫して面倒を見ていただくという仕組みで大変な効果を上げています。長期失業の方のお二人にお一人がそれで就業に成功したという話も聞いておりまして、これはぜひ日本でも検討をした方がいいんじゃないか。

もちろん、法制度がすべて一縮小わけではありませぬから、そのままということはあり得ないかもしれないですね。イギリスでも、全地域じゃなくて、地域を割ってやっているようでもありますから、そのままということではないかもしれません。が、せめて検討していただくに値するんじゃないかと思いますが、大臣の御意思を伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 そのも問題点の一つであることによく存じております。そこもなかなか思ったように正直言っていないんですね。

諸外国の例も参考にしながら、一遍、我が国としてもどう対応するかということをやはりもう少し考えたいと思います。

○加藤委員 きょうは時間がないので細かいお話をしなかつたので、ちょっと失礼かとは思いますが、けれども、イギリスで成功している事例というのをぜひちょっと研究してください。非常に有効な方法だと思いますし、民間委託で、公費を使うのが成功報酬なんですね。

これはちょっと日本だと財務省が何やかんや言うかもしれないけれども、成功報酬ということでは、委託した民間企業がサボってればお金がむだにならない。うまく就業に成功したときだけ公費が使われるということですから、こんないい話はないはずでありまして、税金の有効活用という観点からいっても正しいと思いますし、また就職に成功していただくという意味でも非常にすばらしいことだと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。これはまた次回以降お話をし

たいと思えます。

それから、大分時間が迫っておりますので駆け足にしますが、昨年の秋の臨時国会で決まりました緊急地域雇用創出特別交付金の三千五百億円なんです。この使い道について、現状でどの程度今把握をされているのか、簡潔に教えてください。ごくごく簡潔にお願いします。

○狩野副大臣 簡単に申し上げます。本年度は全国で約一万四千事業が企画されております。

具体的な問題としては、環境分野では、熊野古道周辺の良好な景観と快適な森林環境の確保を図る事業、和歌山県、教育・文化分野では、実社会での豊富な経験を有する社会人を教員補助者として学校に配置する事業、これは若手県です。福祉・保育分野では、高齢者の介護サービス等についての利用意向や満足度を調査する事業など、これは東京都ですけれども、いろいろな事業が企画されております。

○加藤委員 私もちょっと資料をいただいたり、あるいは今の副大臣のお答えを聞いております。これは昨年議論させていただいたときに、大臣が、あくまでもつなぎだから、これをきつかけに常用雇用につなげてもらわなければいかぬのだというお話をいただきました。私も全くそのとおりだということでお話をさせていただきました。三千五百億円も投じているんですから、これで六カ月間、臨時応急の仕事について、はい、つなぎですからもうおしまいですが、また失業者に戻ったんじゃ何にも意味がなくて、そのまま、これが訓練として、次の仕事についてもらわなきゃいけない。本当にその仕事に、次の常用雇用につながるかどうかというのは、六カ月しかないんですから、日々見ていっていただかなきゃいけないわけですよ。

これは実はお役所の方に聞いたんですね、私。どういうところにお金が使われていて、どの程度見込みがあるのかというのを聞きましたら、A4一枚、べらっともらって、四事業しか書いてないわけですよ。その中で、ひどいものになります

と、地域振興、ワールドカップの云々かんぬん作業員、新規雇用見込み五人、事業費三百万円。こんなもの絶対に常用雇用になんかつなげるわけないです。六月三十日でワールドカップは終わっちゃうんですから。これを幾ら積み重ねたって、三千五百億円むだになるだけなんです。去年の臨時国会から言っているとおりですから。

大臣、ぜひ厳しくチェックしていただいて、ちゃんと有効に使えば困っている方が助かるお金ですから、ぜひこれをチェックしていただきたい。そこをぜひお願いします。大臣の部下の皆さんが、うまくいっていますよと言っても、余り信用しないので、ちょっとこれ、チェックしてくださいね。大臣、一言だけお願いします。

○坂口国務大臣 都道府県それから特別市等もございまして、その点、厳しくひとつ言ってお話ししたいことを言っております。中には、例えば山林等の仕事をやる人たちに對しても、これを一つのスタートとして、その後は森林組合等で継続して雇用をするというのを決めているところもあつたりいたしまして、そうしたところもかなりあちこち出てまいりました。そういうふうにしてもらうとこれは生きるわけでございますけれども、先ほどおっしゃるように、三カ月なり六カ月で、それで終わりというのではなかなかこれが生きていけないわけですから、そこをひとつ、できるだけ私たちもチェックしたいと思っております。

○加藤委員 ぜひ今の点、お願いします。常用雇用につなげれば本当にいい話でありまして、前回もそうでしたけれども、森林組合に限らず、ほかにもお願いをしたいと思えます。

済みません、時間が限られておりますので、ちょっとはしりますが、先日、研究会の報告書というところで、キャリアアコンサルティングの実施に関する云々かんぬんということで調査研究書を発表されました。拝見をいたしましたので、この中に、キャリアアコンサルタントという職種がされておりました。

て、これは今まで余り議論の中で出てきていない言葉なんです。これまでは、皆さん、キャリアカウンセラーを五万人養成するというところをおっしゃっていました。今回の報告書は、キャリアアコンサルティングということ、それからキャリアアコンサルタントという職名になっておりますが、これは同じなのか違うのか、一言だけ教えてください。

○坂口国務大臣 これは同じと考えていただいて結構でございます。やつていただきました検討会の皆さん方からキャリアアコンサルタントというふうにしてほしいという御要望があつて、そういうふうにごさされたらと聞いております。

○加藤委員 では最後、一問だけ伺います。同じであるとするれば、このキャリアアコンサルタントを今後五万人養成をする、ハローワークだの学校だのいろいろなところでいわゆるキャリアカウンセラーをしていただくということになるんだと思いますが、報告書を拝見しますとまだまだ非常に抽象論が多くて、これで本当に機能するんだらうかという思いが一つ。

それからもう一方で、聞くところによりますと、別に名称独占でも業務独占でもない、単なる認定資格だということになりまして、これはファイナンシャルプランナーを技能士検定に加えたように、どうも行政改革の流れに逆行するような気もいたしております。私が資格認定をしてくださいと言った魂とは全然違うような発想になっているように思えてならないわけがあります。

このキャリアアコンサルタントという職種が、試験が認定をされて、その職種を名乗る方がこの秋から恐らく世に出てくるのであります。ただ、その方々が本当にどれぐらいの仕事ができるのかということが非常に不安でありますので、ぜひ第一号の方を厚生労働省で採用していただいて、職員の方々がカウンセラーを受ける実験台になっていただいて、なるほど、こういうふうにかウンセリングを受けたら皆さん仕事を頑張つて役所が活性化した、こういう実績を示していた

だくとこの資格も生きてくるんじゃないかと思
います。

大臣、いかがですか、ぜひ御検討いただき
と思います、一言最後に御答弁ください。

○坂口国務大臣 アイデアとしては抜群だと思
いますが、一つの参考にさせていただきますと思
います。

○加藤委員 ぜひ御検討をお願いします。
済みません、少々延びまして。終わります。

○森委員 午後一時から委員会を再開すること
とし、この際、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。金田誠一君。

○金田誠一委員 民主党の金田誠一でございます
です。大臣、きょうは大変長丁場で、御苦勞さま
でございます。

まず第一点でございますが、第三種郵便、第四
種郵便、この廃止の問題についてお尋ねをいたし
ます。

総務省は第三種郵便と第四種郵便の割引制度を
来年度から原則廃止する方針を固めた、このよう
に一人は伝えられておりました。きょうの報道
では、第三種、第四種は一応存続ということに
なつたようでございますが、新しく今度は公社に
移行するわけでございますが、料金水準はこの公
社が決めるようにしたいということも報道を
されておるところでございます。諸外国ではNP
O法人にまで広く郵便料金の割引制度が存在し
ておる、こう伺っているわけでございまして、こ
うした中であつては、総務省の方針は時代に逆行す
るのではないかな、私はそう考えております。

そこで、とりわけ厚生労働大臣には、第三種
のうち心身障害者団体発行の定期刊行物並びに第
四種のうち視覚障害者用点字、テープなど、この現
行制度を何としても存続させていただきたい、こ

う思うわけでございます。私の地元でも、各団
体、バザーをやつたり、夏にはビアパーティーを
やつたりということ、資金づくりに悪戦苦闘で
ございます。大臣もその辺の事情、よく御承知の
ことと思うわけでございます。

こうした中では、この第三種、第四種の制度に
よつて各団体辛うじて支えられているというのが
実態でございます、この現行制度の存続、これ
は何としても欠くことができないと思うわけで
ございます。それにつきまして、大臣の御決意を、
何としても存続をさせるという決意のほどをお聞
かせいただきたいと思つております。

○坂口国務大臣 私もちよつと存じませんでし
たが、けさ新聞を拝見いたしました、こういうこと
でいろいろもめておられるんだなということを知
つたわけでございますが、今お話ししたように
ありますと、心身障害者団体発行の定期刊行物に
関する郵便料金の減免の取り扱い、これにつきま
しては、福祉の上からいきましても非常に大事な
ことだというふうにも私も考えております。

したが、これは総務省の所管でござい
ますので、総務省とよく相談をさせていただき
たい、ぜひ残していただけるような方向で相談をさ
せていただきたいと思います。

○金田誠一委員 どうもありがとうございます。
料金水準を公社が決めるというふうなことに
なつて、現行制度と大きく変わつてくるわけで
ございまして、ぜひひとつ、今の形で存続できる
ように大臣の御努力をお願い申し上げる次第で
ございます。ありがとうございます。

次に、私も民主党が先ごろ発表いたしました
「歯科医療改革案」、こういう冊子なんぞございま
すけれども、これにつきましてお尋ねをいたした
と思つております。

これを発表したのは昨年の三月でございま
し、民主党としての初めての試みでございます。
この歯科医療改革案の中では、三つの視点とい
うことで掲げてございまして、第一点目は「歯科重

視の医療体制の確立」、二点目として「治療歯科
から予防歯科への転換」、三点目として「患者が
安心してできる環境づくり」ということを掲げてござ
います。

今後、与野党という枠にとられずに、国民の
ための良質な歯科医療の提供という観点から、機
会があればまた大臣とも意見交換をさせていただ
きたい、こう思うわけでございまして、今
回は、私も初めての試みでございまして、今
出たわけでございまして、これについて大臣の総
括的な御感想などを承ればありがたいと思つ
てございまして。

○坂口国務大臣 民主党さんの、この歯科医療改
革案というものは、私も、正直なところは、全体を
読ませていただいているわけではございません。
きょう御質問をいただきました要点につきまして私
も拝見している程度でございまして、申しわけ
ないわけでございます。

歯科全体について申しますと、今まで考えられ
ておりましたよりも、歯とかそしやくという問題
が全体に大きな影響を与えているものであると
いうことがだんだんと明らかになってまいりまし
た。そうした意味で、歯科は今まで、医科の方か
ら切り離されて、何か特別扱いにされてきた感も
ございますけれども、非常に、今まで以上に重要
視を今後していかなければならないというふう
に、今総論として思つておられる次第でございま
す。

民主党さんがお挙げになつておられます「歯科重視
の医療体制の確立」ということにつきまして、
そういう総論の上からいえば賛同のできることだ
というふうにも思つておられます、それから二番目の「治
療歯科から予防歯科への転換」というのがござい
ますが、この中身、ちよつとまだ詳しく読んでお
りませんが、今までも、企業等の健康診断にお
きましても歯科の検診というのにはなかつたわけ
でございまして、まだ義務づけておられるわけ
ではございませんが、できるだけ歯科の検診も
行つてもらふように、ひとつ企業にも、今お願い
をしているところでございます。それから「患者

が安心してできる環境づくり」、これも、このスロー
ガン、反対するところは何もないわけではござい
ますが、その中身にございましてのいろいろの問題点
はあるのかもしれない。

とにかく、総論をいたしましては、そんなに考
えておらずと違つた方向性のもではない、むしろ
同じ方向性のもではないかというふう
に認識をされている次第でございまして。

○金田誠一委員 大変前向きに受けとめていた
だきまして、感謝をいたします。
今回触れ切れなかつた点も、例えば歯科医師数
の適正化、需給ギャップなどもできておりまし
て、その他何項目かございます。こうした点も含
めまして、今後、ぜひ機会を改めてまた意見交換
をさせていただければと思つてございまして、
よろしくお願ひをしたいと思います。

そこで、きょうは、歯科医療の中で一項目に絞
りまして、歯科技工士をめぐる諸問題ということ
で質問をさせていただきます。

まず、私どもの考え方としては、歯科医師、歯
科技工士、歯科衛生士の相互の連携によるチーム
医療の確立、このことが非常に重要であるとい
うふうに考えているわけでございまして、そうした
中で、先般、何名かの歯科技工士の方々が私
どもの方に参られまして、嘆願書、四項目に及ん
でおりますが、既にきのうお渡しをいたしました。
それをもつて、「歯科技工士の現状」、こういう
一枚紙もあわせていただいたわけでございまして。
その問題点、六項目指摘をいただいたわけでござ
いまして、かいつまんで申し上げますと、第一
に、長時間労働である。一日十二時間から十六時
間、長時間労働である。二、二点目として、こ
ういふ状況だそうでございまして。二点目とし
て、女性歯科技工士が定着しない。原因は、一
点目で申し上げた劣悪な労働環境と長時間労働。同
じく、女性ばかりでなく、新人技工士、これがな
かなかふえない、やめていく人が多い。これまた
同じ理由でございまして。四点目は、労働時間の割

に賃金が低い。五項目として、一人ラボが多い、こういうことでございます。六項目は、これはちょっと大変なことだと思つて何つたんですか、にせ技工士が多い。モラルの問題ではあるけれども、経営上の問題が大半を占めているんじゃないか、このような御指摘をいただきました。

こういう指摘を踏まえながら、以下、順次質問をさせていただきますと思うわけでございます。いただきました嘆願書には、第一番目に、いわゆる七、三問題、七対三問題というんでしょ、これがまず載せられておりました。この七、三問題とは、昭和六十三年、厚生省告示第百六十五号により、歯冠修復及び欠損補綴の費用は、製作技工に要する費用がおおむね百分の七十、製作管理に要する費用がおおむね百分の三十である、七、三であると。このようにされたにもかかわらず実態としては空文化しているというのが七、三問題でございます。

そこで、質問をいたしますけれども、厚生労働省は、七、三は技工と管理の標準的な割合、こうしているようにございますけれども、標準的な割合とはどのような根拠で算出されたものなのか、お示しいただきたいと思ひます。

○大塚政府参考人 たいだいま御指摘のありましたような昭和六十三年の告示がござります。この七、三という割合を告示で定めましたのは、当時でございますけれども、当時の厚生省が実施をいたしました歯科技工料金調査、この結果を踏まえて、いわば当時の実態を勘案した割合ということで、標準的な割合としてお示しをしているものでございます。

○金田(誠)委員 そこで、今日の実態としてはこの七、三が大きく崩れているという話を伺ったわけでございますけれども、実態はどうなのか。七、三から六、四。六、四から五、五。場合によつては逆の七、三まであるなんという話も仄聞しているわけでございますけれども、この実態の数字をお示しいただきたいと思ひます。

○大塚政府参考人 製作技工に関するさまざまな種類がございますから、種類ごとにもちろん異なるわけでございますし、個別のケースごとに異なるわけでございますが、全体といたしまして、直近の数字で把握しておりますのは平成十一年度の数字でございますが、歯科技工料金調査をいたしまして、この結果によりまして、全体の平均で、いわゆる七に当たる部分、製作技工に要する費用の部分が六六・六％という数字を私も把握いたしております。

○金田(誠)委員 私どもが聞かされている実態とかなりこれは違うのかなという印象を受けます。ついでには、その平成十一年の調査でございますけれども、その調査の集計表といひますか、恐らく地域格差だとか、あるいは補綴にしても、部分によつてこの六六・六のところもあれば、もっと低いところもあれば、いろいろあるんだと思ひますが、その辺も調査されているのかどうかも含めて、調査結果表といひますか、調査表といひますか、それについて、資料として後ほど御提示いただけますでしょうか。

○大塚政府参考人 これは、診療報酬の審議をいたします中医師協会の必要に応じて御提示する資料という性格のものであることが一点。それからもう一点は、なかなか難しい点がございますので御了解を賜りたいんでございますが、實際上、それぞれの取引は、自由といひますか、当事者の合意で取引されるわけでございますが、そうした点に直接的な影響を与えるというのを避けなければならぬという要素がございます。

ただ、調査をいたしているわけでございますから、少し精査をいたしまして、整理をいたしまして、お示しできるものについてはお示しをいたしたいと考えております。

○金田(誠)委員 私の聞く範囲では、今のようない数字であれば、わざわざ私のところまでは恐らく来ないんだらうというふうに思ひます。聞いてい実態は、これとはかなり違うものでございませぬ。そのスタートラインといひますか、共通認識の上に立つて議論をしなければ、かみ合わない議論になつてくれば意味のないことではございませぬ。せひその議論の土台をそろえるという意味からも御提出を強くお願い申し上げます。

○大塚政府参考人 さきにお話の中にございましたように、私どもとしては、もちろんどんびりという数字ではございませぬけれども、基本的には、全体といたしましては、七、三にそう大きな乖離がない状態になつていふふうに見えておるわけでございます。

先ほども申しましたように、当事者間の取引という性格がございまして、いろいろなケースがある、その七、三問題とは別に、全体として、例えば歯科医師の需給問題や歯科医療に關します全体的な課題がさまざまあるというところはよく私も認識をいたしておりますが、その問題が直接にこの七、三の問題にダイレクトに結びつく問題だとは、私どもは現時点においては認識しておりませぬ。

技工の取り決めが、七、三という取り決めが守られないほど技工の診療報酬が低いという指摘もございませぬ。あるいは、この背景として、診療報酬の歯科格差というものがだんだん拡大をしていって、歯科としては厳しい状況に置かれてい、あるいは、歯科医師の需給バランスが崩れてい、さまざま背景があると伺つてはおりますけれども、厚生労働省として、この七、三に対して、実態は私に大きくかけ離れていと思つていませぬし、さつきの数字ですとそんなにかけ離れていないことになつてかみ合わないことになるんで、私の理解をしてい、この大きく乖離している実態、この辺の原因、七、三が守られてい原因を、どうい理解をされておりますでしょうか。

○大塚政府参考人 七、三告示に合わせまして保険局長名の通知が出ておるわけでございまして、お話ございましたように、良質な歯科医療を確保するためという観点での通知でございますけれども、やはり、歯冠修復、欠損補綴といった業務が關係者、具体的には歯科医それから歯科技工士、歯科衛生士さんなどもおられますけれども、特に

半を占めるのが歯冠修復あるいは欠損補綴というものでございませぬから、その業務が關係者の間で、先生がおつしやいました、チームワークという表現をとられましたけれども、關係者の連携で円滑に進むというのが患者にとりまして最大のメリットでございませぬから、そうした観点で、こうした両当事者間の關係が円滑に進みますように私どもとしても願つておると思ひますし、また必要な努力を続けてまいりたいと思ひます。

○金田(誠)委員 やはり、実態がどうなのかというところの認識をそろえて議論をしないと今のような議論になりますので、厚生労働省として押さえていこの実態調査を何としてお示しいただかないと議論がつかないかと思ひます。ですから、また重ねて御要請を申し上げておきたいと思ひます。

次の質問でございますが、昭和六十三年十月二十日付で厚生省保険局長名の通知が日歯と日技の会長あてに出されておる。その中では、この七、三の割合は良質な歯科医療の確保に資することを図つたものでありますとされているわけでございませぬが、この意味合いをちょっと解説していただきたい。

といひますのは、良質な歯科医療の確保に資することを図つたということでございませぬから、一定の診療報酬が決まる、それを、技工の部分が七、管理の部分が三、こういう形で区分けをするということが適切な歯科医療をならしめるということでございますから、当然これは守るべきものであるんだという意味合いがこれに込められていと思ひます。

○大塚政府参考人 七、三告示に合わせまして保険局長名の通知が出ておるわけでございまして、お話ございましたように、良質な歯科医療を確保するためという観点での通知でございますけれども、やはり、歯冠修復、欠損補綴といった業務が關係者、具体的には歯科医それから歯科技工士、歯科衛生士さんなどもおられますけれども、特に

半を占めるのが歯冠修復あるいは欠損補綴というものでございませぬから、その業務が關係者の間で、先生がおつしやいました、チームワークという表現をとられましたけれども、關係者の連携で円滑に進むというのが患者にとりまして最大のメリットでございませぬから、そうした観点で、こうした両当事者間の關係が円滑に進みますように私どもとしても願つておると思ひますし、また必要な努力を続けてまいりたいと思ひます。

○金田(誠)委員 やはり、実態がどうなのかというところの認識をそろえて議論をしないと今のような議論になりますので、厚生労働省として押さえていこの実態調査を何としてお示しいただかないと議論がつかないかと思ひます。ですから、また重ねて御要請を申し上げておきたいと思ひます。

○大塚政府参考人 七、三告示に合わせまして保険局長名の通知が出ておるわけでございまして、お話ございましたように、良質な歯科医療を確保するためという観点での通知でございますけれども、やはり、歯冠修復、欠損補綴といった業務が關係者、具体的には歯科医それから歯科技工士、歯科衛生士さんなどもおられますけれども、特に

半を占めるのが歯冠修復あるいは欠損補綴というものでございませぬから、その業務が關係者の間で、先生がおつしやいました、チームワークという表現をとられましたけれども、關係者の連携で円滑に進むというのが患者にとりまして最大のメリットでございませぬから、そうした観点で、こうした両当事者間の關係が円滑に進みますように私どもとしても願つておると思ひますし、また必要な努力を続けてまいりたいと思ひます。

歯科医、歯科技工士の間で円滑に業務が進むというところが、トータルとして、全体として、歯科医療の円滑な実施につながる、患者の福利に通ずるということと、三を標準的な割合としてお示しをいたしましたので、その趣旨をお踏まえいいたで、チームワークのとれた歯科医療を実施していただきたい、こういう趣旨、思いを込めた通知というふうにご覧いただいております。

○金田(誠)委員 さらにまた、同じ通知の中には、この厚生大臣告示の趣旨を踏まえ、関係団体との間で話し合いを行っていただくことも、個々の当事者間で円滑な実施が図られるよう会員を御指導いただきたくお願いいたしますと、これが日歯と日技の両方に出ている文章なわけでございます。

こういうことで、まず関係団体との間で話し合いを行う、さらに会員を指導していただく。この七、三ということが問題にならないようにするという意味の通知だと思われたいでございますけれども、この辺の話し合いなり指導なりというのが適正に行われているという実態なのではないでしょうか。その辺のところ、どのように押さえておられますでしょうか。

○大塚政府参考人 通知の中で触れられた内容でございますが、おっしゃったとおりでございます。基本的には、繰り返しで恐縮でございますが、歯科医療機関と歯科技工士の間をいわば自由な取引、自由な契約で決まる、価格が設定されるということになりますけれども、標準的な割合をお示しして、その趣旨を会を通じて個々の会員にも十分周知していただくようお願いの文章でございます。

関係者間でいろいろ引き続き議論があることはもちろんでございます。これは、それぞれの事情もいろいろ変化も、厳しい環境でもございませぬから、御意見はございますけれども、全体といたしましては、この六十三年通知、告示の趣旨を踏まえて適切に対応していただいているというのが基本的な認識でございます。

○金田(誠)委員 根っここのところで、現状の数字が、私どものとらえている実態と厚生労働省の調査と一致をしておらないというところでの質問の継続なものですから、どうもかみ合せてこないわけでございますけれども。

これは、例えば七、三が、仮に五、五というものが主流になってしまった、こうしたとします。先般、保険局からいただいた資料の中に、例として総義歯二千五百点という数字が載っておりまして、二千五百点であれば、七、三に分ければ千四百三十五点と六百十五点ということになるわけでございますが、仮に五、五ということになりますと、千二百五十点対千二百五十点、こういうふうになります。

そこで、技工士さんが心配しておられることは、千二百五十点でも技工が可能である、こういうことになるとすれば、千二百五十点と七、三の三の六百十五点、これをプラスしますと、千六百四十点ということになり、現行二千五百点との差は四百十点、これが引き下げ可能ということになりはしないか。

今でさえ低い診療報酬がこのように引き下げられるなんというところは、現実問題としては考えられないことであるけれども、こういう七、三というものが、六、四あるいは五、五という状態が続けば、保険者あるいは被保険者ともよりでございますが、会計検査院あるいは総務省、さらに財務省というところからも、これは放置できないという声が起りはしないかということも心配になってくるわけでございますけれども、この辺のところ、厚生労働省、どのようにお考えでしょうか。

○大塚政府参考人 ただいま総義歯の例を引いて御質問でございますけれども、私も、歯科医療において、さまざまな重点項目でございますけれども、歯あるいは補綴物の長期維持に資する技術などについては、やはり今後の歯科医療を考える上でも重点というふうにご覧いただいております。今回、御案内のように、全体といたしましては、厳しい

環境のもとで、歯科診療報酬につきまして、いわゆる技術料部分につきまして医療費ベースで一・三%、全体としては引き下げを行いました。これは医科、調剤も同様でございますけれども。この中で、有床義歯あるいはその他の補綴物に関連する技術につきましては、厳しい環境の中で引き上げを行いました。例に出されました総義歯につきましましては、これを据え置き、厳しい環境の中で据え置きという措置も講じました。

こうしたことで、歯科医療の中でも特に重点を置くべき分野、今後歯科医療の質の向上という観点から必要な分野、御指摘の事項なんか含まれると考慮しておりますが、こうした技術あるいは歯科医療につきましましては必要な評価をきちんとしてまいりたいというのが基本的に我々考えているところでございます。

○金田(誠)委員 今の御答弁も、七、三というところが守られていての話だと思われたいわけですが、それが崩れてくる。まあ、多少の崩れというのは、上に崩れる、下に崩れる、いろいろあるのかもしれないが、いずれにしても、七、三というものを基本的にしながら、多少の幅という程度のものでよろうと思われたいわけですが。

それが、私どもが承知しているような形で七、三が崩れてくると、今のようなお話も保険者あるいは財政当局等の関連では面倒な問題になってくるんではないかということをお指摘申し上げたいと思われたいわけですが。

最後に大臣、恐縮でございますが、お伺いをしたいと思われたい。七、三という割合が標準的な形ということで告示をされ、それについての円滑な実施ということでこれまた通知がされるという中で、厚生労働省の調査と私どもの把握と多少違うようではございませんけれども、いずれにしても、かなり大きな問題として今提起をされている実態でございます。

この七、三というものを本来の形に戻していくという立場から、努力をしていただく、具体的な方策を講じていただくということで、ぜひひとつ

御尽力を賜りたいと思われたいわけですが、その辺のお考えを伺わせたいと思われたいと思われたい。○坂口国務大臣 七、三問題といいますが、私も随分前から実はお聞きをいたしておりました。何とかならないのかというお話が随分前からありましたが、ここにきょう御出席の与野党の皆さん方の中にも、この問題何とかならないのかというふうにおっしゃる方はかなりおみえになると私思っております。

これは、議論をいたしておりましたも決着のなかなかつかない話なんです。それで私は、やはりこれは歯科医師会の皆さん方と一遍お話をする以外にないと思われたい。そして、忌憚のないお話を申し上げて、この問題は前進させる以外にないというふうにご覧いただいております。

前々から私も思っておりましたことの一つでございますので、時間を見まして一度率直にお話を申し上げたいと思っております。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。技工士会の方では、この問題について、独禁法の適用除外とかいろいろ具体的な提案もされているようでございますが、その前段として、大臣おっしゃる話し合いというのが出発点になると思われたいわけですが、ぜひひとつそれは実現をさせていただきたい、よろしくお願いを申し上げます。

局長、それについても数字が、相当理解が違うようでは話し合いの土台がきちんとしていないわけでございますから、早急にこれは御検討いただいで、しかるべくお示しをいただきたい。重ねて御要請を申し上げます。質問を終わります。どうもありがとうございます。

○森委員長 次に、五島正規君。○五島委員 民主党の五島でございます。時間が、余り私にはもたっておりませんので、二つの問題に限って御質問をさせていただきますと思われたい。一つは、いわゆる労災隠しと言われている内容

の問題でございます。

一昨年の十一月、労働委員会におきまして、労災保険法の改正案の審議がございました。その中におきまして、私は、メリット制の拡大問題について、そのことによつて労災隠しがふえるのではないかと指摘をいたしました。当時の吉川労働大臣は、労災隠し対策について、行政、労使がともに検討を行う場を設けることを考えている、そのようにお答えになったわけでございます。

その後、労災報告の適正化に関する懇談会なるものが設置されたと承知しているわけでございますが、この懇談会の性格、どのようなものなのか。また、既に三回の会議を終えたというふうに聞いております。三回の会議を終えてこの会が終つたというふうに聞いておりますが、その結論及びその報告書の作成について、どのようになっているのか。お伺いしたいと思います。

○日比政府参考人 たいま御指摘の懇談会でございますが、平成十二年十一月の労働委員会の経過につきましては、たゞいま委員からお述べになられたとおりでございます。その行政と労使がともに検討を行う場ということで、この懇談会を昨年設けまして、ことし三月まで、三回会合を開いたところでございます。

懇談会の性格というお尋ねがございましたが、行政と労使がまさに一緒に集まって検討を行うということ、そういうために関係労使とも御相談しまして、三者集まっていろいろと懇談をしたというところで集まったものでございます。

三月二十九日に第三回の会合を開きまして、そこで、従来のいわゆる労災隠し対策に加えまして、今後講じていこうという対策について一定の取りまとめが行われました。

項目で申し上げますと、ポスター、リーフレットによる事業者への周知啓発。二つ目には、厚生労働省のホームページに「労災かくしの排除について」と仮に題するようなページを設けること。三点目として、都道府県、市町村の広報誌の活用。四点目として、労災防止指導員の活用。

これら、いずれもそれぞれお取りまとめいただきました中身ではもう少し具体的な内容等が盛り込まれておりますが、项目的に申し上げますと、以上のような点につきまして今後取り組むべきであるということ、取りまとめができたところでございます。

その対策につきましては、今後通達という形でお出しするというところで、その作業に現在入っているところでございます。

○五島委員 今長々と御説明になったわけですが、この議論が始まったのは、一つは、マスコミにおいて労災隠しの問題が大変取り上げられた。そして、平成十一年度の報告を見せていただきますと、例えば、全産業と建設業と比べてみますと、全産業の方が労働災害の度数率が高い、建設業の方は度数率は低い。そしてその中において、

一方、災害の強度率といいますが、すなわち重大災害の発生率ですが、強度率については、建設業は高い、そして全産業の方ははるかに低い。なぜ、発件数がこのように全産業の方が高くて建設業は少ないのか、そして強度率が逆転しているのか、これは理屈に合わないよ、ここに労災隠しがあるのではないかとこの議論であったと覚えております。

そして、おつくりになった懇談会というのは、労災報告の適正化に関する懇談会と名づけられました。すなわち、労災報告をきちっとやらす、そのための適正化でございます。ところが、三回目の審議について結論が出された。今局長がお話になったのですが、ポスター、リーフレットによる事業者への周知啓発、ホームページについての啓蒙、市町村の広報誌の活用。PRしか考えておられないのです。報告についてどのように適正化をするかという懇談会なら、そのことに関する結論をお出しになっていってしかるべきではないか。

そういう意味においては、こういうふうな子供だましのような結果をもつてこの懇談会の役割が終わったとお考えになるのであれば、例えば昨年

度、全産業と建設業との間における度数率、強度率、本当に合理性のある数字に戻ったのかどうか。お答えください。

○日比政府参考人 災害の発生状況の傾向は、大きくは変わっていないと思っております。

なお、懇談会の名称の問題でございますが、御指摘のとおり、いわゆる労災隠しの対策のためというところでこの懇談会が設けられたわけでございますけれども、これは、いわば報告といいますが、死傷病報告あるいは事故報告することになつておりますが、その報告をきちんとしてもらうということであろうということで、名称の上では、いわゆる労災隠し対策の懇談会だと私も思っておりますけれども、名称については、先ほど申し上げたような名称とさせていただきますところでございます。

それから、いろいろな周知啓発等しか並んでいないではないかという御指摘でございますけれども、労災報告をきちんとしてもらうということ、例えば労災報告諸用紙の問題等どうするかという観点もあるわけでございますが、とにかくちゃんと報告が出てこないことには何ともならない。したがって、例えば労災防止指導員の活用と言っておりますのは、現場にできるだけ入って見てこようというふうなこと、そういう具体的な内容等についても御議論をいただいたものでございます。

○五島委員 時間がありませんので、この問題に長くは時間をとれないわけですが、もう一度、ぜひこの労災保険法の審議のときの議論を思い起こしていただきたい。

例えば、平成十一年度においては、一般産業における、全産業における労災の発生率といえますか。度数率は一・八、それに対して強度率は〇・一四である。ところが、建設業では、度数率は一・四四しかない、全産業の一・八に対して一・四四である。だけれども、強度率は〇・三〇、すなわち他の全産業の倍ある。その前年度をとつてもそうであるということ議論したはずでございます。

すなわち、なぜ建設業においてこんなに度数率が低いのか、そして、強度率はこんなに高いのか。そこにはやはり、もう既に不況の状況がある中において労災隠しという問題があるんじゃないか。そしてまた、この労災保険法の改正によつてメリット制が拡大したことによつて、企業として労災隠しに対するインセンティブがますます強まるんじゃないかという心配をして、こうした当時の大臣の御答弁があったと覚えております。

そのような状況から考えてみますと、今おっしゃったように、事業主や一般に対する啓蒙活動も大事です。大事なものはわかつている。そんなもののために行政と労使の間で懇談会をつくる必要はない。問題は、そうした労災隠しがなぜ起こつてくるのか。それをどのようにすればいいのかということをやつていただきたいということであつたと思うわけですが、本当にこのような、これは恐らく性格も言われていないんですが、これは大臣の諮問機関でもなければいわゆる労災審議会の中の組織でもなかつたんじゃないかと思うわけですが、こういうふうな中途半端なことでこの問題が終わるということに対しては、私は大変問題があると考えております。

この点についても一度きちつとやられる気持ちがあるのかないのか。少なくとも前大臣は、吉川国務大臣のときは、このことについてお約束された。こんな中途半端なことではだめだということで、ぜひ大臣、いかがですか。

○坂口国務大臣 このお話は、私は申しわけないんですが、ちよつと勉強不足で余り詳しく実は知らないわけです。

それで、今お話を聞いておまして、大事な問題だということはよくわかるわけですが、具体的に私も少し勉強いたしておりませんので、一遍ひとつよく勉強させていただいて、そして、こういう事態がなくなるようにいざいざしなさいいけないわけですから、どうしたらいいかということを検討したいと思います。

○五島委員 ぜひお願いいたします。

とりわけ、今不況の中において、そういう健康弱者や経済弱者がどんどん産業からほうり出されていって、そして、一方において労災隠しが行われるということになりますと、日本のそうした制度というのは、まあ本当にとんでもないところまで昔に戻ってしまうという心配を持つものでございます。時間がございませぬので、今の大臣の御答弁を期待して、次の質問に移りたいと思っております。

きょう午前中、後藤田委員からの御質問ございました。また、昨日参議院の厚生委員会におきまして齋藤議員の方からも御質問があったと思いますが、実は、徳島県の健祥会グループにかかわる問題について、お伺いしたいと思っております。

昨日、政府の方からの御答弁の中で、この健祥会の理事長の中村博彦氏が小淵内閣の当時に、例の有識者会議、たしか九九年の十二月の二十四日ですが、社会保障構想のあり方に関する有識者会議のメンバーになったのについては鈴木宗男議員の強い圧力があつたんだというお答えがございました。

あわせて聞いておきますが、同理事長は、九年の四月十三日に医療保険福祉審議会の介護給付の分科会の委員、九八年の八月の二日には中央社会福祉審議会の委員、あるいは九九年の五月十八日は医療保険福祉審議会の老人保健福祉部会の委員を任命されております。これらの委員になるについても、そうした政治家の圧力、とりわけ鈴木宗男氏等の要請あるいは強い圧力というのがあつたのかなつたのか、お伺いしたいと思います。

○堤政府参考人 今幾つか審議会の名前が出てまいりました。例えば老人保健福祉審議会、今は合併されておりますが、その部会、二つ部会がございませぬ、老人保健福祉部会、介護給付費部会というような部会等がございました。

これらは、例えば介護給付費分科会につきましても、全国デイサービスセンター協議会の会長という立場に当時中村氏がついておりますので、

そういう会長というお立場、それから、もう一つ、老人保健福祉部会についても、それまでの老人福祉施設協議会の会長が、石井さんという方から中村さんにかわつたわけでありませぬ。石井さんも前からメンバーでありませぬ。そういう、言つてみれば業界の団体の会長というお立場で委員におなりいただいたわけございませぬ、これらについて特定の先生方から何か圧力とかそういうものがあつたということもございませぬ。

○五島委員 この社会福祉法人でございませぬ、これも昨日齋藤参議院議員の方でも御質問がされたようございませぬが、昭和五十五年の十月三十一日、この法人の資産額は九千三百九十五万円でございませぬ。そして、平成十三年三月三十一日、

十九億五千二百一十一万。昭和五十五年から約二十一年ぐらゐの間に百四十九倍に資産をふやしておられる。これは他の産業であればなかなかやりの経営者だということでも私も感服するわけございませぬが、社会福祉で、とりわけ介護保険が実施されるまでの措置として行われてきたこの制度の中で、なぜこの膨大な資産がふえてきたのか、だれもが不思議に思うところございませぬ。

そして、時間がございませぬので、今回は簡単に行いますが、この間、この法人がつくつてきた施設については、実に通常では考えられないペースでもって次々と老人施設をおつくりになつてきた。

例えば、近年の平成十年度に開設したところを見てみますと、特養ハイジ、老健施設シェーンブルン、特養ルネッサンス、デイセンターウィリアムテル、デイセンターモナ・リザ等々といったところができています。いずれも、これは徳島の県内です。

平成十一年には、特養緑風会チロル、それからケアハウスモントゼー、ケアハウスアンダルシア、デイサービスセンター上勝、あるいはデイサービスセンターカルメンといったようなところ

がこの一年間にできています。また、平成十二年には、特養ピーターラビツト、ケアハウス鳩の家、ケアハウスプロバンス、ケアハウスうだつ、デイサービスセンターアルル、デイサービスセンターうだつ、そしてさらに、特養清盛と特養頼朝というところもできています。

さらに、平成十三年には、身体障害者療養施設としての健祥苑、特養モルタウ、特養バイエルン、ケアハウスのアムス、そしてデイセンターのザトベック、デイセンターのワーグナー、デイセンターのチューリップというふうなところもできています。

何か、先日は、家康という特養もできたそうございませぬ。一年間にこのようなスピードでもって次々と特老、特養が認可になつていませぬ。一体どういふこと、このような普通では考えられない、一福祉法人に対して、一つの県の中で、膨大な量の施設が認可になつたのか。この認可について、先日やめた徳島県の知事とこの中村さんとの関係というのは前から非常に問題になつていませぬ。

が、こうした施設の建設に関して、例えば、先ほど申し上げましたように、特定の政治家、あるいは、とりわけそうした鈴木さんとは非常に親しい関係、これは御本人がそうおっしゃつていませぬ。またお互いにそのようにおっしゃつてきていませぬ。それから、特別な仲だつたんだと思ひませぬ。そういう方々からのそういう強い要望というものはあつたのかなつたのか、お伺いしたいと思います。

○堤政府参考人 厚生労働省の特養等の整備を担当しております。過去、過去の担当者、十年ぐらゐにさかのぼつて全部聞いてみたわけございませぬけれども、健祥会による施設整備の国庫補助について特定の議員から働きかけがあつたという事は確認できませぬ。なかつたというふうな理解をしております。

○五島委員 特定の議員からの関与を確認できなかったというお話ですが、本当にあつたのかなつたのか。このような状況を見れば、例の彩グループのときと同じようなことが行われたんじゃないだろうかたれも心配するところですよ。それがなかつたということであれば、本当になつたということをきちつと証明して、なぜこのように短期間で膨大な資産をつくり、そして一年間にこのように次々々と老人施設が認可される。福祉施設としては今私が申し上げた分だけではないですよ。もう厚生省御承知だから、邪魔くさいから言わなかつた。いっばいあります。こんなことが非常に短い期間でどういふふうな次々実施される。それはなぜなんだろうか。そういう意味では、ぜひ厚生省はそこそこについてきちつと御調査をお願いしたいと思います。

そして、あわせて、この問題についていけば、例えば国の補助金と県の補助金を合せて、この三年間でも三十七億一千九百万のお金がこの施設には行つていませぬ。そして、国や県の補助金だけではなかつた、徳島県内における市町村もまたかなりの補助を出しておる。

それがまた、見てみますと、なぜこういうところまでやるとやらんのだろうかと思はれるぐらい、例えば鴨島町、川島町、山川町、いずれも健祥会の拠点のあるところで、自分の関連の職員を町長にしたりしているところですが、この川島町は、人口は八千四百九十二名、それから鴨島町が二万五千名、山川町は一万一千名ぐらゐのところ

です。この川島町ですら、平成十二年度、十三年度で補助金を一億一千三百万、山川町で一億二千五百万、鴨島町で二億三千万、平成十二年度と十三年度で出しています。すなわち、かなり、そうした膨大な補助金をもらいながら、施設をふやし、その中で資産をふやしてこられたんだなということとは容易に想像はつきませぬ。

しかも、厚生省からお出しいただいた用紙は、その日によつて若干消えている部分があつたり消えていない部分があつたりしておもしろかつたわ

けですが、実は、これを一体どこがおつくりになつたんだろうかということから見てみますと、多田建設とか、あるいは佐藤工業とか、会社更生法の適用になったり、現在申請中であつたりするところがこの建設の中心になっている。まさかまさか、彩グループのようなことがここで起こつたんでないんだらうねと思わざるを得ない、そういう業者の選定になっていきます。

局長にお伺いしますけれども、彩グループのときと同じようなことは絶対この問題についてないと言えるかどうか。厚生省は前回のときは非常に深くかかわつていた。厚生省は今回余りかかわつていないからそれは違うという話はどうでもよろしい。構造として同じような状況はないのかわるか、お伺いしたいと思います。

○堤政府参考人 確かに先生おっしゃる通りに、一年間に数カ所の整備というのが続いております。建設会社も、今言われたようないろいろな会社に頼んでいるようでございますけれども、こういう形で整備が各年続いているということが、直ちに彩グループのようなことをやっているのではないかと疑うことを疑わしめるということには、当然にはならないと思います。

私どもの方に補助金の整備の実績報告が出ておりますけれども、実際に、契約が、補助金をつけたときの金額よりも安くなって、そしてそれを国に返還するといったような手続もしておりますので、そういうことからすると、恐らくそういうことではないのではないかと推測はしております。

○五島委員 基本的に、二十年間で資産が百四十九倍、百四十九億のお金が福祉の仕事の中でできるということ自身が異常なのではないかと。その観点でもってそれをきつと検討しない限りは、結果として、さまざまな人の名前が出てき、また福祉に対する国民の不信感を抱かせるだけではないかというように思います。

きょうは一般質問でございます。ほかに質問したいことはたくさんございましたから、この問

題につきましてはまだ状況を見て、具体的にお名前も挙げて御質問することもあるかと思うわけですが、いずれにいたしましても、こうした問題を持つていらっしゃる方が、何か政治団体をつくる、何となく、彩グループを一步超えてKSDに近づいたのかなという感じまでしないでほしいと思います。

やはり、今非常に厳しい経済状況の中において、そしてもう一方において、医療や福祉というものに対する国民のニーズが高いだけに、そこにおける透明性というものが求められるんだと思ひます。このことについて、大臣もあながち御存じのない人でもないと思ひますので、御感想をいただいで、私の質問を終わります。

○坂口国務大臣 昨日から徳島徳島と、徳島が大分統いてまいりまして、余りこれほど徳島の問題が話題になつたことはないと思ひますけれども、非常に多くの施設をおつくりになつていまして、こんなに多いのかな、それは私もこれを見てかなり驚いたわけでございますが、これだけ施設が多くなつてまいりまして、資産というものは当然のことながら多くなつてくるだろう、ほとんどが建築物の資産でございますから、施設がふえればふえるほど資産もふえてくるということなんだらうというふうな思ひます。

徳島の中でどういふふうになつているかということも全く私どもわからないわけでございますが、いずれにしても、県の方から要請のありましたものに対して国の方はそれに補助金を出しているという点ではありますけれども、しかし、国も出してあります以上、県の方がこれはきちんとしていまして、こうしたことが国会でも再三取り上げられるという点ではやはり大丈夫なのかなという思ひが何か皆さんの中であつて取り上げられていらないかというふうな私にも思ひます。

したがういまして、徳島の方にも問い合わせしておりますけれども、念には念を入れて、本当にそこには問題はなかつたのかということをよく問いただしたいと思つております。次第でございます。

○五島委員 終わります。

○森委員長 次に、大島敦君。

○大島敦委員 民主党の大島敦でございます。きょうは、午後一時から五時までの四時間の長丁場でございますので、森英介委員長長初め坂口厚生労働大臣、そして宮路副大臣、狩野副大臣、本場に四時間わたりお疲れさまでございます。それでは、まず雇用保険の財政状況について何点か質問したいと思ひます。

特に雇用の問題につきましては、昨年の臨時国会から重要課題として取り上げられ、政府の方の法律も通り、そして、きょうの加藤公一委員の方からの何点かの、そのフォローアップの御質問もございました。

ところで、雇用保険の財政、昨年そしてことし、私、質問させていただきました。まずまず厳しくなつているかと思ひます。それでお伺ひしたいのは、まず、労働政策審議会の雇用保険部会、これは多分この雇用保険財政等について審議する審議会であると思ひます。これの議事録の最新版が十二月十八日までしか出ていないのですけれども、その後、審議は行われているでしょうか。

○澤田政府参考人 労働政策審議会の中の職業安定分科会、その中の雇用保険部会というところで雇用保険制度の問題は議論をいたしております。今御指摘の昨年の十二月十八日に開きました後、四月の五日、今年度に入りまして第一回を開会いたしました。そこでは、雇用保険の制度全体の運営状況について資料を出して委員に御説明した上で、各委員から自由に御議論をいただいたというところでございます。

○大島(敦)委員 ついこの間、本年度の予算が通つたばかりなんですけれども、国としてはそろそろ八月の概算請求ですか、に向けて御議論が始まつたところと思ひます。四月、五月、六月、七月ぐらには雇用保険についてある一定の方向は出さなければならぬ時期であると思ひます。今後の方針なんですけれども、ことしの秋の臨

時国会に今回のこの雇用保険の法律、雇用保険法に關して、法案を提出するなんということはお考えでしょうか。

○澤田政府参考人 雇用保険制度につきまして、単年度の赤字が、最近と申しますか、平成六年度以降ずっと続いているという状況でございます。委員も御承知のように、積立金が十四年度予算ベースで一千四百億強ということで、大分底をついてきたということで、支出といひますか、給付の方と支出の方、全体を今後いかにあるべきかという議論をしていくことにならうかと思ひます。

その大前提として、経済情勢、とりわけ雇用保険受給者の動向がどうなるかというところをきつちり見きわめる必要がございますので、それはこれまで国会で大臣から御答弁申し上げておりますように、足元の数字、例えば今年度の四月の数字がはつきりした段階になれば、今後どうなるか、そして経済情勢がどうなるかも見ても議論することになりますので、制度改正という話になるにしても、それがいつになるか、今後のそういう状況の変化と議論の詰まりぐあいによることになっていまして、今の段階で明確に申し上げることはできないと思ひます。

○大島(敦)委員 なかなか触れづらいところであると理解いたします。しかしながら、制度設計の方針というものはあるかと思ひます。昨年の私たちが民主党が出した法案というのは、一年プラス二年間は能力開発のために助成措置を設けようというのが私たちの思想でございます。

国の思想というのは、例えば三百三十日、これが最長で基本手当の給付期間でございます。できるだけ短い期間にできるだけ多くの方が、就職してもらおう、再雇用してもらおうという、そういう発想でよろしいでしょうか。

○大島(敦)委員 そうしますと、早期の再就職の手段をできるだけ多く講じている、そのように理解しております。

例えば、高齢者雇用継続給付という制度がございます。いまして、この制度、六十歳を超えて就職した場合に一定の助成措置を行おうという制度でございます。この制度について本当に有用であるかどうかというふうな検証というは行われているのでしょうか。

○澤田政府参考人 御指摘の高年齢者雇用継続給付につきましては、支給対象人員、支給金額とも近年増加しております。これにつきましては、高年齢者の六十歳から六十五歳までの雇用を継続するということを支援するという目的でございます。高年齢労働者の雇用の安定に役割は十分果たしている、こう考えております。

○大島(敦)委員 例えは、非常に今雇用保険財政の方が逼迫しているわけでございます。そうしますと、その予算の配分として、今後国が方針、方向を考えると、高年齢者の雇用継続も非常に大切なだけども、今やはり現役で御家族を抱えられている方、そちらの方を重点配分しなければいけない、そういうような思いもあるかと思うんですけれども、いかが考えればよろしいでしょうか。

○坂口国務大臣 確かに、この高年齢雇用継続給付というのはいろいろの問題が含まれているんだらうというふうに思います。

六十歳から六十五歳までの間の人たちは何とか就職させたいという気持ちがあつてこの制度はできたんだらうというふうに思うんですが、時代がこういう経済状態の時代になってまいりましたから、そこばかりを見ておれないよ、もっと若い皆さん方のところにもっと着目をしてあげないといけないのではないかとという意見が出ております。これも十分に承知をいたしております。

中央職業安定審議会の雇用保険部会の報告を見ましても、今委員が御指摘になりましたように、「今後検討すべき課題」としてやはりここにも挙げ

がっております。「高年齢者の継続雇用を促進する観点から当面は継続させることが適当であるが、将来的には、高年齢者の状況等も踏まえつつ、その在り方を検討する必要がある」というふうな指摘をされております。

ですから、やはりこの問題は、少し見直しをするときに来ていることだけはもう紛れもない事実だということに思っております。

雇用保険制度についての御議論をいただきます。際に、これも一つの大きな柱と申しますか、どの年齢層により力点を置くかという、そうした議論の中でこれも決着をしなければならぬ問題の一つであるというふうな思っているわけでございます。

したがって、先ほどから議論をさせていただいておられますように、雇用保険の方の改正が成るのか成らないのか今定かではありませんけれども、これもいつかはやらなければならぬわけでございまして、そのときにはこの問題も決着をつけるというふうにしたいと思っております。

○大島(敦)委員 雇用保険の財政に関しては、戦後、御承知のとおり、失業率は二%から三%を超えなくて、ずっと安定的だったと思えます。雇用保険の積立金も非常に多くの金額、兆円単位の金額が非常に積み上がってきたという事実がございまして、ですから、この雇用保険の制度設計も非常に豊かな制度設計が行われてきたと思えます。例えば教育訓練給付にしても、非常に豊かな制度であると私は考えます。

しかしながら、今非常に状況は変わって、中国もWTOに要は加盟して、私たち日本と同じレベルで貿易をするようになってきているわけですね。これはよくオランダ・モデルとか、あるいはイギリスの構造改革とか言われるんですけれども、ヨーロッパというところは非常に限られた、同じような価値観の人たちが住んでいるような経済圏内だと思えます。私たち日本の置かれている状況というのは、WTOにも加入した中国、あるいは朝鮮半島、東南アジアと、非常にアグレッシブな

経済発展を望んでいる国が多い。これが今の日本の状況であると思えます。

そうすると、この日本の経済というのが、これまでどおりの発展というのは非常に難しくなってきた。そうすると、今よく言われるように、五百三十万人、新しい職場をふやしますよと言っても、にわかには信じられない。非常に今、デフレスパイラルで物を買わなくなってしまつていて、皆さん縮こまっていますから、この状況はさらに続いていくと考えるわけなんです。

そうすると、今の大臣の御答弁にもありました、ある一定の方向性というのは変わってくるのかなと思ふんです。これまでの豊かな雇用保険制度のあり方から、ある程度重点的に配分していかないと、財源は一定ですから非常に難しくなってくる、そう思うわけなんです。

その中で、似たような制度として再就職手当というのがございまして、失業されて、三百三十日の基本手当の給付期間があつて、早く就職したら一定のお金を差し上げますよ、手当を差し上げますよという制度がございまして、この制度についても高年齢雇用継続給付と同じような考え方でいいの。あるいは、そうじゃないよ、やはりある程度インセンティブをつけないとなかなかこの制度はうまくいかないんだよという考え方もあるんですけれども、その点、いかが考えればよろしいでしょうか。

(委員長退席、野田(聖)委員長代理着席)

○澤田政府参考人 委員御指摘の再就職手当は、失業等給付の中の就職促進給付という形で位置づけられておりまして、その名のとおり、雇用保険受給者が受給期間中あるいは給付制限期間中に一刻も早く再就職していただく、そのインセンティブとして仕組まれております。これについては、近年若干実績が減つておりますが、再就職促進のインセンティブとしては一定の機能を果たしているのだらう、こう思います。

ただ、その効果が大いのか小さいのかという

ところは、私ども、今政策評価ということで分析を一生懸命やつてるところであります。

○大島(敦)委員 今の再就職手当に関連する制度、手当の創設ということで、きょうの日経新聞に、失業された方がパート労働とかあるいは非常に低賃金の職業についた場合に、これまでですと、再就職手当は正職員、正社員として就職しないと、それも一年以上の雇用が見込まれないといっただけなかつた。しかしながら、今回の制度というのはい、この趣旨としては、もう正社員でもなくてもいい、あるいは一年ではなくてもいい、就職していただければその一定割合の給与を一年間で補償するという制度の創設を厚労省は考えているよということなんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○澤田政府参考人 けさの日本経済新聞の記事は私も見てびっくりしたわけでありますが、私どもに対する取材ではありませんで、出どころがよくわかりません。

ただ、私どもも、委員御指摘のように、保険受給者あるいは失業者の方が一刻も早く再就職してもらうためにはどういう仕組みがあり得るかという議論はいろいろやっております。そういう中で、いろいろな選択肢と申しますか、アイデアと申しますか、議論がありますので、そういうもの一つとしては、だれが言ったかわかりませんが、けれども、あれもなるほどと読みましたが、私どもが考えているところでは全くありません。そこは御理解いただきたいと思つた。

○大島(敦)委員 安心いたしました。この日経新聞を読んで私も驚きました。低賃金とか、要は、今まで例えば一千万もらつていた人が、四十歳代、五十歳代で失業するとなかなか、五百万ぐらいしかいただけない。さらにもっと低い職場しかない場合に、助成するということは、ややもすると、悪い言い方をすれば、安い賃金体系の方に労働市場を誘導するような制度でもあるのかなという危惧を抱いたものですから、そのようなお考えがないことですので、安心いた

した次第でございます。
それでよろしいでしょうか、そのような理解でよろしいでしょうか。

○澤田政府参考人 日経新聞の記事を今委員御指摘のように解釈することもできますし、そういうふうにと答えに困りますので、そこは御容赦願いたいと思いますが、低賃金に誘導するということを保険制度でやるかどうかという話は、これは大問題でありまして、これはいろいろな議論が、やれという人もいれば、やるべきじゃないという人もいますし、そこは全く、これから審議会で、別に日経新聞を念頭に置かず、どういう制度がいいか、これは労使の方々、公益の委員の方々を入れて十分議論してもらいたいところであります。

○大島敦委員 なかなかこのような制度設計というのは、非常に、人間の心理もございまして、微妙なところ、あるいはその本音を、失業されている方あるいは会社側の本音がわからないと制度設計は難しいのかなという思いがござい

す。
そして、もう一つ質問に入りたいんですけども、先ほど加藤公一委員の方からも質問がございました、私のところにも届いております、キャリアアコンサルティングという今回のこの制度のあり方なんですけれども、今後のキャリアアコンサルティングという制度をどのように発展させていくのか。資格制度をつくるのか、あるいは民間に任せてやっていくのか、そういう方向性というのをお話していただけますか。

○澤田政府参考人 職業能力開発局の研究会で報告書が出て、それを材料に午前中にも御議論ありましたが、キャリアアコンサルティングということ、これはこれからのいろいろな場面で必要だろうと。それは安定所での職業紹介にとつて重要であるだけではない、企業内においても、社員をどうやってキャリア形成していくかという面でも企業の人事労務担当としても大事な問題であらうし、

民間の職業紹介機関にとつても、まさに営業のノウハウの問題としても非常に大事だろう、こう思っています。

そういう意味で、キャリアアコンサルタントという、一種の資格ではないけれども、一定の職務と申しますか、専門職域として養成していく。それについて、そういうものを必要とする社会のあらゆるセクターで、そういう資格なりを取つてそのセクターで活躍してもらつていくことは非常に大賛成でありまして、私も、一人一人に適した職業相談、職業紹介をやるという意味では、キャリアアコンサルティングというものを安定所として今後一層重要視していかなければならないということ、その努力をしていくところであり

ます。
○大島敦委員 私も、キャリアアコンサルティングというのは非常に難しい仕事だと思っております。失業した経験がないと、失業された方の気持ちはわからない。

私が一緒に勤めていた友人も、会社をやめられて、なかなか就職できなくて非常に落ち込んで、うちもさつちもいなくなつて、そしてまたままたま、人事の御経験ございましたから、アウトプレースメント、再就職の支援の会社に就職されて、今非常に人事で頑張つていらつしやる。彼の話を聞くと、大島、よかつた、自分も失業して、失業されている方の気持ちがわかるから、今、その会社の人事でキャリアアコンサルタントの方といろいろなおつき合ひをしていて、あるいはそこにいらつしやる再就職を望まれている方とお話をして非常にいいことをおつしやるんです。

ですから、このようなキャリアアコンサルティングというのは非常に難しい仕事であつて、私たち、地元に戻つたときにいろいろな陳情を受け付けるのも一つのコンサルティング業務ですから、それにも非常に似ているのかなんて思うときもあるんですけども、そうすると、今回のこの報告書というのはまだまだブレのディスカッション

なかなと思ひます。問題点の抽出であると思ひます。

ただ、気になるところがありまして、私の考えでは、余り政府の方は当初は介入しない方がいいなという思いもあるんです、これは。やはり民間の人たちが自分たちでその仕事を、アウトプレースメントの会社でもいいんですけども、育てていった方が、業態としては、あるいはキャリアアコンサルタントとしてはまだまだ伸びていくのかなと思ひまして、この報告書ですと、「職業能力評価に係る助成制度等の活用」ということで、また、助成制度をつくつてキャリアアコンサルティングを伸ばすような記述があるんですけども、このところは本当にそういうことをお考えなのか、あるいは、これはあくまでこちらの方の検討会のままとめたものであるのか、そこを伺わせていただければ幸いです。

○澤田政府参考人 この研究会では、関係の専門家、あるいは現にそういう業をやつておられる方、幅広く集まつて議論していただきました。そこで、日本には、先生おつしやるように、まだキャリアアコンサルティングという、いわば仕事と申しますか、考えが定着してないといひますか、普及してないといひこと、キャリアアコンサルティング、あるいはそれを体現するコンサルタントといひものが非常に大事なのだといひことを会社にどうやって広めていくかといひこと、そして、その方々を養成するために、みんなが勝手なことをやつてはいけないので、一定の標準的な教育課程みたいなものを決めようじゃないかと。それをみんな、いろいろなチャンネルでキャリアアコンサルタントを養成していこうといひことで合意ができていくわけでありまして、国が決して一元的に縛ろうとかいひ発想ではなくて、それぞれが養成していけばいいじゃないかと。

その際に、今、職業能力開発局が労働者個人の生涯にわたるキャリア形成を支援するといひ助成制度がありますから、キャリアアコンサルタント養成講習などを受ける場合にそういう助成が使える

ようにしよう、そういう話でございまして、出ているように、いわば全体で、いろいろな、もちはち屋で養成していくことを国が支援するといひ思想でまともまつておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○大島敦委員 ついつい疑つた目で見てしまつて申しわけないんですけども、私も、会社にとつて、組織といひのは膨張するといひのを身をもつて経験しているものから、このような制度をつくる、ついつい、また担当の部局ができて、一元管理して、今の行政改革とか制度改革とは逆の方向に向かつてしまつような危惧を持つていますから、そこをどう

と御理解していただいて、私は、できるだけフリー、ある程度研究したり、こういう方向といひのはいいんですけども、やる人はフリーといひのが、自由に民間の方にはさせていただいた方がいいと思つております。

今、非常に業態として伸びている再就職の支援の事業についても、年々、倍々ぐらゐで売り上げは伸びていると思ひます。その人たちの、一部の人は自分でいひますが、意見を聞きますと、全く法的に縛りがないからいいとおつしやるんです。

例えば、大臣御存じないかもしれないので説明しますけれども、大会社が五百人リストラといひといった場合、今までですと、そのまゝはやめていただいたんですけども、一年間、会社が再就職の支援の会社に百二十万円ぐらゐお支払いするんです。やめた五百人の方は、こちらの、再就職の支援の会社に行つてカウンセリングを受け、その支援の会社自身も営業活動でいろいろな再就職先を探してきてそこに当てはめていくといひような、そういう業態が今非常に伸びているんです。この業態についての法的な縛りがないと何つておりますので、非常に自由で、いい仕事ができるとおつしやる方もいらつしやるんです。

これは、いろいろな会社がありますから、いい会

社もあれば悪い会社もありますから、たまたま私が行ったところが非常に整った会社なのでそういう印象を受けたのかもしれないけれども。

ですから、そのような中でコンサルテーション、コンサルティングをやっている方とお話をすると、やはり非常にすばらしいと私も思うんです。非常にいい方が多い。その会社の、要は苦勞された方ですか、私も民間企業にいて、最低の成績をつけられて左遷されたことがありますから、そういう経験がないと、なかなかサラリーマンの気持ちにはわかないんですよ。

ですから、そういうわかつた方がそういうところでコンサルテーションをされていたり、やはり失業された方もやつていらつしやいますから、そのように、できるだけ民間の力を引き出すような政策に転換、今でもしているかとは思いますが、けれども、そちらの民間の力をできるだけ引き出すように誘導していただけると助かるころ、あるいは、ほつたらかしにしていただ方がいいかもしれませんので、ほつたらかしにした方がいいのはほつたらかし続けた方がいい場合もありますので、そういうところを御理解いただければ幸いです。

それで、一番最後に伺いたいのは、やはり今回、狩野副大臣、新しく労働担当となりまして、これまで坂口大臣はずっと厚生労働大臣として労働行政にも携わっていらつしやいます、副大臣は坂口厚生労働大臣のもとで、私、三人目の労働行政担当の副大臣でいらつしやいますので、今の雇用の問題について、どういう危機感とか、こうした方がいいとか、私としては政治家としてこういう意思を持っているんだというところをお聞かせいただければありがたいですけれども。

○狩野副大臣 御指名をいただきまして、私もこういう労働問題というのは初めての担当でございますけれども、雇用問題が大変厳しい状況になっております。特に、失業率が高くなつて、これは何とかしなければいけないというところは、私自身、個人でもそういう考えを持っております。

で、これは個人ばかりじゃなくて、雇用失業に対処することが本當に、雇用問題の不安を払拭することが私たちの一番の重要な課題だというふうに思っておりますので、私自身も、皆さん方に御指導いただきながら一生懸命取り組ませていただきたいと思います。

○大島委員 副大臣の今の御発言の中で、不安を取り除くというのが一番大切なわけでございます、やはり経済というのが気持ちなものですから、例えば、これから出てくるだろう、これは宮路副大臣の担当であります医療制度改革の、負担割合をふやすということがやはり不安をおおるもので、さえ不安を感じて小さくなつてくるものですか、できるだけそのところを御理解いただいて、やはり労働行政としては、このような不安を喚起するような政策については反対だよというのを省内で御発言していただければ助かるんですけれども、お願いいたします。

○野田委員 委員長代理 次に、水島広子さん。水島委員 民主党の水島広子でございます。

臓器移植法が施行されてきまして、四年半が経過いたしました。この法律には、施行三年後の見直し規定が盛り込まれておりますけれども、まず、この規定に基づく見直しの現状を教えてください。

○下田政府参考人 厚生労働省といたしましては、厚生科学審議会の中にございます臓器移植委員会というのがございますが、その場におきまして適正な臓器配分ルールの確立等、制度の運用面におきまして改善に取り組んできたところでございます。

また、臓器移植法につきましては、現在、いろいろな団体からいろいろな御要望がございます。例えば、十五歳未満の臓器提供を可能としてほしい、あるいは、脳死下での臓器提供に際しまして、本人の提供の意思をどこまで認めるのか、より活用する仕組みがとれないのか、そういった要望

望がなされているところでございます。臓器移植につきましては、生命倫理観に深くかわる問題でございます、十五歳未満の子供からの臓器提供の可否など、制度の根幹にかかわる問題につきましてはさまざまに見解が分かれているところでございます。今後、臓器移植に係りますこととした諸課題につきましては、広く国民的議論を行うことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○水島委員 今の御答弁にもございましたように、子供がドナーとなる移植については積み残された課題になっており、臓器移植推進連絡会を初め幾つもの団体から法改正の要望が出されております。脳死状態の人がドナーとなる臓器移植については、常に脳死は人の死か否かという問題がつきまといつてきましたし、だからこそ、さまざまな方の生命観や価値観に抵触してきたのだと思えます。

お子さんが脳死になった方の実際の経験談からも、身近な人の脳死をどう受けとめるかは人それぞれであつて、その受けとめ方は限りなく尊重されなければならぬと私は思っております。その一方で、臓器提供を受けなければ生き延びることのできない子供たちの問題も切実でございます。

脳死状態からの臓器提供を希望する人がいて、それを待つている人がいる場合に、法律がそれを阻むというのが、十五歳未満の子供たちにとっての今の法律の構造でございますけれども、脳死の受けとめ方の多様性を尊重するという観点から、これはやはり、あらゆる受けとめ方を尊重していることにはならないのではないかと考えております。そして、そんな状況の中、それぞれの人の生命観、価値観を侵害することなく、この問題をどう冷静に議論するかという姿勢が問われているのではないかと思っております。

また、この臓器移植という問題に関しましては、臓器移植というその医療そのものの問題と、また日本における医療不信の問題と、この二つが複雑に絡み合つて論じられてきたというような経

過もございました。私は、医療不信は医療不信として、きちんとした手当てをして解決していかなければいけない問題であると思っておりますけれども、医療不信に引つ張られる形で、臓器移植がなるべく行われたいというふうな枠組みをつくるというのは本来の趣旨とは反するのではないかと。その二つをきちんと分けて、冷静に、どのようにすれば理想的な医療が実現するのかというふうなことを考えていかなければいけないと思っております。

本日は、そのような観点から質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。まず、脳死臓器移植は日本では新しい技術でありまして、まだ確立された医療とは言えないわけでございます。ですから、透明性が確保された中でデータを収集し、その結果を冷静に分析し、日本で行う医療技術として、どの程度、有効性、安全性があるものなのかを検証する必要があると思えます。そういう意味では、まだ臨床研究の段階にあると思えますけれども、大臣は、どう思われますでしょうか。

○坂口国務大臣 臓器移植の法律ができてから、今お話ししましたように、四年半という日時がたつたわけでございます。この法律ができたときに、本當に、議員の皆さんもさまざまな御意見をお持ちになつてきたというふうな記憶いたしておりますし、それぞれが党議拘束を外して初めて投票をしたという経験を踏んだわけでございます。それから、十九名の方の臓器移植が行われまして、八十三名にそれが移植をされたということでございます。

さて、この現在の段階をどう評価するか。一定の医療技術というものが確立をされて、そして今日を迎えているというふうに見えるのか。それとも、今委員が御指摘になりましたように、これは医療研究の段階であるというふうに見えるのか。これも人それぞれ見方によって違うのではないかと、いろいろに思えますし、ここを断定的にこうだと

きに御検討されることを大臣に改めてお願いを申し上げたいと思います。

次に、摂食障害について質問をさせていただきます。

昨年の五月十八日の厚生労働委員会でも、私は摂食障害について質問をさせていただきました。また先日の新聞でも報道されましたけれども、中学卒業から高校三年まで、女子学生を追跡した昨年度の厚生科学研究の結果、神経性無食欲症に該当する極度の体重減少が見られたのは二十一人一人ということで、また四人に一人はその予備軍だったということでございます。この結果からも、摂食障害が極めて緊急で集中的な取り組みを必要とする問題であるということがおわかりになると思います。

昨年の質問では、私は、専門的な治療機関をつくることの必要性、診療報酬面での配慮の必要性、メディアの問題、国際的な治療ガイドラインに基づいて日本でも検証することの必要性などについて取り上げさせていただきました。その後、約一年が経過しようとしておりますけれども、私が質問した項目について、特に摂食障害に対してということ、何か検討していただけたでしょうか。

○高原政府参考人 摂食障害につきましては、委員御指摘のとおり、早急に行政的にも手段を講ずるべき領域であると考えております。

まず、専門家の養成でございますが、昨年度から医師、看護師、精神保健福祉士などを対象に思春期精神保健対策専門研修会を実施しております。現在のところ合計四百三十一名が研修を終了しております。また、これを民間で担っていただいております。日本児童青年精神医学会におかれましては、会員が二千三百九十八名というふうに承知しておりますし、特に児童、青年の精神科医療を担っていらっしゃる通称全児研会員病院数、現在十七施設というふうに承知しております。

それから、診療報酬についてでございますが、

従来より摂食障害の患者に対する精神治療につきましては通院精神療法等として評価されているところでございます。今回の診療報酬改定におきまして、精神科専門療法の質の向上を図る観点から、初診時における評価の充実及び児童、思春期の患者に対する評価の充実が行われた。また、入院医療につきましては、精神疾患患者への入院医療の提供の充実を図る観点から、児童・思春期精神科入院医療管理加算が新設されたわけでございます。

それから、委員お尋ねの、国際的なガイドライン等をどういうふうになさるかということでございますが、私も、ちよつとインターネットで検索したところ、約二十四のイーティング・ディスオーダーに関するガイドラインが出されております。また、専門誌といったしましては、インターナショナル・ジャーナル・オブ・イーティング・ディスオーダーとか、イーティング・アンド・ウェイト・ディスオーダーなどというものが出ています。このことは承知しておりますが、ちよつと、私どもの力では完全にフォローはできておりません。しかしながら、MEDLINEとかMEDLINEプラス、あるいはイギリスのナショナル・エレクトロニック・ライブラリー・オブ・ヘルスなどのデータベースを適宜利用いたしました。国際的な行政水準、そういったものにおくれないように摂食障害につきましても努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水島委員 今の御答弁をまとめますと、つまり、思春期精神保健に関しては外に見える形で幾つか進歩をしていただいた、けれども、事摂食障害という点に限って言えば、これから努力される点である、そのように理解をいたしました。

また、私は先日、健康増進法案に関して厚生労働省から資料をいただいたわけでございますけれども、その資料の中にも含まれておりましたが、ポディー・マス・インデックスが一八・五未満の

やせの人の割合は二十代、三十代の女性では二十年前からふえ続けており、それ以上の年代の女性もまた男性全般と比較してかなり異様な変化となっております。二十代の女性に至っては、四人に一人がやせということになっているわけでございます。

こうやって見ますと、若い女性のやせというのは深刻な社会現象であると思います。なぜこのようにやせている若い女性がふえてきたと分析していらっしゃるのでしょうか。

○下田政府参考人 先生御指摘のように、国民栄養調査を見ますと、BMI、ポディー・マス・インデックスで分類をいたしておりますが、やせに該当する女性がこの二十二年間で倍増しております。このこと、四人に一人、二十代の場合はやせの方がおられるということは事実でございます。

その背景でございますが、平成十年の栄養調査の結果を分析いたしますと、客観的な指標ではやせに該当する女性、これはBMIでは一八・五未満でございますが、こういうやせておられるにもかかわらず自分自身では普通ないし太っているというふうな自己認識をしておられる方が、二十歳代の女性では五〇・八％、三十代の女性では三三・三％というふうな、思っておられるわけでございます。

また、なぜ体重コントロールを心がけているかと聞きましたところ、きれいでありたいからと回答した人が、二十歳代では五一％、三十歳代女性では二三・一％。つまり、やせイコールきれいというふうな認識がその背景にあるというふうな考えられるわけでございます。

このような状況を踏まえまして、健康日本21、厚生労働省では実施しておるわけでございますが、適正体重の維持といった観点から、女性のやせの割合を減らすことを目標として種々の啓発活動を行っておるところでございます。

○水島委員 今いろいろと御説明を伺ってまいりましたけれども、啓発活動という言葉も出てまい

りました。

そもそも厚生労働省としては、このやせ願望というものが、また摂食障害という病気をどのように理解されているのでしょうか。正しい理解がなければ、施策を講ずることもできませんし、啓発活動においてもポイントの外れた啓発活動ということになってしまおうと思っております。

昨年伺いましたときには、大臣にとつてはかなり耳新しい話題であったようでございますけれども、その後一年近くが経過いたしました。現時点での御理解はどのようになっておりますでしょうか。

○坂口国務大臣 昨年も御質問をいただいて、水島委員がお書きになりました本もちょうだいいたしました。ちょうだいをいたしました割には勉強が進んでおりませんが、しかし、昨年よりは進んできたというふうな思っております。

きょうは、何か口頭試問を受けているような感じでございますけれども、摂食障害、思春期でありますとか青年期に発症することの多い病気でありまして、代表的なものは、神経性無食欲症それから精神性大食症であるというふうな思っています。これは先生の本にも書いてございました。特徴的な症状は、やはり拒食、大食という食行動の異常であります。問題は、その食行動の異常が何によつて起こるかということ、その原因のところが一番大事なんだろうというふうな思っております。

ですから、これを病気と言つていいのか異常行動と言つていいのかわかりませんが、このことがどういふ病名で語られるかということよりも、その原因が何によつて起こるかということに着目をしながらこういう状況を克服していくということが今大変大事になってきているのではないかとこのように思っています。

これは、単に身体的なもの、精神的なものという言葉では割り切れない、もう少し幅の広い、社会的なさまざまな環境もあるのではないかと、あるいはまた社会、文化的な要素もそこにはあるのではないかと

かなくてもいい、またはしくは、被害が及ぶであろうことが明らかであるということでない適用されない法律であります。

このBSE発生以前、今から大体一年前でありましょうか、屠畜の検査の徹底などを厚生省に本当に多くの方が申し入れをしたそうなんです。その時点で、BSEは国内で発生していないからそこまでやる必要はないよという回答だったようでありましたけれども、昨年の十月から全頭検査を始める段階になって、検査の訓練や体制も急ごしらえで検査キットの認可もされていなかった、また、BSEの検査方法もそもそも確立をしていなくて、いわゆる確定診断は結局イギリスでやったというのが事実であります。そもそも、そういった検査体制、危機管理体制がなかったんではないかというふうに思うわけでありま

また、農水省さんの問題でありますけれども、九六年に牛などへのいわゆる肉骨粉の禁止の行政指導をした際に、飼料の記録管理等を生産者にその時点で義務づけていけば、感染牛が発見されたときの対応はもっと迅速にとれたのではないかと

いうふうに考えるわけでありまして。そして、このBSE関連、食品の安全関連を思いますときに、アメリカでは、発見されていなかったのではありませんけれども、九七年には、肉骨粉を法的に禁止した後に、飼料業者などがこの規則を守っているかどうか確認するために約九千九百の事業者に対して、州政府もしくはFDAが立入検査を行って、その結果を明らかにしている、情報公開はきちっとしているわけですね。

BSEが発生していないアメリカでもそのような実効性のある措置がとられていないのかかわらず、日本では、いわゆる生産者、事業者の負担になる措置は明確に被害が出た後でなければとられないというのが実情でありますから、先ほど冒頭申し上げましたとおり、予防的な対応、この概念がすっぱり、すっぱり抜け落ちてきているというところが一番大きな問題なんじゃないかと私は思います。

そこでお願いいたしますけれども、現行法では予防的な対応はとりにくいという法律になっておりますけれども、消費者の安全確保から被害を未然に防止する予防的な措置を積極的に図っていくというふうに、法体系的な転換、また食品行政の転換が必要だと思えますけれども、いかがお考えでありますでしょうか。

○坂口国務大臣 法律でそこは規制をすべきものなのか、それとも行政上の問題なのか、そこを少し吟味しなければいけないというふうに思います。委員が御指摘になりますように、予防的措置が大事だというのは、これはもう御指摘のとおりだと私も実は思っております。

厚生労働省も、一昨年の十二月から、予防的な考え方によりまして、これは食品ではございませぬけれども、薬でありますとかあるいは化粧品でありますとか、そうした医薬品、化粧品等につきましては、まだ日本の国の中でBSEが発生はしておりませぬけれども、しかし、諸外国から危険部位というものの輸入は禁止しよう、あるいはイギリスのような多発地帯からの肉も輸入を制限しよう、こうしたことをずっととってきたわけ

でございます。いかにせん、人間に對しましてはそうした薬の問題、食べるものとの問題等々も含めて輸入禁止にしてきたわけでございますが、動物の方で我々の目が向かっていかなかった。そこはもう農水省にお任せをしたらしいというふうに思っております。たのが我々も少し甘かったというふうに今思っているわけでございます。

昨年、第一例が出現して以来、全頭検査を行うようにいたしましたのも、あるいはまた、危険部位と言われております部位は、たとえ危険のない動物からのものでありましても排除をするといったことにいたしました。これらはすべて予防的な物の考え方によって行っているというふうに思っております。

る、そういう時代になってまいりましたから、事が起こってからというのではなくて、ふだんから予防的にチェックをするという体制を強化していかねばならない。ここに限られた人間の中でどこまで一体できるのか、正直なところ、私も不安に思っているわけではありますけれども、しかしそこは、少ない人数の中ではありますけれども、どれだけやりくりをいたしましてそれを強化していかねばならないというふうに思っている次第でございます。

○樋高委員 食品の危機管理、そっくり欠如していただけないかというふうに私は思います。危機管理ということにつきまして、私も政治を志したときの一番最初のきっかけになったんですけれども、危機管理というのは別に、食品の安全ももちろんであります、もちろん安全保障、災害の危機管理もありますけれども、いわゆる金融の危機管理もあれば、経済の危機管理、雇用の危機管理、教育の危機管理、さまざまな分野にわたるわけでありまして、特に衣食住の一つであります食べ物、危機管理、これは行政として政治の本当に重大な役割の一つであるというふうに思

うわけでありまして。今後ともぜひ、今検討なさっていると申すけれども、未然防止の概念をはっきりと打ち出す形で、国民に、そして市民に安心感を与えていただきたいというふうに要望させていただきます。思います。

そして、この関連でありますけれども、いわゆる関連のさまざまな法律がありますけれども、法の運用を強化すべきではないかという視点についてお尋ねをさせていただきます。思います。

恐らく答弁として、調査研究などによって入手した情報については適宜行政施策に反映させているとか、環境ホルモンについての試験などを実施している、もしくは、今後も、新たな知見が得られた場合には、食品衛生に係る国民の健康確保に支障を来すことのないよう適切な措置を講じていく、多分そういう答弁になると思うんです、先に

申しておきますが。

私はこう考えるんです。まず、食品から摂取する環境ホルモンやダイオキシンなどの健康影響につきましては、速い回転で新しい疑問が、新たな不安がどんどん出てきておりますので、やはり本当に一刻も早くこの解明を図られるように、より法の運用を強化することによって調査研究の充実を行うべきである。

また、未認可の遺伝子組み換え食品、いわゆるトウモロコシのスターリンク。これはいわゆる消費者団体さんの方が先に発見をしたんですよ。これは記憶に新しいところでありまして、安全性確認を行なわれていない遺伝子組み換え食品というのは、十三年四月から食品衛生法違反となりますけれども、こういった遺伝子組み換え食品の検査方法を初めとする運用体制を再整備する必要があるかというふうに、今大きく立ち回

れているのではないかと申すわけでありまして。また、これまで毎年のように、O157の問題、雪印さんの問題、食中毒の問題もありません。常に科学技術の新しい進展を取り入れて、予防策やまた検査方法の研究調査を推進することも求められているというふうに思います。また、平成十二年には、当時総務庁の行政監察結果報告にお

きまして、輸入食品の検査体制の充実強化を初め、いわゆる食中毒対応に関する不備とその強化の必要性が指摘されているというふうな背景があるわけでありまして、改めて伺います。

いわゆる化学物質や新技術にかかわる食品、また新しい材質の容器なんかもどんどん出てきているわけですね。こういった新たな不安や疑問に対応した予防的な調査や研究の充実、また検査体制の充実など、いわゆる法制度の運用を強化することが今必要なんではないかというふうに思うんですが、いかがお考えになりますでしょうか。

○宮路副大臣 今委員が御指摘のように、私ども厚生労働省、食品の安全性という点で、厚生科学研究の一環として調査研究をし、そしてそこで得られた成果については、それを直ちに行政に反映

していくというふうなことでやってきておるところであります。例えば、つい最近でも、化学物質であるフタル酸エステル、これは塩ビをやわらかくする物質であります、それにつきまして、食品用の器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃに関する規格基準を制定すべく、現在審議会において審議を行っているところであります。

そういった取り組みをやっているところであります。おっしゃるような、リスク管理の一層の徹底を図るべしということで、BSEの調査検討委員会からも、先般、四月の二日でありましたが、報告、提言をいただき、その中で、リスク分析、リスクへの評価、リスクの管理、そしてリスクコミュニケーション、これをしっかりとこれから体制を構築して、それに基づいて、そういったことができるように新たな法制の整備をしなければならぬ、また行政組織の体制もきちっと新しいものをつくっていかねばならない、そういった御指摘をいただいているところでありますので、そのような新たな行政組織の整備や、あるいはまた食品衛生法を初めとする関連法の抜本改正といった中においても、御指摘のリスクの管理ということをしつかりと念頭に置いて、予防原則も含めて対処してまいりたい、このように思っております。

○樋高委員 例えば、食品衛生法につきまして、いわゆる裁量権しか書かれていないんです。何々することができるということであります。そうではなくて、何々しなくてはいけないというふうには、責務規定にしないでいいんじゃないかというふうには私に思っています。

改めて要望したいのは三点あります。一つは、やはり縦割り行政。これはもう食品の安全だけの問題ではないんですけれども、また第二、第三の同じような問題を毎年毎年繰り返してしまふ、ありとあらゆる分野で繰り返してしまふということでありまして、この縦割り行政の弊害を排していただいて、そして情報の共有化、施策の連携統一をしつかりと図っていただきたい。

そして二点目が、いわゆるトレーサビリティの仕組みを早期に導入していただきたい。食卓まで、いわゆる小売店のところまで、それがどこでつくられたものであるかということがきちっと、原因究明のためにも本当にそれは欠かせないと思うんです。ですから、きちっとトレーサビリティの仕組みを早期に導入していただきたい。

そして三つ目は、先ほど副大臣に御答弁いただきました、リスクコミュニケーションの話でありますけれども、この確立。そして、食品安全行政への消費者の参画をやはり欧米並みに広げていく必要があるというふうに思っています。

さて、具体論に入りたいのでありますけれども、いわゆる中国産の野菜についてはあります。今、日本国内で外国から入っております野菜、輸入量で見ますと、一位がタマネギ、二位がカボチャ、三位がブロッコリーであります。そして、輸入額、金額の方で見ますと、一位がマツタケなんだそうでありまして、マツタケが高いんですね。二位がブロッコリーであります。ですから、輸入量と輸入額、両方見ても、ブロッコリーというのは実は代表選手なんでありまして、私、何でブロッコリーに着目したかと申しますと、タマネギもカボチャも皮までは食べないんですけれども、ブロッコリーはそれごと食べるんですね。実は、今中国からの輸入量が、近年のデータによりまして前年の三・五倍、物すごい勢いで伸びているということでありまして。

前回の委員会でも私触れさせていただきましたけれども、中国政府が行った調査によりますと、中国国内流通野菜の五〇％近く、中国では今物すごい量の野菜がつくられていまして、そのうちの半分がいわゆる残留農薬基準を超えているというところであります。正確には四七・五％という数字でありまして、安全基準値を超えて、その結果、中国国内では多数の中毒患者が発生している、呼吸困難で死亡した方もいらっしゃるという事実が判明をした。

このことは厚労省でも把握をなさっているとい

うことでありますけれども、この話を聞いて厚労省さんは、ことしの一月に、いわゆる中国産野菜の検査強化月間として一〇〇％モニタリングを実施したということでありまして、その最新状況報告と、それ以降も実は違反が見えなかったということでありまして、まず御報告いただきたいと思っております。

○田村大臣政務官 先生おっしゃられましたとおり、少しばかり経緯を御説明いたしますと、昨年の十二月の十一日に、ある新聞社、産経新聞でありますけれども、報道がなされました。中国産野菜四七％に残留農薬というようない記事でございます。すぐに我が省が省いたしましたも在北京の日本大使館出向者に確認いたしました。どうもそういう記事が向こうでも出ておるといふことであります。すぐに外務省と連絡をとりながらいろいろと確認した結果、やはり向こうの検査局の方で検査した結果、四七・五％、どうも残留農薬が検出されたという話でありました。

ただ、そのときに、輸出している野菜に関しては特別に管理しておるといふ話でございましたけれども、これは大変なことだということでございます。我が省といたしまして、一月の四日からありますけれども、中国産野菜の検査強化月間ということに検査を強化させていただきます。

届け出の全ロットに対しましてモニタリングをさせていただきます。二万五千五百五十五件中、大葉、それからパクチョイ、これはチンゲンサイの一種でありますけれども、さらにニラ、サイシン、ケール、そして先生言われたブロッコリー、これから、九件、全体の〇・四％でありますけれども、食品衛生法違反が認められました。その旨は二月の十三日に公表させていただきます。

同時に、この検査を二月十八日まで延長させていただきます。今言われたその結果でありますけれども、実はこの結果自体、その後もいろいろ出てきておるんですが、踏まえまして、さらに十

八日以降も検査をやはり強化しなきゃならぬというところでありまして、複数の違反が認められた大葉でありますとかパクチョイ、ニラもそうなんですけれども、こういうものに関しては、検査命令ということで、水際で検査をしてオーケーが出るまでは入れないというふうにいたしました。それから、複数ではありませぬけれども、その他違反が認められたものに関しては、届け出ごとの一〇〇％のモニタリング検査をしております。

さらには、違反が認められなかったものに関しても、モニタリングの検査というのは大体平均で五〇％ぐらいの検査なんですけれども、一〇から五〇％ぐらい、物によってありますけれども、検査の検体といいますが、それをふやしておりまして、総合的に検査を強化させていただきます。

○樋高委員 そのブロッコリーでありますけれども、検出された農薬がメタミドホスということ、アメリカの環境保護局ではクラス一にランクされているいわゆる猛毒でありまして、国際的にも使用が制限されている。しかも、今報告がありましたけれども、それらはすべて日本国内に上陸を前提に日本に持ち込まれたものであるということでありまして、大変恐ろしいことでもあります。

そこでまたお尋ねいたしますけれども、残留違反の野菜はその後どのように処理されているのか、間違いなく廃棄されているのかという部分が気になるのであります。

野菜といつても物すごくかさばるでしょうから、最初は港なり空港なりある程度困りがされたところの中にあるんでしようけれども、中にはそこから廃棄するために外に持ち出すということもあるんだそうでありまして、また、用途変更によつて、例えば食品によつては工業用ののり、食べ物じゃなくて工業用ののりに変えたりするということから持ち出されちゃう。また、そこから知らないうちに、これもまた業者任せになつてしまつたときに、どこかまた、例えば露天商

で食品にもなりかねないわけであり、売り物にもなりかねないわけであり、売れども、このところ、きちつとなされていきますように。

○田村大臣政務官 委員言われましたとおり、食品衛生法の残留農薬の基準に適合しないものに関しては、輸入食品監視指導業務基準ということに依りまして、検疫所の方から輸入者に対して、廃棄もしくは積み戻しといいますが、持つて帰れというような指導をいたしております。

違反が出た場合に関しては、例えば廃棄に關しましては、廃棄をする施設の、廃棄をしたという証明書、これを添付して廃棄完了報告書を出せというふうにいたしております。また、積み戻しの場合には、税関の輸出許可証を添えて、やはり同じように、廃棄証明といいますが積み戻し証明といいますが、そういうようなものを、完了報告書を出せというふうにいたしております。で、基本的にはそのような形で流用されておるものはないというふうには思っております。

しかしながら、一〇〇%そうなのかどうかといいますが、なかなか確信を持って言えない部分もありますので、さらに、そういうことがないように我が省といたしましても指導等強化をしてみたい、このように思っております。

○樋高委員 政務官、どうもありがとうございます。

決して一〇〇%ということはないわけでありまして、そこから運び出したときに、ちよつとトラックからおろして、この部分、露天で売って、路上でよく野菜を売っていますよね、それを食べたってわからないわけですよ。ちよつと小銭を稼ぐかということにも、まあそんなことあっちゃいけないんですけれども、きちつと監視をしていただきたい。そして、間違いがあつてはならないわけでありまして、しっかりとその部分を監督していただきたいというふうに思います。そこで、この中国野菜について強化月間ということでやられたということであり、

その検査をやることがまさか事前に漏れているということはないと私は考えます。なぜならば、事前に漏れていたならば、そこでひっかかるのはわかっているわけですから、当然水揚げしないし、日本に輸入されないわけでありまして。まさか事前に、強化月間で一〇〇%モニタリング検査をするよというところは漏れてはいらっしゃらないですよ。いかがでしょうか。

○宮路副大臣 先ほどお話のありました、強化月間を設定して、それで、検査をスタートさせるに当たりましては、全数についてそうした検査を実施する旨の通知を、当然これは各検疫所長に厚生労働省として通知をいたしたわけでありまして、

そして、通知を受けた各検疫所はどうするかといいますが、その検査のために保税倉庫へ立ち入り、あるいは検体を採取して検査をするということになるわけでありまして、それを黙って突然行うということとはできない相談でありますので、当然、輸入業者に対してそうした検査の実施に關する情報提供を行うこと、そして検査に入る、こういうことになっておるわけでありまして。

ですから、事前に漏らしたということではないわけでありまして、そうした情報提供を行って、その上で検査を実施した。また、常々そうやっていくということになります。

しかしながら、生鮮食品でありますから、これをどこか隠してしまつたり、あるいは、日本に輸入すべく船に載せて航海中であつたものをどこか別なところへまた持つていくとか、そういうことは通常はないんじゃないかなと。そのことによつて、つまり、そういう情報を事前に知つたことによつて輸入が意図的に削減される、ストップになるということはないかなといふふうに考えております。

○樋高委員 大変な事実が明らかになりました。要するに、事前に検査をするということがわかつていなくてあれば入れないのは当然でありまして、それを、情報公開という言葉を使えば何か

格好よく聞こえるけれども、事前に、検査を一〇〇%しますよということであれば、もしかししたら何か生産地ベースで今まではモニタリング検査をしていただけですね、これが、しかも検査をするということがわかつていなくて、一回こゝで引つかつたやつたら、その後、二月、三月、四月と仮にその野菜を入れるときは必ず目をつけられちゃうわけですから、相手方にとつてみれば入れなくなつちゃうんですよ。ましてや、日にちを、仮に一月いっぱいということであるならば、そこを避けてしまふ、もしくは日本に輸入しないで別の国に輸出してしまうということになりかねないのであります。

内部文書があります。これは医薬局食品保健部監視安全課長さんから各検疫所長さんあての文書なんです。ここには、一月四日付の日付で、一月三十一日までを「中国産野菜について、輸入届出毎、全ロットについて検査を実施すること」としましたので、御了承の上、ということ、これが各検疫所の廊下に張つてあるんだそうです。そうすると、当然入れないのは当たり前です。何でそんなことを。先ほど副大臣は、突然やつたら失礼だとか、通常はないんだとか、生鮮食品だからそんなことはないんだとか。おかしくないですか。

ましてや、食品衛生監視員、人数が二百六十八名しか全国でいらつしやらないんです。こんな中で日本の食品の安全が守れるのかというふうな思ふんです。そもそも、前回、私、大臣に伺いましたときには、人手が足りない。人手が足りないのをどうにかするのが厚生労働省の役割じゃないでしょうか。やはり、この三百人弱の方々が、確かに食べたからといってすぐ危害が出るとは限りません、しかし蓄積していく、物すごく恐ろしいものなんです。すぐに結果が出ないものも、またある意味では恐ろしいんです。

また例えば、さつきプロッコリーのことを話しましたけれども、タマネギとかカボチャは皮がついていますが、有害な殺虫剤を振りかけ

でも、プロッコリーというのはそのまま食べますよね。しかも、野菜というのは生でも食べますよね。こういうことがあつていいのかというふうに言わざるを得ないのであります。

まず、今、週刊誌の記事にもなつております。今何が不安かという、食べ物に不安なんです。やはりこの部分を国が責任を持つて、大体、こういう集中で検査をするということも事前に堂々と教えていたら、公に情報公開だ情報公開だとして、情報公開はそれはやるべきですけれども、しかしこの件に関しては、広めることによつて業者さんにも入れなくなるのは当たり前です。またほとぼりが冷めたちよつと今ごろ入つてくるのかもしれません。しかも、そのモニタリングは五%。九五%は、毎日毎日、日本国内に今フリーパスで入つてきているんですよ。

こういうことがあつてはいけないというふうに思いますが、大臣、最後にちよつと御所見を伺いたいと思ひます。

○宮路副大臣 検査所の体制問題、これは、おっしゃるように限られた人員でより効果的な検査をやつていくという観点から、いろいろな工夫をして、例えば横浜や神戸の検疫所に輸入食品・検疫検査センターを設置しまして、御指摘のような残留農薬等の高度な分析検査業務を行うについては、その横浜、神戸の検疫所に集中して業務を行うとか、あるいは届け出審査の電算化を積極的に進めるところかといったようなことで効率化に努めておるところであります。確かに、一〇〇%これこそ大丈夫でありますというわけにもいえないと思ひますので、今後積極的に、御指摘の点も踏まえてこの拡充に努力をしていきたい、このように思っております。

それから、御指摘のありました今のような検査で、モニタリング検査とかあるいは命令検査というふうなことで現在の食品衛生法はやつておるわけでありまして、非常に危ないと思はれるところからこれから輸入されてくるというものについて

は、例えば、我々も今ヨーロッパにおける検査の事例など勉強しているわけでありますが、一定の地域を特定して、そこからの輸入食品についてはしばしば輸入を差しとめる、一々港まで持ってきて検査した上でチェックするというようなことだけではなくて、あらかじめそういう特定の地域について輸入をとめるといったようなことも考えられないかどうか。

そういったことも含めて、検査の体制の強化に向けて努力をして、そして国民の食に対する不安の払拭ということに全力を傾けてまいりたいと思っております。

○樋高委員 人手が足りないというのは言いわけにならないわけでありまして、これは事が起きてからではもう手おくれの事態になってしまうわけでありまして、時間でございますのできょうはこれでやめにしますけれども、私も、この問題、また引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

これはもう与党とか野党とかは関係ない話でありまして、食品の安全というのは、本当に自分たちの、国民の生命と財産を守る、そしてだれもが幸せに安心して暮らせる、そして健康を守る、最も基本的な部分、これは政治が責任を持ってやらなくてはならないという部分でありますので、しっかりとお願いをしたいと思っております。

きょうはありがとうございました。
○森委員長 次に、小沢和秋君。
○小沢(和)委員 まず第一に、ますます深刻化する失業情勢と雇用保険についてお尋ねをいたします。

二月の失業率は五・三%と、表向きは一月に比べて〇・二%改善されております。しかし、失業者数は一年前に比べれば三十八万人も増加し、十一月連続して増加し続けており、実質的には何ら改善されておられません。

一部上場の大企業では、現在までに判明しただけでも約六十万人のリストラを計画しており、このうち、この三月末までに約二十四万人の人減ら

しを終わらせたと聞いております。このことは、別の角度からいえば、リストラ計画の六割はなお今後実施されるということであり、雇用失業情勢をさらに悪化させる大きな要因になると思っております。大臣は、今後の失業の推移についてどういう見通しをお持ちでしょうか。

○坂口国務大臣 先ほど数字を挙げていただきましたように、この二、三カ月、数字は横並びになつていくわけですが、しかし、これは、言ってみれば、月々の統計の誤差範囲のようなどころにあるというふうになっておりました。決して改善されてはいない。今後も、少なくとも半年ないし一年間はこのような状況がさらに続くものというふうになっておられます。たとえ今後経済が若干回復をしたといたしましても、これは半年ないし一年間というのは後まで残るわけでございますから、半年ないし一年間はこういう状況が続くものというふうになっておられますし、ましてや経済の回復がおくれれば続くとおっしゃること、さらにこの厳しい状況は続くものというふうにご意見をいただいております。

それから、先ほどのリストラのお話でございますが、これは、企業がその存続を図りますため、さまざまなるリストラ等、対策を講じるということにはやはりあり得ることなのだろうというふうなことは思っております。しかし、企業であります以上、そこに働く人たちのことをやはり一番考えなければならぬわけでありまして、何が何でもリストラをやつたらいいというわけでは決まてない。やはりそこに働く人たちのことを一番中心に考えて、そして企業経営というものを考えるべきであると思っております。

○小沢(和)委員 電機大手六社の当初のリストラ計画は五万六千人規模だったのですが、早期退職優遇制度に予想外の応募者が殺到し、その結果、既に七万二千人の人員削減が行われております。特に日立製作所、松下電器、東芝などでは、応募者が予定の二倍前後に達し、三社の合計だけでも三万人を超えたと聞いております。このような大

量の希望退職者が生まれるのは、会社は大幅な赤字で今やめないとこの次は退職金の上積みもできなくなるというような不況宣伝で、労働者の将来への不安をかき立てた結果だとも聞いております。

しかし、この反面で、企業の一の中核になる技術や能力を持った人々が大量に職場を去つたため、目先のコスト削減にはなつても、長期的には、製品の品質の低下や新製品の開発力の後退など、新たな深刻な問題を引き起こしているとも指摘をされております。

大臣は、労働者を削減しさえすればよいという最近の経営者の安易な風潮についてどう思われるか。こういうリストラのやり方こそ、我が国の経済を大もたら損なっているのではないのでしょうか。

○坂口国務大臣 先日も新聞を拝見いたしました。日立の方の例でございましたが、四千人募集をしたら九千人という数字が出ておりました。私も驚いたわけでございます。いろいろの事情があつてそういうことになつたのであろうというふうな思ひますけれども、しかし、先ほども申しましたとおり、従業員の皆さん方というのは、長い間お勤めになつた方でありまして、その企業にとりましては大事な従業員であつたというふうな思ひます。

先般、ワークシェアリングの問題でドイツにお邪魔をいたしました。フォルクスワーゲンにお邪魔をいたしましたときに、ワークシェアリングを行うことによつて多くの人々を会社を去らないように残すということ、一見会社にとつては非常に重みの残ることのように思われるけれども、しかし、決してそうではない。長い目で見ると、そうした訓練をした人々を、もう一度訓練をやり直す、もう一度そういう人々を採用するということ、企業にとりまして大変な費用のかかることである。そうしたことを思うと、ワークシェアリングによつて多くの人々を企業の中に残すということ、これは大変プラスになることであ

る、企業経営から見てもプラスになることであるという話をワークシェアリングの人がしてくれました。私は、それは大変大事な話だと思つて、その話を聞いてきた次第であります。

したが、いま、日本におきます企業も当然、目先の問題もございませうけれども、中長期的展望に立つてぜひひとつ物事を考えていただきたいというふうな思ひますし、私がそういうことを申し上げなくても考えてはいるというふうには思ひますけれども、そうした考え方に立つて、やはり働く人たちの問題にも対応してもらいたいと思つておられるところでございます。

○小沢(和)委員 昨年改正された雇用対策法では、大量の雇用変動がある場合には再就職援助計画の作成が義務づけられております。

何千人という希望退職者を出しているこれらの大企業で、この再就職援助計画がきちんと作成され、実施されているでしょうか。それぞれの管轄の職安所長にはあらかじめ提出されることになつていので、各職安では掌握されているはずですが、その提出状況、実施状況は全国的に見るとどうなつていのか、実際にもこれが再就職に役に立っているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○澤田政府参考人 再就職援助計画は、委員御指摘のように、事業規模の縮小等により、常時雇用する労働者を一カ月に三十人以上離職する場合には提出義務がかつております。

厚生労働省としては、こうした援助計画の提出を受けてリストラの状況を正確に把握するということになります。事前に提出義務のある事業所を把握した場合には、適正に対応するように指導しております。

ところで、全国的に再就職援助計画の提出、認定状況であります。昨年の十月から本年二月まで、認定企業数、千七百九十事業所、対象労働者八万九千四百九十五人になっております。このうち、提出義務のある三十人以上のケースが八百八十七事業所、三十人未満の任意作成、申請のケ

スが九百三事業所となっております。
今後とも、制度の周知徹底を図って、計画の作成、申請が適正になされるように努力してまいりたいと思えます。

○小沢(和)委員 昨年の四月から、労働者の自己都合による退職の場合には、それまでの雇用保険の受給日数が三百日から百八十日へと大幅に削減されました。しかし、純然たる労働者個人の自己都合による退職ではなく、企業が実施する人員削減の一つの方法である希望退職という名の会社都合で退職した労働者はどう扱われるのか。私は、こういう退職者が、雇用保険の受給に当たって自己都合退職扱いされ、給付日数が大きく削減されるようなことがあってはならないと思えます。

このことは前にも一度尋ねたことがあるのですが、職安の窓口で実際にどう取り扱うよう指導されているか、確認のため、お尋ねをいたします。
○澤田政府参考人 昨年四月からの改正法の施行に伴いまして、倒産、解雇等により退職した方については特定受給資格者として所定給付日数を厚くしておりますが、御指摘の、希望退職の募集に際して退職した場合でも、その希望退職が人員整理の一環として行われている場合には、退職した方々は特定受給資格者として取り扱っているところがあります。

人員整理の一環として行われる希望退職の募集とは何かと申しますと、三要件ございまして、名称のいかんを問わず人員整理を目的としていること、その希望退職の導入時期が退職者の退職前一年以内であること、それから、希望退職の募集期間が三カ月以内であることという要件がございます。

この点につきましては、安定所の窓口におきましてリーフレット、あるいは事業主に対する説明会等で周知を図っているところであります。

○小沢(和)委員 だから、私重ねてお尋ねしますが、本人は希望退職だと、私から希望したんですから自己都合だ、こういうふうにならば窓口で言っても、あなた方がちゃんとその実態を掌握

して、いやあなたの会社のそれは、会社の都合で希望退職として募ったんだからこういう処置にしますよということ、ちゃんとやってくれるということになっている、こういうお話ですね。

○澤田政府参考人 雇用保険の受給資格決定の際には、事業主からまず労働者が退職した離職証明書が安定所へ出ます。その場合に、離職の理由が記入されます。この事業主から出される離職証明書は複写式になっておりまして、そのうちの複写の一枚は事業主経由で離職者に手渡されます。離職者はそれを自分の管轄安定所に出しますが、そのときに、事業主が記載した離職理由が納得いかなければ、違うという異議を申し立てることができまして、それを見て、安定所長が、事業主の離職理由と御本人の申し立てが違う場合には、客観的な資料をとって判断をするということになりますので、御本人が自分はいわば特定受給資格者に該当するということを言わないと、そのまま自発的離職者になってしまう場合もあり得ます。

○小沢(和)委員 この数年、大量の失業の発生が続く中で、雇用保険の収支が急激に悪化しております。一番積立金が少なかったのは平成五年で、四兆七千五百二十七億円に達しましたが、その後今日までの収支悪化の状況について説明を簡単に願いたいと思えます。

○澤田政府参考人 御指摘のように、雇用保険の積立金は平成五年度末に四兆七千億円とピークになりました。平成六年度以降、毎年単年度赤字になっておりまして、平成十年度及び十一年度には一兆円もの積立金の大幅な取り崩しを余儀なくされる事態になりました。このため、平成十二年の雇用保険法改正において、給付と負担の両面から見直しを行い、昨年四月から施行したところでありまして、その後も、雇用情勢の悪化により、十三年度補正予算及び今年度予算においても単年度で赤字となることを見込んでおられるところであります。積立金は十四年度予算で一千四百三十七億円と見込んでおります。

○小沢(和)委員 私は、これだけ不況が長期化、

深刻化している中で、平成四年、五年にも雇用保険の保険料を引き下げ、特に平成十年に国庫負担率を二〇%から一四%に引き下げたことが、その後の雇用保険財政を危機的状況に陥れた大きな原因だと思えます。もし平成十年に国庫負担率を据え置いていたら、年間千数百億円ずつふえていたはずであります。

○狩野副大臣 委員御指摘のように、雇用保険は極めて厳しい財政状況に直面しておりますけれども、その要因というのは、根元的なものというよりは、経済情勢の長引く低迷による企業の人員削減、産業構造の変化に伴う労働移動の増加、少子高齢化の進展等、雇用を取り巻く状況の構造的な変化にあると考えております。

昨年四月に施行いたしました改正雇用保険法は、このような状況に対処するために、給付と負担の両面から必要な見直しを実施したところでございます。一般論として申し上げますれば、さらなる雇用情勢の悪化を踏まえ、雇用保険制度が今後とも雇用にかかわるセーフティネットの中核として安定的な役割を十分果たしていけるように、制度全般にわたって継続的に点検を行い、見直しを行っていく必要があると考えております。

○小沢(和)委員 昨年保険料を値上げしたばかりですが、今年度末には積立金がわずか千四百三十七億円になると先ほど答弁がありました。失業がもう少し深刻化したら、年度内にも失業手当の給付が継続できなくなってしまうのではないかと。今から真剣にそれに備える必要があると思えます。政府としてどういう検討をしているか。

私は、失業者や雇用保険受給者を大量につくり出した大企業に、もっと雇用保険料の負担を求めべきだと思えます。内部留保をたっぷり持つて

いるのに、もっともうけるために手取り早い方法として人減らしを行い、失業者をどんどんふやしている企業と、懸命に雇用を守るためぎりぎりの努力を続けている企業に、機械的に同率で保険料を負担させるのは公平ではないと思えます。次の引き上げに当たってはこういう要因を考慮に入れるべきではないか。考え方をお尋ねします。

○坂口国務大臣 全体から見ました場合に、雇用保険につきましては、ことしいばいはいはまあ何とかやっていると、来年からは非常に厳しい状況になるというところだけではないというふうなふうに思っています。したがって、ことしじゅうにいろいろの検討をしなければなりません。

そのときに、今お話がございましたように、内部留保がある会社に対してはより厳しく、ぎりぎりのところでやっていると、内部留保等につきましては、あると、あるときには内部留保をしつかりやり、あるときにはぎりぎりのところでやるといふ企業もあるわけでありまして、一概に御指摘のように二つに割ってというわけには、なかなか私はそこはそんなに簡単に割るわけにはいかないだろうというふうな思っております。

しかし、これはお互いの助け合いの制度でありますから、各企業が応分の負担をさせていただかなければならないことは当然でございます。

○小沢(和)委員 第二に、銀行など金融産業におけるサービス残業の蔓延についてお尋ねをいたします。
私は、去る二月二十七日の当委員会、今銀行では五つのサービス残業が蔓延していると銀行労働者の声を紹介いたしました。
すなわち、一、朝、始業時間前の四、五十分のただ働き、二、昼食時間の一時間が半分の三十分しかとれないという労働基準法三十四条違反のただ働き、三、法定の八時間労働が終わった後の残業時間に対し、その一部分しか残業手当が支払われていないというただ働き、四、土曜、日曜に休

日出勤しているのに休日出勤手当が支払われないというただ働き、五、さらに、管理職が午後十時以降に働いているのに深夜労働手当が支払われないというただ働きの五つであります。

私は、この五つのサービス残業を根絶するため、厚生労働省の調査、指導を強く要請いたしました。そのとき大臣は、銀行を重点的に調査し指導すべき分野の一つとして意識していることを答弁の中で示されたと思いますが、その後実際にどう取り組んでおられるか、お尋ねをします。

○日比政府参考人 サービス残業の問題でございしますが、もう委員御案内のとおりでございしますが、昨年四月六日の通達、これに基づきまして昨年来やってきましたところでございます。平成十四年におきましても、同通達というものに十分留意して指導監督を行うということにいたしてしております。

なお、銀行という一つの分野についてどうするかの問題でございしますが、この銀行というところが、いわゆるサービス残業の問題の際に十分留意すべき分野だということはそれと別であり得ると思っておりますが、そのほかのところと区別して銀行だけをといてお尋ねをいたします。

なお、昨年十月、十一月に指導監督をしました事業場に関して申し上げますと、実は金融関係がそのうち一二%を占めておりまして、私ども、その労働時間の把握云々ということで、こういう特別の業種にねらいを当てるのは決していかがかと思っております。結果としては、金融機関というところについて、どこまでも結果としてでございますが、重点を置いたことにはなっていないかと思っております。

○小沢(和)委員 最近、昔の第二地銀を中心に組織されている銀行労連が、職場の実態調査を行いました。そのうち、サービス残業関係を見ますと、時間外労働は「係によつて慢性的」「全体に慢性的」合わせて七八・一%に対し、残業手当の支払いは「一部にサービス残業がある」「ほとんどサービス残業になっている」を合わせると八

〇二%になっております。融資や渉外の人は、約四〇%が、毎日夜八時以降でなければ帰れないと言っております。

ついでながら、始業前に会議や一般事務を行っている人は、毎日時々を合わせて四〇%を超えています。ほとんどサービス残業になっている人が六〇%を超えております。昼休みも半分しかとれない、食事するだけがやるといふ人が約五〇%、うち約八〇%はサービス残業になっております。

こういう調査結果に基づいて、銀行労連、地銀連、全信連、日本信託銀行労組など四者が、一両日中に厚生労働省に対し改善の指導を要請すると聞いております。

そこで、大臣に伺いたいんですが、銀行など金融産業では、こういう深刻なサービス残業を根絶するためには、それぞれの所轄の労働基準監督署任せでは進まないと思えます。金融庁なども協議した上で、十年ほど前にやっていたように、ぜひ全国一斉に重点的に監督指導を行うべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○日比政府参考人 一斉監督を行つてはどうかという御指摘でございます。

その前提をいたしまして、私ども、現場の労働基準監督署の判断、監督計画等についての判断、これは尊重するというところで、これを基本としておりますが、ただ、それは監督署に単純に任せつ放しにするということをやつておるつもりはございません。

先ほども申し上げました、サービス残業問題、四月六日通達と言われているもの、これを十四年度においても十分留意してくれど、その結果としては先ほど申し上げたようなことにならうかと思っております。そういう意味では、決して単純に任せつ放しではなくて、私どももその点は、特に銀行とわざわざ言っているわけではございませんけれども、十分念頭に置いておるつもりでございます。

○小沢(和)委員 では、第三に、解雇ルールの法

制化、ホワイトカラー労働者への労働時間規制の適用除外の動きについてお尋ねをいたします。

昨年の総合規制改革会議の中間まとめ以来、労働政策審議会では、九月から、今後の労働条件にかかわる制度のあり方の検討を続けております。既にこの二の二月末までに、有期労働契約の専門職及び専門業務型裁量労働制の対象業務の見直しを審議され、いずれも規制を緩和する大臣告示が行われました。

今後、一つは、労働契約にかかわる制度のあり方として、労働契約期間の問題、労働契約終了の手続、要件のあり方を審議することとありますが、これは解雇ルールの法制化をどうするかという問題であります。

もう一つは、労働時間に係る制度のあり方、裁量労働制のあり方等の問題とされております。これは、特にホワイトカラー労働者への労働時間規制の適用を除外する、いわゆるホワイトカラーイグザンションの問題であり、労働基準法の労働時間法制を大きく変える根本的な問題であります。先ほどの質問で指摘した、銀行などのサービス残業を完全に合法化、野放しすることになりかねない問題だと思っております。

私は、昨年十一月二十七日の当委員会でも質問しましたが、総合規制改革会議の方向づけなどに追隨して、十分な検討もせずに、解雇しやすいような法制化を打ち出したり、過労死をふやすような労働時間規制の緩和などは絶対に提案してはならないと思っております。

この機会に、労働政策審議会が今後どのようなスタンスで検討を進めるのか、また、いつまでに結論を得ようというのか、大臣から明確なお答えをいただきたいと思っております。

○坂口国務大臣 解雇ルールにつきましては、昨年来、何度かこの委員会におきましてもお答えをしておりますのでございます。初めにも申しましたとおり、やはり働く人たちに、とりまして、雇用というものは非常に大事なもので、一番大事なものでございますから、解雇ルー

ルが明確でないということは、私は不幸なことだというふうには思っている次第でございます。しかし、この問題に對しまして、労使両方からそれは反対であるという御意見があったことも、前回御紹介を申し上げたところでございます。

先ほどお触れをいただきましたとおり、労働政策審議会労働条件分科会におきまして、今日まで十一回にわたりました御議論をいたしまして、まして、間もなく十二回目の御議論をいたしまして、問もなっております。この中におきましては、先ほど御指摘がございましたとおり、労働契約に係る制度のあり方、労働時間に係る有期労働契約の専門職及び専門業務型裁量労働制の対象業務の範囲の見直し等々、今までも議論をしてきたところでございます。

昨年、私がここで最初に申し上げましたときには、できれば結論を出して、ことしの国会にでも提出させていただくことができればというふうに出てまいりましたが、やはりこうしていろいろの御審議をいただきましたと、審議をしていただかなければならない範囲というのはいくらもなっていることも事実でございます。労使の皆さん方初め、学者等の御意見も十分に拝聴して結論を得たいというふうには思っております。

したがって、最初、ことしのこの国会にもこのことを申しましたけれども、そこはごだわることなく、今後もう少し議論を続けさせていただいて、そして御納得のいく結論を出したいと思っております。

○小沢(和)委員 第四に、最近大問題になっております佐世保重工による雇用対策助成金の詐取の問題についてお尋ねをいたします。

これは、会社ぐるみの助成金だまし取り事件であります。造船重機の有力企業の一つとして知られております佐世保重工は、社員を下請企業へ出向させたと見せかけて出向助成金をだまし取つたり、教育訓練給付金を不正に申請し受給したとして、下請企業の社長から告発されました。佐世保

重工は、当初は否認していましたが、その後、一部の事実を認めております。現在、長崎県警の捜査を受けておりますが、事は厚生労働省の雇用対策三事業に基づく助成金であり、手口の悪質さからも全容の解明が必要であります。

雇用・能力開発機構が直接の当事者ではありませんが、厚生労働省としても、どのように調査を進めておられるのか。このような大規模な助成金の詐欺事件がどうして起きたのか、どうして防げなかったのか、厚生労働省としてこの事件からどのような教訓を学んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○澤田政府参考人 佐世保重工業が詐取したことが現在確認されている雇用関係給付金は、平成十一年度に支給されました中高年労働移動支援特別助成金及び平成十二、十三年度に支給されました生涯能力開発給付金の二種類であります。

このうち、生涯能力開発給付金につきましては、去る三月二十二日、支給を行っております長崎県より、佐世保警察署に告訴状を提出したという報告を受けたところであります。今後は、司法当局により、一層の実態解明が図られ、厳正な措置がとられるものと思われまします。厚生労働省としては、支給をしております長崎県に対し、本事業について厳正に対処するよう指示してきたところであります。今後とも、長崎県と連絡を密にするとともに、警察とも十分協力してまいりたいと思っております。

一方、中高年労働移動支援特別助成金につきましては、これは、支給を行っております雇用・能力開発機構の長崎センターにおいて事実確認のための調査をしましたが、私どもも連携してやっておりますのであります。全体としては八百八十一人分の支給を行っておりますが、そのうち佐世保重工業が不正を認めたと十一名分につきましては、虚偽による不正受給の疑いが強いということで、三月二十二日、警察当局に対し告訴をいたしました。

そして現在、本助成金を使っていれば出向した

下請関連会社十九社、八百八十一人のうち、二十一人を除いた残りの人全員について、不正受給の有無、その実態についての事実確認を行っております。一月ほどの間に個々の聞き取り調査を終わらせて結果をまとめたいと思っております。その中で不正が確認された場合には、警察とも連携しながら、厳格に対処してまいり所存であります。今回の不正がなぜ起きたかという点につきましても、助成金制度の浸透に伴いまして、不正につきましても手口が巧妙化し、一部には今回のようなケースが生じておりました、私ども深刻に受けとめております。

これまでも不正受給防止のために、審査の厳格な実施とか、不正受給が認められた場合には、当然ながら支給額の返還措置、そして悪質な事案には刑事事件として告発等を行ってまいりました。今回は書類のみの審査により支給事務を行っていたというところをつかれたという点がございまして、今後は、書類審査に加えまして、電話等を使って雇入れの事実の確認とか、あるいは現地を实態調査するとかいうことを不正受給防止対策として新たに付加することを考えております。

それから、労働保険のデータを活用することによりまして、申請書類との突合をきっちりやるというダブルチェックのことも強化しよう、あるいは、不正については、社会保険労務士や商工団体との情報交換ということで、事前の情報入手による防止ということもさらに徹底したい、このように考えております。

○小沢(和)委員 最後に、過労死の労災認定問題でお尋ねをいたします。

厚生労働省は、最近の最高裁での過労死事件の相次ぐ敗訴を受け、新しい過労死認定基準をつくりました。その主な内容は、第一に、慢性疲労の蓄積を認定要件に新しく加えたこと、第二に、評価対象期間を、発症前一週間程度から、発症前のおおむね六カ月に改善したこと、第三に、いわゆる過労死ラインを明示したこと、すなわち残業を発

症前一カ月に百時間、または発症前二カ月ないし六カ月にわたり月平均八十時間行っている場合は、業務は発症との関連性が強いと評価できるとしたことであります。

そこでお尋ねしたいのは、この新しい認定基準に基づいて、今後、今係争中の事件についても、厚生労働省のみならず進んで全面的に見直すべきではないかということでありました。具体的には、一九八七年十一月に過労死した、東京都文京区、永井製本の労働者、金井義治氏の事件であります。

この事件は、一九九〇年三月三十一日に中央労働基準監督署が不支給を決定した後、裁判となり、東京地裁で原処分が取り消され、東京高裁でも控訴棄却されたにもかかわらず、当時の労働省が上告し、今なお係争中でありました。金井さんの死亡直前一カ月の時間外労働時間は、裁判の中で百二十九時間二十四分と認定されており、一カ月の百時間という新認定基準で言う強い関連性が認められる事例にそっくり該当するものであります。

二月十五日に、請求人である故人の奥さん、金井フミコさんは、中央労働基準監督署に対し意見を提出し、不支給決定の見直しを求めております。今、どのような見直し作業を行っているのか、いつごろ結論を出すのか、お伺いいたします。

○日比政府参考人 過労死の認定基準の改正に伴いまして、係争中の事案につきましては、それぞれ必要な見直しを行っております。

なお、この見直しの場合でも、今御指摘の認定基準の改正というのは先ほど委員御指摘のような点でございまして、すべてのいわゆる脳・心臓疾患の事案がそれで変わるというものでないのはあえて申し上げるまでもないと思っておりますが、御指摘の事案につきましては、行政庁としての直前一カ月の残業時間について把握しているものは、先ほどお挙げになった時間ではないというふうにご考えておりました、その他の点もございまして、地裁、高裁と確かに御指摘のように国側敗訴でござ

いますけれども、なお司法の最終的な御判断を仰ぐべき点が行政庁としてはあるということ、上告をさせていただいておるといふこととございませぬ。

○小沢(和)委員 金井さんが亡くなってから既に十五年近くもたちます。一日も早く労災認定を行い、最高裁への上告を取り下げることが重ねて要求しておきます。

問題は金井さんの事件にとどまりません。ほかにも、同じ中央労働基準監督署の管轄で過労死した酒井俊峰さんも業務上認定を却下され、奥さんの酒井かよさんが労働保険審査会に再審査請求を行っていらっしゃるケースもあります。全国を調べたら、この種のケースはあちこちにあるはずで、せっかくの新しい認定基準を生かし、これらの事案を全国を通じて全面的に見直しをもらいたい、どうでしょうか。お尋ねします。

○日比政府参考人 認定基準の改正に伴いまして、係争中の事案については見直すということをやっております、これはどの事件ということではなくて、やっております。

それで、裁判上の係争中のものについては、できる限り、これは裁判の進行状況等の関係もございまして、できるだけ原処分の方で取り消すべきものは取り消していこうと。

それから、今お挙げになりました労働保険審査会です。これは労働保険審査会が、一つは行政内部機構でありつつ独立的だという特徴も持ち兼ねますから、私どもでもできるだけ早期の処理をお願いするというところでやっております。現在、鋭意処理を進めるといふことでやっております。

ただ、事案数が非常に多いこと、あるいは、当然のことでございますが、複雑な事案というようないこともございまして、私ども審査会の方にもお話しをいたしまして、早期処理、早期救済といいますが、それが非常に大切だということで、場合によっては審査会係争事案であっても原処分の方

で取り消すということがあつてもいいのであろう
ということ、現在、実はその作業に入つており
ます。

○小沢(和)委員 できるだけ早い処理を要請し
て、終わります。

○森委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智
子です。

私も、いつもこの質問席に立ちますと、ついつ
い追及型で大臣を困らせたりいろいろしてしまし
たが、きょうは、何かいい知恵がないものかと、
立法府と行政府で力を合わせてぜひとも考えてい
ただきたい問題として、三宅村の住民の方々の、
いわゆる今の避難生活への支援策、それを探つて
いきたいと考えておりますので、何とぞよろしく
お願いいたします。

私も被災地の出身で、七年余り前、阪神・淡路
大震災を体験いたしました。私自身は、自分がで
きると思ひまして、テレビや洗濯機や冷蔵庫
庫、そのような電化製品をリサイクルしたものを
被災者の方々に届けます活動を半年いたしました
。そのときに、やはり、一生懸命まじめに税金
を払つてきているのに、そして、天災で家も、ま
た多くの方が家族を失つていられる中で、職を失ひ、
再建のめどが立たない、この不安を目の当たりに
いたしました。

日本は災害列島でございますが、災害が繰り返
されていられるにもかかわらず、アメリカの FEMA
のような危機管理庁でありますとか、さまざま
なきめ細やかな法律というのが、まだなかなか整備
がされていないというところを実感いたします。
ましてや、この三宅島の噴火に関しては、
離島であるということで強制的に避難命令が出さ
れ、そして、いつ帰れるかというめどが立たな
い。井田教授によりますと、大体一年から一年半
後ぐらいには島に帰れるのではないかとお話し
もございますが、まだまだガスが出ていたり
して、復帰のめどが立たないというのが現実で
す。

私は特に三宅のことを思いますと、強制的に避
難命令が出て、そして今全国二十一の自治体にそ
れぞればらばらに暮らして、そして多くの
方々は、もう一度三宅に帰つて暮らしたいとい
う思いがあつて、その間の生活の支援というのが今
一年半たつて非常に深刻な状況になっておりま
す。

三千八百人の全島の島民の島外避難から、ただ
いま申しましたように、一年半が過ぎました。こ
の災害というのはいまだに継続中でありまして、
異常な事態だといふ認識を私たちは持たなければ
いけないと思ひます。火山ガスの噴出に伴つて帰
島の見通しがたつていませんが、手入れができな
い島の家屋というのがほとんど朽ちる一方であり
まして、避難生活も、預貯金の取り崩しといふこ
とで生活をされている人が多いと伺つています。

また、非常に不幸なことには、分散されて暮ら
していらつしやるので、私たちの目からなかなか
島民の人の生活の実態が見えない。阪神・淡路の
ときは、元気な小田実さんというのがいらつしや
いまして、一年余りたつたときに被災者との運動
があつて国会でのロビー活動などもたくさんおや
りになりましたし、非常に被災者の数が多いとい
うことで生活再建支援法の成立に対して被災者の
方々の頑張りのめどがあつたわけですが、やは
り数が少ない、そしてばらばらに避難している
。そこで声が一つにまとまらないという状況もあり
ます。

また、新聞などに投稿しましても、狭い三宅村
という中で、あの人がああいうふうになつたと行
政を非難するような投稿をしていたねということ
で、だれがそれを言ったかよくわかつてしまつた
かということ、非常に物が言いにくいというこ
とを伺ひました。

村が何度かアンケートを実施しているわけだ
が、つい先日、三月にもアンケートを実施し、昨
年の十月に実施したアンケートの中では、九割の
世帯が帰島したいと答えております。しかし、こ
のうちの四割は、生活のめどが立てば帰りたいと

いうふうに答えていらつしやいまして、やはり帰
島に向けての環境整備が大きな課題として浮か
び上がつています。

アンケートの中では、約三割が、もはや生活が
苦しいと答えていまして、今のままでは、仮に島
に帰れる状態になつたとしても、生活再建をその
ときからしていくという余力がなくなつてしま
うというのが非常に心配されています。

まず大事なことは、島に帰つて再び復興するた
めには、避難期間中にその活力が失われないよう
にしなければならぬと考へます。前例のない今回
のこの災害を乗り越えるために、三宅島のことに
関して、ぜひとも厚生労働省、国民の生命財産を
守る、特に厚生労働省に託されている期待も大き
いと思ひますが、坂口大臣、三宅村の現在の島民
皆さんの生活支援に対してどのように考へるか
ということ、まず最初に質問いたします。

○坂口国務大臣 三宅島の災害が起こりましてか
ら、かなりもう歳月がたつてまいりまして、非常
に長くなつてきたものから、非常にお気の毒
だと思つたので、災害そのものも大変お気の毒
でございますが、これが長期化をしてきたとい
うことで、大変だろうというふうにしておりま
す。

先ほども三宅村のアンケート調査の結果を一部
引用されましたけれども、私の方も拝見してお
りますと、就業者、働いておみえになる人の数は、
前回、平成十三年の三月、一年前に比較をいたし
まして、三六%から五一%と、ふえてきておりま
す。しかし、収入が大きく減少した世帯というの
は三五%に達しておりますし、生活が苦しいと回
答された世帯は三二%、前回二九%でございま
したから、むしろまだふえているという状況でござ
います。

こうした皆さんに對しまして、一体何ができ
るのか。現在の法体系の中でできることというの
は限られておりますし、厚生労働省におきまして
は、災害救助法によります被服でありますとか、
寝具でありますとか調理器具、食器などの生活必

需品の支給であるとか、あるいはまた生活福祉資
金の特例貸し付けでありますとか、そうしたこと
をやつてきているわけでございますけれども、こ
れには限界がございまして。

昨日も村井大臣から、坂口さん、何かいい方法
はないだろうかという御相談をいただいたこと
ろでございまして、一遍ひとつ考へましよう、何
とか対策がないものか考へましようと思ひ上げ
たところ、これはもう、一つの省庁
の中ではなかなかおさまり切らない問題でござ
いますし、そして内閣府が中心に取りまとめる問
題でもございまして、それぞれ省庁の中で
連携すべきところはできるだけ連携をして、そ
して対策を講じていかなければならないと思つ
ている最中でございます。

○中川(智)委員 ただいまの大臣のお言葉を村民
の方々に聞いていただきたいと思ひほど、とても
前向きな御答弁をいただきました、ありがとうございます。

私も、何か、被災地にいる女なんていうの夫に
言われたんですが、雲仙のあの島原のときはち
ょうど隣の熊本におりまして、ちょうど午後三時
ごろに空が真っ黒になりまして、さまざま土砂が
入つた降り物が降つてきてまして、神戸の方に、宝
塚に引越しましたらほどなく阪神・淡路大震災
がございまして、限りなく七に近い震度六の被災
地に居合わせました。

雲仙にも、私は数年前に、議員になりましたか
ら訪れました。雲仙のときの被災者の方々の復興
住宅のありさま、また、そのときにかかりまし
たさまざまなお会いして、特にそのときのこと
を思い出すと、あの雲仙、島原のときは、食事
供与事業というのが被災者の方々に大層喜ばれ
ました。

これは、自治体の一つの、国そして長崎県なり
が基金というのをつくつておりまして、その基金
で、一日一人千円の食事代ということで、一世帯
四人いらつしやいましたら四千円で、今の状況
ですと大体一年半ぐらい先には帰れるかもしれな

となりまして、半永久に続くわけでもありませんし、何か法体系の枠の中でと、その枠の中の知恵ということの一つに食事供与事業。現在は、秋川高校は生徒さんたちに食事の供与をしているわけですね。

阪神・淡路のときに、避難所に入っているわけではなく、食事は朝昼晩、避難所を出されるわけですが、仮設住宅に入ったら、その日から、もう全部自分でしなさいよということでありました。あのときは生活支援法ができていませんでしたので、冷蔵庫とか洗濯機とか、欲しいとおっしゃる方がとても多かったのでもうボランティアでそれをしたわけですが、私自身は、強制的に避難させられているので、その避難先においての生活の面倒というものは、やはりその食事供与事業のように、一人一日千円という形で生活支援策というのが有効ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○真野政府参考人 先生御指摘の雲仙におきます食事供与事業、これは、旧国土庁が長崎県を実施主体とする国庫補助事業として行われたと承知をいたしております。

島から強制的に避難をしてきて、現在の住んでおられるところを避難所として扱えばこういう事業の対象にもなるのではないかと先生の御質問でございますが、私も、災害救助法は、災害発生直後、そういう混乱が起きたところで、食べ物確保できない、飲み水が確保できない、そういう状況に対して応急的に対応するというのが災害救助法の基本的な性格ということでございます。そういう意味では、避難所も、基本的な生活を確保していく上でどうしてもそういう状況に追い込まれている、したがって食べ物もみずから確保できないというような状況に着手して、食料、水、そういうものを供給しているわけでございます。

で、そういう方々に対しまして、応急救助法である災害救助法で食料やそういうものを確保するというのはなかなか難しいのではないかと、うふううに考えております。

○中川(智)委員 このような長期にわたる噴火災害で、一年半、二年という避難生活を余儀なくされた例というのは、かつてございますか。

○真野政府参考人 災害全般を承知しているわけではございませんので、的確な答えになるかわかりませんが、先生が先ほど御質問で挙げられました雲仙岳の噴火災害の場合には、今の食事供与事業は平成三年の十月から四年の十月まで一年間行われた。また、平成十二年の有珠山の噴火の災害の場合には、北海道が生活支援事業を単独事業として実施されましたが、これも、平成十二年の七月から平成十三年の三月までということ、一年ないし一年弱ということではないかと、うふううに思います。

○中川(智)委員 これは厚生労働省の調べだと思えますが、生活保護世帯、当初は十七世帯二十人、それが現在は四十八世帯七十人。やはり、生活保護を弾力的にというように思いますが、生活保護というのはさまざまな縛りがありますが、特に、頑張り続けてしまつて、結局、その前に悲惨な状況になつたということも阪神・淡路ではたくさんございました。

今の局長のお話では、食事供与事業というものに対しては、その適用はいかなるものかというふうなお話ございましたが、それでは、この三宅島のいわゆる財政出動で伺いますけれども、雲仙・普賢の場合は、災害救助費は四十三億円使われました。有珠山で四十五億円。三宅島は現在のところ幾ら税金を使つていますか。

○真野政府参考人 申しわけございません。今調べております。すぐお答えいたします。

○中川(智)委員 二億円弱ですね。そうだと思うんですが。

○真野政府参考人 申しわけございません。二億三千万強ということでございます。

○中川(智)委員 法律がない。それは、本当に立法府として一生懸命頑張つていても、なかなかこの災害救助のさまざまな法律というのはつくりにくい。

と申しますのは、私は、阪神・淡路とかを経験して、あすは我が身だと思つて、今後の災害のときに本当に理不尽な形で生活を困窮に陥れるということはないように、いつどんな災害があつてもやはり守られているんだという安心感というのが国民にとっても大事だと思つた。ですから、生活再建支援法は、一年半かかって自社と連立政権のときにたくさん議員の先生方、省庁のお力をかりましてつくることができましたが、これも百万円、既に三宅島の方々はそれさえも使い切つてしまつていられるというアンケートのお話が出ていました。

それならば、局長がさつきおっしゃつたように、それぞれそれぞれの場所で生活を頑張つていらっしゃるからもうこれは当てはまらないのだというふうな形の切り捨て方ではなくて、特に高齢者や、そして自営業の方々はなかなか仕事が見つかりません。また、農業などを営んでいて自分の畑とかで食料をある程度自給していらつた方は、都営住宅などにばつと入れられて耕す畑もない。そういう生活困窮者が今三五%、本当に生活が大変だと。この方々はつつましくつつましく暮らしていらつたんですよ。一円のお金だつてむだにできない。島に帰つたらまた家の修理もしなきゃいけない、いろいろな形でお金がかかる。だから、つめに火をとますように、でも泣き言は言いたくない、だけれども、アンケートで三五%も生活が苦しいと訴えられているわけですね。

そうしたら、全島民すべてとは言いません。この三五%、アンケートで苦しい方々に実態調査を施して、生活、いわゆる食事供与ができないか。それに対して、大臣が先ほど、村井大臣とお話したときに、何かできないかとおっしゃつたような、その知恵の一つにぜひとも加えていただきたい

と思います。震災を経験した者として、今、市民生活というのは多様化していますので、例えば病院に行くときのバス代とか、そして、現在も、一時帰島は自費で行っているわけですね。四月一日から始まつた一時帰島も、島民割引だけで、それはかつてつとあつたものがそのまま続いているだけ。島に帰つて家を修復するのに現金が要るわけです。そういう形で現金支給が何かできないかというのをぜひとも考えていただきたいと思つた。

厚生労働省の方にもう一点伺いたのですが、医療費がやはり厳しいという高齢者の方々の声が多いようなんですね。阪神・淡路のときも、一年間の医療費の免除というのがとても助かりました。一年たつて医療費が打ち切られたときに、一番つらいという被災者の声でした。特に高齢者の方々の医療費の免除、それが前向きに考えられないか。ぜひともお答えをお願いいたします。

○坂口国務大臣 医療費の面は、国民健康保険あるいは老人医療、当然ですが、これは市町村の判断によりまして、災害等によりまして一部負担金を支払うことが困難な方に対しては、一部負担金の減免措置を講じることが可能となっております。

それで、三宅村におきましては、昨年二月より、被保険者からの申請に基づきましてこの一部負担金の減免措置が講じられているところでございます。長くなつてまいりましたけれども、これは半年半年で延ばしておりますけれども、現在つないでおります。

国民健康保険でありますとか老人医療につきましては、先ほどからお話が出ました阪神・淡路大震災のときとは同様の措置が講じられておるものというふうな思つております。したがって、この被保険者におかれましては、こうした措置を活用していただきたいというふうな今思つておりますので、ここは何とかなるのではないかと、うふううに思います。

それ以外の分野をどうするかというものは、これは、現在あります法律の中だけで考えられるとかなかなか名案が浮かんでこないというのが現状だといふふうに思います。厚生労働省の中で考えますと、現在の法律で当てはまるものがないからありません、こういう話になるわけでございますけれども、政治家はそんなわけにもまいりませんから、何かいい方法はないか、さまざまな角度から検討しなければならぬのだからというふうに思っております。他の大臣ともひとつ御相談をさせていただきますたいと思っております。

○中川(智)委員 大臣にも一度ちよつと答弁をお願いしたいのですが、私も、ハンセンの元患者の方に会つてくだささい、ヤコブの方に会つてくだささい、在外被爆者の方に会つてくだささいと、会つてくだささい、会つてくだささいのう一つ。三宅島の島民の方々に、今すぐとは申しませんが、また大臣のお時間が許すときに、ぜひとも島民の方々の声を直接聞いていただく機会をつくつていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○坂口(國務)大臣 お会いをさせていただきますのはいつでもお会いさせていただきますけれども、さて、そのときに何とお答えをするかということが全然なくしてお会いしておりますけれどもいけませんので、その前にいろいろ各省庁とひとつお話し合ひをさせていただきたいというふうに思っております。

○中川(智)委員 ありがとうございます。やはり、希望を持てるような実際の施策がある程度固まられたら、ぜひとも会つていただきたいと思ひます。

続いて内閣府の方に伺いますが、二つございまして、一つには、生活再建支援法に、附則の第二條として、住宅再建については検討するという一項がございました。これは、党を超えて議員連盟やさまざまなところで話し合ひを続けてきておりますが、なかなか実りません。非常に生むのが苦しい法律でございますが、やはり三宅村の方々は、島に帰つて再建するときに何百万も家屋

の修理にかかるというのがとても不安だ、島に帰れたのはいいけれども、住む家がなければもう島では暮らせないと不安を抱えて生活していらつしやいます。この附則の二條の住宅再建支援法に、どのようにお考えかというところが一点。

もう一点は、今、一時帰島をされておりますが、先ほど申し上げましたように、その渡航費が個人負担、かなりきつものになっております。そして、向こうに行きましても、大体五、六時間だけ島にいて、そして少し修理してまた東京などに戻られるということで、できればクリーンハウスのようなものを三宅島に何か所か建てるとかして、せめて一泊か二泊、できればもうちよつと長く滞在して修理をしたい、島に戻つて何か帰るときに備えたいという声が強いのですが、この二点に對してどのようにお考えか。

○高橋(政府)参考人 三宅島の現況でございますが、先生先ほど御指摘ございましたように、いまだにやはり火山ガスが日量一、二万トン出てございます。たまたま先週は四千トンから七千トンという、少し下がつたのですが、これは、これまで五万トンぐらいまで下がつた後、また突如二、三万トン出るというような、そういう状況もございまして、まだ依然として帰島の見通しが立つていないというのが現実でございます。

そういう中で、一昨年の九月に全島避難をしまして、もう一年七カ月以上たつてございます。現実には一年半の間に泥流によりまして家屋が四十三戸被災しておりますし、また、二酸化硫黄を含みます火山ガスの影響によりまして、トタン屋根の腐食が発生しております。さらに、ドアやベランダなどの金属製の部分の腐食、さらにはシロアリによる被害なども発生しているところでございます。

そういったことから、昨年の秋に村が実施しました実態調査でも、五割の方が、補修は必要であると回答されているわけでございます。この三宅村の住宅につきましては、補修につき

ましては、現在、島民の方の御希望によりまして、村が三宅島職工組合にお願いしまして、職工組合の方の作業費であるとか物の実費は負担していただきますが、そういう屋根の修繕を今実施しているところでございます。

あと、島民の方、なかなか復帰のめどが立たないというところでございますが、まだまだちよつとガスの状況が今申し上げたような状況でございますので、復帰後にどうするかという段階には、まだ具体的な状況には至つておりません。

ただ、住宅再建のための施策としましては、既に住宅金融公庫によりまして長期低利の災害復興住宅融資、これが用意されております。ただ、これについては、まだ帰島のめどが立つていないために実績はございません。

今後島民の方々の帰島が可能になつた場合には、このような既存の制度を最大限に活用するほか、今後どのような対応が可能になるかどうか、こういったことも東京都、三宅村と協議して検討していきたいと思っております。

○中川(智)委員 生活再建支援法は、法律の中に何回と回数を書いていないんですね、支援法の支援金は、一回は百万出しかもいれませんが、住宅再建のためのお金ですから、ぜひとももう一回か二回出していただくのを検討していただきたいと心から要望いたしますが、それは要望にとどめておきまして、また継続して質問をさせていただきますたいと思ひます。

大臣、ぜひとも村井大臣とお話し合ひをしていただきまして、島に帰れる日が来たときに、帰りた方が全員帰れるような、避難している間の支援金をぜひともよろしくお願ひいたします。

○森(委員) 次、阿部知子君。
○阿部(委員) 同じく社会民主党・市民連合の阿部知子です。

最後の貴重な十分をちょうだいいたしまして、臓器移植のことに關しまして御質問をさせていただきます。

ちよつと昨日の新聞報道で、河野洋平前外務大臣が、御子息の河野太郎さんから生体肝移植を信州大学にお受けになる。河野洋平氏の方は二月、河野太郎氏の方は一月ほどかかるとのこと、この国会にとりまして貴重な二人の人物が今、生体肝移植の術後を経過されておられます。お二方の一日も早い回復を私からも祈りまして、私の質問に入らせていただきます。

私の質問は、いわゆる生体移植ではございませんで、脳死臓器移植ということで、特に人権侵害が起りやすい分野でございますので、このことに関しお伺ひ申し上げます。

実は、ことしの三月二十五日、日本弁護士連合会が、既に一九九九年の六月二十四日に大阪府立の千里救命センターで行われました日本で四例目の脳死臓器移植のドナーの脳死判定において、特に、臨床的脳死、お医者様がこれは臨床的に脳死だと思われた時点で、無呼吸テストと自発呼吸がないことを検査するテストを千里救命センターのマニュアルに基づいて実施されたのですが、これは、既に我が国会で取り決めました臓器移植法のガイドラインにも違反しておりますし、施行規則にも反しておること、人権侵害の事例に当たるといふことで勧告書が出ております。

まず、私がこのことをきょう御質問すること、きのう臓器移植対策室の方にもあらかじめちよつと質問予告をいたしましたら、臓器移植対策室の方では、そのような日弁連の勧告書が出ているのはまだ御存じなかったようで、とても残念でありますし、健康局長の方にちよつとこの事態について御答弁をいただきたいと思ひます。

○下田(政府)参考人 委員御指摘の事例につきましては、日本弁護士連合会から担当部局に對しまして、平成十三年十一月十四日付で、人権侵害救済申し立て事件に係る照会というところでお尋ねがございました。担当部局から同月三十日付で回答を行った経緯がございます。

出されました勧告書につきましては、日本弁護士連合会あるいは臓器提供施設のいずれからも情報提供がなかったといったこともございまして、委員御指摘まで知らなかった、承知をしていなかったというのが実情でございます。

○阿部委員 日本弁護士連合会というのは、日本の諸団体の中で人権ということについてそれなりのオーソリティーでございますし、何度も申しませんが、特に脳死臓器移植というのは、ドナー側にとつてもレシピエント側にとつても、この人権という問題において極めて重大な要素をはらんでおりますので、臓器移植対策室並びに健康局長でしようか、担当部署にあつてはアンテナを高くぜひとも今後お取り組みいただきたい。

そして、もう一点お伺いしたいのですが、実は、このことの勧告を受けました千里救命センターの方では、その病院独自のマニュアルがあり、それに基づいて実施しておると。そして、このような勧告に対しての応答と申しますか反応においても、独自のマニュアルに基づくものである、ということ、平行線をたどっておるわけですが、このような事態について担当局としてどのように対応なさるかについて、御見解を伺います。

○下田政府参考人 臓器移植をめぐるしましては、さまざまな御意見、御指摘があるところでございまして、当局においてこれらをきつちりと把握する、その収集に努めるといったことは極めて大事なことであり、国民の信頼を得る上で必要不可欠なものという認識でございます。

今回の御指摘の勧告書が報告として担当部局に上がったことなかつたことは、体制として十分に機能をしていなかったというふうにご考えておりますので、臓器提供に係ります御意見、御指摘について、より幅広く的確に収集できるような仕組み、体制、こういったものを検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

現実に行われていたという事実で、こういうことが積み重なりますと、すべてが無視されたまま臓器移植が進むということになります。

そして、この事例について、実は厚生省の中でも検証会議を持たれて、この問題に気づいておられないわけですね。日弁連という外の組織から指摘を受けて、改めて人権侵害の事実というふうな事態に至っているわけで、この検証会議のあり方、あるいは、せめて四例目についてやり直しをしていただくことについて、担当部局から御見解をお願いいたします。

○下田政府参考人 日弁連の勧告書におきましては、第四例目の臨床的脳死診断を行う際のやり方が施行規則あるいはガイドラインに基づいていなかった、基づかないで無呼吸テストを行った、このことをもって人権侵害があるとしていただいております。

この件につきましては、厚生科学審議会の中にございます臓器移植専門委員会におきまして既に検証が行われているわけでありまして、その委員会の中では、施設が独自に定めた基準に基づいて臨床的脳死診断の際に無呼吸テストを行ったことについても、事実としては当然確認をしていたわけでございます。その上で、本症例を法的に脳死と判定したことは妥当と言っております。しかしながら、結果として侵襲の多い無呼吸テストの回数が多くなったことは必ずしも適正とは言えないという指摘もあわせてやっております。

こういったこともございますので、四例目の検証の目的は達成しているものと考えるはおりませんが、脳死下での臓器提供事例に関する一つの指摘といたしまして、検証会議にも報告をいたしまして、議論をしていただきたいというふうにご考えておるところでございます。

○阿部委員 ただいま担当部局から御答弁いただきましたが、坂口厚生労働大臣に最後に一言お願いいたします。

やはり検証会議のあり方そのものが、他方から見れば人権侵害の事例をゴロにしてしまった。そして特に、国が決めているガイドライン、施行規則も全くルールどおりに運ばれないという事態でございまして、厚生労働省としてもこの件を重くお受けとめいただきまして、人権という観点から脳死臓器移植全般について問題のありかをさらに探っていくということで、厚生労働大臣のお取り組みについて御答弁をいただきます。

○坂口国務大臣 五例目からはこの検証会議で検証をしていただきまして、そして後ほどそれはすべて公表をしているところでございますが、ちょうど五例目からでございますので、その前の一例ということになって、少しそうしたところできくしくしたところがあつたのかなというふうに思いながら、先ほどから聞かせていただいていたところでございます。

いづれにいたしましても、今後、検証を明確にして、そして今後の臓器移植ということに誤りがないようにしていきたいと考えております。

○阿部委員 五例目以降は、今度は逆に報道の情報量が非常に少なく、外から検証できない体制にもなっております。

問題は多岐にわたると思いますが、とりあえず、今いただきました人権的観点からの見直しというものを前向きに受けとめまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会